

ポスト・新型コロナ感染時代
の
グローバル・ガバナンス
と
日本の役割

世界連邦日本国会委員会 国会有識者諮問機関グローバル・ガバナンス推進委員会

2020年5月10日

国会有識者諮問機関 グローバル・ガバナンス推進委員会

ポスト・新型コロナ感染などの地球規模の課題や危機に取り組むべき
グローバル・ガバナンスと日本の役割

はじめに

第一部

世界連邦日本国会委員会

第二部

答申 提言

第三部

分科会 審議会(意見交換会)

1. 国連改革 分科会

議長 神余隆博 関西学院大学教授、元国連大使

2. 環境問題 分科会

共同議長 沖大幹 国連大学上級副学長

高橋一生 アレキサンドリア図書館顧問

3. 軍縮 分科会

共同議長 阿部信泰 元国連事務次長・国連大使

小溝泰義 核軍縮の実質的進展のための賢人会議 委員

美根慶樹 元軍縮大使

4. 議員外交

議長 長谷川祐弘 元国連事務総長特別代表

5. 国際連帯税(革新的資金創出メカニズム)

議長 上村雄彦 横浜市立大学教授

6. 法の支配

議長 佐藤安信 東京大学大学院教授

はじめに

ポスト・新型コロナ感染など地球規模の危機や課題に取り組むべき グローバル・ガバナンスと日本の役割

新型コロナウイルス拡大は日本のみならず世界中の国々で多大な感染者と死者をもたらしている。多くの国の政府は国境を閉じ外国からウイルスを持ち込まれるのを阻止しようとしている。徳川幕府が外来の宗教や思想が侵入して日本の社会を破壊することを防ぐために鎖国をしたことを思い出す。この感染症のパンデミックと同じように、人類を脅かす地球規模の問題が増えてきている。地球環境破壊と気候変動、そして軍拡競争の再開である。人類の加速する経済活動がもたらす環境の破壊は地球の生態系を崩し、混沌とした世界での権力闘争は想定外の武力衝突を起こす可能性を増している。そして人間の欲望と偏見は国内外で多大な格差と紛争を生み、人口知能(AI)が人類に計り知れない恩恵のみならず危害をもたらそうとしている。グローバル・ガバナンス諮問委員会 は、このように激動する世界で、日本がどのような役割を果たしていけるか、1年間にわたり協議してきた。

あらゆる分野において急速なグローバリゼーションが加速しているが、政治も同じように新たなレベルへと進化できないだろうか。地球規模の課題や危機に対して、ウェストフェリア国家主権体制では対処できなくなったのは明らかだ。国境を越えた国際社会全体の利益と世界の全ての市民の安全と尊厳を守るために、地球の全ての地域と社会の指導者や市民が一体となって行動することが必要となってきた。世界の国々がお互いのアイデンティティと尊厳を認めながら、地球規模の問題を扱う一つの自由で民主的なグローバル・ガバナンスの構築を試みる時がきた。その為にリーダーシップを発揮できるのは、覇権を望まず自由で民主的な社会を営んでいる日本です。

江戸時代の末期に日本は「黒船」に迫られ開国して「明治維新」で「藩」からなる集合体であった日本に中央集権国家を形成した。第2次世界大戦後に、日本は憲法で人間の自由と尊厳を重んじ、恒久の平和を念願し、全世界の人々がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、安全と生存を確保できるように、新たな憲法で武力ではなく相互信頼に基づいた国際協力で「名誉ある地位」を国際社会で得ることを誓った。そして武力ではなく国際協力を行い、2013年の東日本大震災の時には、国際社会から圧倒的な同情と支援を得た。今こそ、自国民だけの安全と福利のみならず、国際社会の全ての人の生命を守ることが、人類の崇高な理想と目的を達成することになります。人類共生の未来を切り開き、世界の市民と共に新たな世界観に基づいたビジョンを持って、理想が現実になるように、日本がリーダーシップを発揮する時です。

令和2年5月6日

国会有識者諮問機関 グローバル・ガバナンス推進委員会座長 長谷川祐弘

第一部

世界連邦日本国会委員会

2019 年 5 月 15 日

国会有識者諮問機関グローバル・ガバナンス推進委員会の設立

超党派の国会議員により構成されている世界連邦日本国会委員会が 2019 年 5 月 15 日に開催された。衛藤征士郎世連国会委員会会長が開会の挨拶と総会議事説明をなされ、猪口邦子世連国会委員会常任理事が司会をされた。各党の代表として自由民主党の伊吹文明元衆議院議長、立憲民主党の福山哲郎幹事長、国民民主党の玉木雄一郎代表、公明党の井上義久副代表、日本共産党の笠井亮政策委員長、社会民主党の福島瑞穂元党首が挨拶された。柴山昌彦文部科学大臣がコメントされた。そして満場一致でグローバル・ガバナンス推進委員会を設立し、元国連事務総長特別代表の長谷川祐弘氏が座長に任命された。



世界連邦 日本国会委員会より、各党を代表して出席



衛藤征士郎世界連邦日本国会委員会会長 自由民主党を代表して伊吹文明元衆議院議長



中川正春世界連邦日本国会委員会事務総長 立憲民主党を代表して福山哲郎幹事長



国民民主党を代表して玉木雄一郎代表



公明党を代表して井上義久副代表



共産党を代表して笠井亮政策委員長



社会民主党を代表して福島瑞穂党首



猪口邦子 自由民主党参議院議員



政府より柴山昌彦 文部科学大臣(当時)

グローバル・ガバナンス推進委員会の谷本真邦事務局長により、参加者と今後の予定として以下のような報告がなされた。

国際機関関係者・有識者各位

まずグローバル・ガバナンス推進委員会にご参加いただいた皆様には御礼申し上げます。お陰様で党派を超えた当国会委員会で諮問機関として承認され無事発足いたしました。

今回ご欠席された方も、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

グローバル・ガバナンス推進委員会
事務局長 谷本真邦

1. まずはこの会に御参加いただいた多くの国会議員、政府・国際機関関係者そして各界の学識経験者についてご報告いたします。このグローバル・ガバナンス推進委員会の趣旨が日本国内外でより広く理解していただけるよう情報の共有することをしていただくようお願いいたします。(敬称略・順不同)

(1) 国会委員会 ～プログラム～

司会：猪口邦子(世連国会委 常任理事)

開会挨拶・総会議事説明：衛藤征士郎(世連国会委 会長)

各党代表挨拶(世連国会委 役員)：

自民民主党 伊吹文明

立憲民主党 福山哲郎

国民民主党 玉木雄一郎

公明党 井上義久
日本共産党 笠井亮
社会民主党 福島瑞穂
政府からコメント: 柴山昌彦(文科大臣)

※出席

本人出席

自民 衆 逢沢一郎、伊吹文明、衛藤征士郎(会長)、亀岡偉民、柴山昌彦、中村裕之、本田太郎
参 猪口邦子
立民 衆 阿部知子、逢坂誠二、長谷川嘉一
参 川田龍平、福山哲郎
国民 衆 玉木雄一郎、西岡秀子
公明 衆 井上義久
共産 衆 笠井亮
社民 参 福島瑞穂
元職/元経産副大臣 牧野聖修(世連協会理事)

(本人出席者の同行秘書の出席者のお名前は割愛させていただきます)

代理出席

自民 衆 井上信治、大塚高司、西村明宏、西村康稔、宮澤博行、吉川貴盛
立民 衆 道下大樹
参 石橋通宏、赤松広隆
公明 衆 浮島智子
共産 参 倉林明子、山添拓
無所属 衆 笠浩史 柚木道義

役員受諾

維新 衆 馬場伸幸

(2) グローバル・ガバナンス推進委員会第一回会合～プログラム～

司会: 谷本真邦(世連国会委事務次長)

委員会発足について「サンフランシスコプロミスとは」: 長谷川祐弘元国連事務総長特別代表(推進
委座長)

個別問題提起:

国連改革: 植木安弘 元国連本部広報局・上智大学教授
法の支配: 佐藤安信 東京大学大学院教授
議員外交: 鈴木賢一 アジア政党国際会議政党事務局部長、牧野聖修 元経産副大臣
環境問題: 沖大幹 国連大学上級副学長・国連事務次長補、高橋一生 国連学会主任
国際連帯税: 甲木浩太郎外務省地球規模課題総括課長・政府 SDGs 推進円卓会議事務局長

軍縮：源田孝 元防衛大教授、功刀達朗 元国連事務次長補・元国連大学客員教授

コメント：猪口邦子 参議院議員、阿部知子 衆議院議員

※出席（敬称略 順不同）

座長

長谷川祐弘 元国連事務総長特別代表・日本国際平和構築協会理事長

政府機関

長岡寛介 外務省総合外交政策局参事官・大使

大八木小夜 外務省総合外交政策局政策企画室

甲木浩太郎 外務省地球規模課題総括課長

篠原信州 外務省地球規模総括課長補佐

大萩明日香 文部科学省国立教育政策研究所

国際機関関係・アカデミア

沖大幹 国連大学上級副学長・国連事務次長補

近藤哲夫 国連開発計画駐日代表

田口晶子 国際労働機関駐日事務所長

早水研 日本ユニセフ協会専務理事

佐藤安信 東京大学大学院教授

高橋一生 国連学会主任・元国連大学客員教授

源田孝 元防衛大教授・幹部学校教官

功刀達朗 元国連事務次長補・国連大学客員教授

黒澤啓 元 JICA 幹部・共立女子大学教授

久山純弘 元国連事務次長補・国連協会理事

山崎節子 元国連開発計画カントリーディレクター・京都大学特任教授

井上健 元国連民主化ガバナンス部長・JICA シニアアドバイザー

水野孝昭 元朝日新聞論説委員・神田外語大学教授

石塚勝美 共栄大学教授

熊谷奈緒子 国際大学准教授

田辺圭一 東海大学准教授

宮越太郎 ブラッドフォード大学

植木安弘 元国連本部広報局・上智大学教授

マイヤリーヒチ 東京大学大学院

エリザベスガマラ 国際基督教大学

鈴木賢一 アジア政党国際会議政党事務局部長

宗教界

篠原祥哲 世界宗教者平和会議

神谷昌道 アジア宗教者平和会議シニアアドバイザー

小林龍雄 人類愛善会(宗教法人大本)

杉浦秀典 賀川豊彦記念資料館副館長・賀川関連団体連絡協議会事務局長

経済界・市民社会

田中徹二 グローバル連帯税フォーラム代表

白須紀子 日本リザルツ代表

井上裕史 大塚製薬国際部長

栗脇啓 公益財団法人味の素ファンデーション

小柴巖和 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

森淳一郎 アライアンス・フォーラム財団

今川昌之 武田薬品官民連携室長

取材記録協力

安藤由紀子 東京新聞記者

国会記者クラブ

世連関係者

塩浜修 世連協会常務理事

横江信義 世連協会員(ワールドパーラメント・ムーブメント)

野田武志 世連協会事務局長

山内建人 世連協会スタッフ

瀧川泰世 世連協会スタッフ

笠間大世 世連協会スタッフ

進士和花 世連学生代表

谷本真邦 世界連邦日本国会委員会事務局次長

第二部

答申 提言

現在感染が拡大している新型コロナウイルスや環境汚染や気候変動、軍拡競争の再開、紛争やテロ、貧富の格差拡大、金融、エネルギー問題といった地球規模的な危機や課題に対して、自国中心主義のウエストフェリア国家主権体制では有効に対処しきれなくなってきている。そして、あらゆる分野において急速なグローバリゼーションが進行している今日の国際社会では、私たちは国境を越えた国際社会全体の利益と全世界の市民の安全と尊厳を守るために、地球の全ての地域と社会の指導者や市民と一体となって活動することが必要です。

日本国民は憲法で、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、全世界の人々がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、安全と生存を確保できるように努力することを誓いました。そして国際社会の公正と正義を全うするために、今こそ、持続可能な人類共生の未来を切り開き、世界の市民と共に新たな世界観に基づいたビジョンを持って進むべきです。そうすることによって自国の国民の安全と福利のみならず、普遍的な政治道徳の法則に従って、国際社会の全ての人たちの生命を守ることが、人類の崇高な理想と目的を達成することになります。

この全人類共同体の新たなビジョンに基づいて、グローバル・ガバナンス推進委員会は、2019年5月に設立されてから1年間かけて、分科会を構成して六つの地球規模課題に関して、どのように対応していくべきか討論いたしました。

- | | | | |
|----------|------|-------|---------------------|
| 1. 国連改革 | 議長 | 神余隆博 | 関西学院大学教授、元国連大使 |
| 2. 環境問題 | 共同議長 | 沖大幹 | 国連大学上級副学長 |
| | | 高橋一生 | アレキサンドリア図書館顧問 |
| 3. 軍縮 | 共同議長 | 阿部信泰 | 元国連事務次長 |
| | | 小溝泰義 | 核軍縮の実質的進展のための賢人会議委員 |
| | | 美根慶樹 | 元軍縮大使 |
| 4. 議員外交 | 議長 | 長谷川祐弘 | 元国連事務総長特別代表 |
| 5. 国際連帯税 | 議長 | 上村雄彦 | 横浜市立大学教授 |
| 6. 法の支配 | 議長 | 佐藤安信 | 東京大学大学院教授 |

各々の分科会の議長と提言はこの通りであります。

★なお分科会・参加者は順不同。大部分で国際連合は国連と略称しております。

令和2年4月9日

グローバル・ガバナンス推進委員会 座長 長谷川祐弘

答申 提言

分科会 I. 国連改革

議長 神余 隆博 大使

国連改革が進行しつつある21世紀の国際情勢を踏まえ、国連が100周年を迎える2045年を目標に、国連システムをより実効的かつ効率的なものへと変革していくために以下の提言を行う。これらの提言は、国連改革を考えるうえで、喫緊の課題である①現在の差し迫った危機や問題への対処、②国連組織のガバナンス改善、③市民社会等非国家主体とのかかわりの強化、という3つの視点にもとづくものである。今こそ国連憲章第109条に立ち返って国連改革を推進すべきである。

提言1. 国際情勢の構造的な変化により、国連を中心とする多国間主義（マルチラテラリズム）と国連憲章の思想的根幹である自由、民主主義、人権ならびに法の支配が大きな挑戦を受けている。多国間主義と国連の理念を守るため、すでに欧州やカナダなどが中心になって進められている多国間主義のための同盟（Alliance for Multilateralism）」に日本はより積極的に参画して有志国とともに国連その他の国際組織による法の支配に基づくグローバル・ガバナンスを強化すべきである。また、持続可能な開発や地球規模課題の解決には、公正なガバナンスが不可欠である。特に、人の生命にかかわる危機管理及び紛争処理にあたる国際機関の運営及び決定は、不偏かつ客観的知見に基づく公正なものでなければならない。このため、国連システムの長は、CEB*においてグローバル・コンパクトを締結すべきである。

* The United Nations System Chief Executives Board for Coordination

提言2. そもそも国連は憲章前文で謳われている通り、We, the peoples によって創設されたので、真に多様な世界の市民社会の声を国連に反映すると同時に、国連総会の役割を強化すべきである。そのために国連総会は「地球市民会議（Global People's Congress）」を設立すべきである。「地球市民会議」は、市民社会の代表によって構成され、その決議は国連総会への勧告に止まらず、地球社会の自律的行動規範として各国の市民社会によって自発的に実行され、各国政府の行動に影響を与えるものとなるべきである。また、国連総会の役割を強化するものとして、国連事務総長の任命に関しては、安保理は複数の候補を国連総会に勧告し、国連総会は候補者の決定に当たっては「地球市民会議」の意見を聴取すべきである。

提言3. 安全保障理事会は、第2次世界大戦直後の勢力状況に基づいているが、その後に変貌した現在の国際社会の構造と普遍的な価値観を反映すべきである。特に、ジェノサイドや人道に対する犯罪に関しては、安保理常任理事国が拒否権を行使しないことを加盟国の意思として国連総会決議で取り決めるべきである。安保理改革は待ったなしであり、15

年間の議論と10年間の不毛な交渉に終止符を打ち、実現可能な改革を行うべきである。具体的には、4年以上の長期で再選可能な新たなカテゴリーの理事国（特別任期理事国）6議席の創設と現行の非常任理事国2議席の追加を目指すべきである。特別任期理事国6議席（アジア2、アフリカ2、欧州1、中南米1）には同じ地域の国連加盟国が共同で一つの議席に立候補することもできる。非常任理事国の追加2議席は、アフリカおよび東欧に配分する。常任理事国の議席については、上記の改革の実現から10～15年後の常任理事国をめぐる状況を見極めて、議席の増減を含む適切な改革を行う。

提言4. 平和構築委員会は、安全保障理事会のみならず国連総会、経済社会理事会、人権理事会との連携を一層強化すべきである。そのために、安保理決議および総会決議により平和構築委員会を「平和構築理事会(Peacebuilding Council)」に格上げすべきである。そして、安全保障理事会は、紛争の平和的解決や平和に対する脅威、平和の破壊、侵略などの武力行使を伴う伝統的な安全保障問題並びに「保護する責任」(R2P)を主として扱い、「平和構築理事会」は、紛争予防、紛争後の国家の再建、気候変動、自然災害、人権侵害に関する対策など、平和構築と人間の安全保障ならびに武力行使を伴わないR2Pに関する責務を負うものとする。

提言5. 国連総会を活性化させるために、毎年総会冒頭に行われているハイレベル・ウィークをG20やEUなどの国連以外のグローバル・地域組織とのハイレベル対話フォーラムにして、グローバル・ガバナンスに関する連携を強化すべきである。また、総会の第1から第6委員会と並ぶ第7の委員会として、世界各国の中央および地方の立法府の代表からなる「国連議員委員会」(UN Parliamentary Committee)を設立して加盟国政府から成る国連総会に立法府としての意見を反映させるべきである。

提言6. 持続可能な開発目標(SDGs)2030に示されている地球社会の平和・開発・環境・人権の促進のためには、ODAを統合した“Official Peace and Development Assistance(OPDA仮称)”の概念の導入、国連憲章第26条に定める軍縮による人的・経済的資源の有効活用ならびに民間資金の活用を含む、革新的な資金調達システムの構築が不可欠である。国連事務総長は、モンテレイ・コンセンサス(Monterrey Consensus)を発展させることによって、これらの課題に統合的に取り組むための戦略と資金の調達・運用・監査・評価の仕組みを関係諸国・諸機関と協議のうえで策定すべきである。また、これを議題とするハイレベルの国連特別総会を開催すべきである。

提言7. 国連財政は活動の錯綜および重複に加えて、分担金の不払いによって恒常的な資金不足に陥っている。国連事務局はスクラップ・アンド・ビルドの考え方で国連の活動全般にわたり重複を避けた、首尾一貫した戦略的プランをフィールドおよび本部レベルで構築し、加盟国に示す必要がある。加盟国は、シェアホルダーではなくステークホルダーの考え方に立ち、支払い遅延や未払いのない誠実な履行を国連総会で確認すべきである。

分科会 II. 環境問題（地球環境保全と気象変動）

共同議長沖大幹国連大学上級副学長、高橋一生アレキサンドリア図書館顧問

【はじめに】

我々の未来は、利己的な利益追求に根差した格差の拡大という現代社会の病をいかに克服するかにかかっている。そのために機能すべき民主制、開発独裁体制、王制などほぼすべての政治システムが劣化し、かつ20世紀後半には希望の星であった市民社会が弱体化しつつある。そのため、多様な環境課題は多くの努力にもかかわらず深刻度を増し、特に人間活動に起因する気候変動や大規模な土地改変は生物多様性を急速に毀損するばかりか、食料や水などの供給を不安定化し、自然災害リスクを高め、社会秩序を乱して世界平和や人類の繁栄をも脅かしつつある。エネルギー・資源多消費型で欧米を中心として展開してきた第一世代のグローバル文明が新たなグローバル文明を生み出す苦しみの中で地球環境の諸課題に取り組まねばならないということなのであろう。また地球環境への効果的な取り組みが、かかる現代社会の病を治癒する処方箋の手本を提示し、第二世代の地球文明の夜明けを告げることにもなるのであろう。

そうすると、地球環境への取り組みは、現代社会が拠って立つ既存の枠組みを超え、もう一度人間の本質を根本から見直して新たな世界システムを構築する努力として捉え直す必要があるということでもあろう。生活の足元から地域社会へ、さらに国家から国際社会へ仕組みを築き上げなおすというグローバル・ガバナンスという発想そのものが地球環境の諸課題に対する基本的姿勢にならなければならないということであろうと思われる。19世紀後半から展開してきた行政中心の国際メカニズムから、市民、地域社会、それを代表する政治家、あるいは専門家や文化人等が前面に出る世界システム、それを補佐する地域から国家レベルに至る行政、企業という構造の方向性に大きく舵を切ることが求められているのであろう。

その実現には

- 1) 地域から国家レベルにいたる政治・行政・企業・教育セクターの地球規模の連帯
- 2) 市民、行政、政治家を問わず、すべての個人の抜本的な意識改革、
- 3) 持続可能な社会構築の社会・経済・科学技術政策における全省庁横断的・包括的な扱い、
- 4) 新しい時代にふさわしく、すべての関係者に開かれた地球環境世界機構の革新的設立という方向性を目指すことが重要な第一歩になる。

地球環境が健全でなければ人類は生存できず、公正な社会正義の実現も持続可能な経済発展もあり得ない。地球環境保全と、人類の発展とその存続を共立させようという総意に基づきグローバル・ガバナンスの推進を提言する。

提言1.(目的) 新時代のマルチラテラリズムに基づくグローバル・ガバナンスを推進せよ
世界のすべての人々がより心豊かに健康で文化的、安全で尊厳を保てる幸せな生活を送れるようにするため、2015年に国連総会で合意された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」に描かれたより良い社会の実現を実現すべきである。そのためには、新たな時代にふさわしい非政府組織も含めた多国間主義(マルチラテラリズム)に基づくグローバル・ガバナンスを推進する必要がある。

提言2.(必要性) 民主的なグローバル・ガバナンスにより環境保全と平和維持を実現せよ
環境保全は社会正義や経済発展と共に持続可能な開発を支える3側面のひとつであり、心豊かで健康な生活の基盤となり、経済発展を促し、地域社会を安定化させ、世界秩序や平和の維持にも資するなど、人間の安全保障に欠かせない。一方で、平和維持が持続可能な実現や環境保全には欠かせないという視点を持つ必要もある。地球温暖化の緩和策(温室効果ガスの排出削減)には世界的な連携が不可欠であり、その実現には自国第一主義の克服、格差の是正へ向けた努力が前提となり、特に、民主主義的なグローバル・ガバナンスが必要とされている。

提言3.(役割) 俯瞰的なグローバル・ガバナンスにより課題解決の相乗効果を促進せよ
2030アジェンダに掲げられた17の持続可能な開発目標(SDGs)間や、地球温暖化による気候変動への緩和策や適応策、自然災害リスクマネジメントの間には貧困の撲滅や脆弱性の削減、あるいは資源の効率的な利用などを通じた様々な相乗効果が期待されるが、一方で、土地や投資可能資源などのグローバルコモンズを介したトレードオフも懸念される。グローバル・ガバナンスの推進によって、そうしたトレードオフをできるだけ抑え、多くの相乗効果を生むようにすべきである。

提言4.(留意点) 多様な関係者の参画により緻密なグローバル・ガバナンスを推進せよ。
格差の是正と2030アジェンダが目指す社会への変革には、ジェンダーへの配慮、市民や文化人・専門家らの当事者意識の高揚と行動力の育成、地球連帯基金といった資金メカニズムを推進するグローバル・ガバナンスの推進と共に、次世代を担う多様な若者世代の参画と勇気ある行動が不可欠である。その際には持続可能な開発のための教育(ESD)、地域の人材育成と包摂的な環境アセスメントに資する情報発信を促す取り組みが極めて重要であり、変革に伴い不当な不利益を被る人たちが出ないようにする「公正な転換(just transition)」も意識される必要がある。またSDGs債やグリーンボンド等を含む民間資金の導入や国内資金調達、それらの投資効果のevidence basedの検証、監査、認証、それらを支える情報システムへの透明なアクセスの確保が不可欠である。

分科会 III. 軍縮

共同議長 阿部信泰元国連事務次長、美根慶樹元軍縮大使、
小溝泰義核軍縮の実質的な進展のための賢人会議委員

人類は平和を希求しつつも武力紛争を繰り返し、とりわけ、二度の世界大戦は世界中の人々に耐えがたい悲劇をもたらした。その痛切な反省にたって国際人道法、不戦条約、国際連合システム等が生み出された。「人の心に平和の砦を築く」ため、教育、科学、文化の関係によって国際平和と人類共通の福祉を促進する国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が設立されたのも同じ背景による。しかし、人類は未だ国際紛争や国内の軋轢を武力によらずに解決する習慣に習熟していない。そうした不安定な社会に14000以上の核兵器が存在し、意図せずとも、事故や誤算により使用され、容認できない非人道的な悲劇をうむ恐れがある。本年、米科学誌の「世界終末時計」は、核戦争と気候変動の危険が、AI技術を伴う情報操作やサイバー攻撃、世界の為政者による無策と管理・解決システムの損壊により増幅されていることを背景に、「人類の終末まで100秒」と発表した。冷戦最盛期を超える最悪の危機認識である。核戦争と気候変動の二つの危機の解決には、いずれも、個別の利害関係を超えて国際社会全体が協力し得るか否かが問われる。核軍縮を進展させるためには、対立的な安全保障環境をいかに協調的な環境に転換するかという基本的な発想の転換が必要である。このためには、世界の為政者（特に核大国の指導者）のリーダーシップとともに、世界の市民社会が幅広く国際理解、国際協調の潮流を起こしうるかが問われる。持続的成長には、平和の維持が不可欠であると同時に、貧困や格差を解消する持続的成長の進展が紛争の原因を軽減し、平和の維持に貢献する。（*）その意味で、国連のSDGsの推進は、平和の維持、軍縮の進展を支えることに留意すべきである。また、軍縮は、それ自体が信頼醸成措置であり、国際協調を促進する効果を有する。

（*）この関連で、長年にわたるテロとの戦いに限界を感じだした米国が、テロや紛争の根源となる貧困、格差、社会的公正等の是正による紛争予防の必要に目覚め、ガバナンスに欠ける脆弱国家に対する脆弱性克服の支援を目的とする新法令（Global Fragility Act）を超党派で議会採択し、これを組み込んだ2020年度統合歳出入予算法が2019年12月20日トランプ大統領の署名により成立したことは注目に値する。このような基本認識に立ち、以下の提言は、軍縮の具体的課題のみならず、国際社会全体が新しい発想で軍縮を可能とする協調的な国際安全保障環境を醸成するために不可欠な、市民社会の役割にも焦点を当てた。また、AI等の新技術が軍縮・軍備管理に及ぼす新たな課題についても注意を喚起している。

提言1. 核兵器不拡散条約（NPT）は、190か国を締約国とする核軍縮・核不拡散体制の要石であるが、近年挑戦にさらされている。特に、NPT第6条に定める核軍縮に関する誠実交渉義務の履行が停滞し、義務に逆行する動きすらあることが懸念される。日本は、NPT

体制を維持強化し、第6条の義務履行を促進するため積極的に貢献すべきである。まずは、本年のNPT運用検討会議が核軍縮の進展に資するものとなるよう具体的な提言をすべきである。

提言2. 中距離核戦力（INF）全廃条約の失効に続き、2021年に期限を迎える米ロ新戦略兵器削減条約（新START）が延長されない恐れがある。米ロ間の核軍備管理体制が損なわれれば、世界全体の安全保障体制に深刻な影響を及ぼす。さらに現在すべての核保有国が進める核兵器の近代化計画は、国際紛争を誘発するリスクを高めている。日本は、米ロ両国に対し新START条約の延長確保を働きかけるとともに、それを基盤として、核保有国による多数国間軍縮交渉の実施を働きかけるべきである。

提言3. 国際的な核軍縮交渉の推進上、CTBTの発効促進は重要。日本はこのための努力を継続強化すべきである。また、核軍縮に必要な条約遵守の検証措置を具体化するため「核軍縮検証のための国際パートナーシップ」等での作業を推進すべきである。さらに、核軍縮と並行して核テロ、核セキュリティ対策、核物質管理等の法的規範および国際協力を一層強化するため貢献すべきである。

提言4. 2017年7月に122カ国の賛成票で採択された核兵器禁止条約（TPNW）が核兵器の全面禁止を定めるのは、核兵器の存在自体が提起する安全保障上のリスクや核兵器使用の容認できない非人道性に対する国際的な認識の高まりを背景にしている。唯一の戦争被爆国として日本は、核保有国と非保有国の橋渡しをつとめ、核兵器禁止の国際規範の強化を促進し、核軍縮を具体的に進めるためのイニシアティブをとるべきである。また、オブザーバー参加も可能なTPNWの締約国会合が開かれる際には、日本も参加し、同条約前文の「核兵器の禁止は、不可逆的な、検証可能なかつ透明性のある核兵器の廃棄を含め、核兵器のない世界を達成し及び維持するための重要な貢献となる」との期待に沿って、核廃絶の条件整備および、核兵器の廃棄を検証し管理するための措置の具体化に貢献すべきである。

提言5. 広島、長崎の被爆者の被爆証言と「このような悲惨な思いを他の誰にもさせてはならない」との普遍的・人道的メッセージが核兵器の使用を防ぐ力となり、核兵器廃絶を目指す重要なよりどころとなってきた。核兵器の非人道性の認識を常に発信する事は今後とも必要。そのために、広島、長崎に為政者、未来を担う青少年等多様な人々の訪問を促進し、また、核軍縮促進のための国際会議や市民社会による核兵器のない平和な世界を創出するための幅広い議論の場を提供すべきである。この関連で、福島やチェルノビルのような原発災害が引き起こす甚大で長期的な被害を認識し、日本は、放射線源のいかんを問わず決して被曝者を出さないための国際的努力を先導すべきである。

提言6. 日本国憲法前文および第9条の普遍的ビジョンを重視し、緊密な日米間対話に加え、ロシア、中国、朝鮮半島、ASEAN諸国等とも対話を重ね、憲法第9条のビジョンを国際社会の現実の中に展開するための独自のアイデアを発信すべきである。その具体的な方法として、例えば、武力によらない協調的安全保障の模索や、防衛省・自衛隊が実践してき

た、「仮想敵を想定しない」、「専守防衛政策を採用する」、「組織の効率化によって戦力は維持するが兵力は削減する」という防衛政策を軍縮モデルの一例として国際発信することもできよう。

提言7. 核廃絶の実現のためには、世界の為政者のリーダーシップと幅広い市民社会の協働が必要。幅広い市民社会の中に、違いを尊重しつつ対話により共通価値・共通目標を創出・推進する流れを支援すべきである。このようなグローバルコミュニティのモデル（自治体や市民団体による町おこし、青少年対策、高齢者支援等の成功例を含む。）を足下から発掘・プロモートするため、地方自治体の国際組織「平和首長会議」が「核兵器のない世界」および「安全で活力のある都市」の実現に超党派で取り組んでいる活動や「Faith Based Organization」が宗派の違いを超えて、現実の国際社会問題に人道的、倫理的観点から共通点を探りつつ核兵器のない世界を目指す活動などを支持すべきである。

提言8. 市民が世界の安全環境と軍備の実情を包括的に認識し評価することを可能にするため、必要な情報を収集、検証、開示できる体制を整備しデータベースを確立すべきである。

提言9. 相互不信をなくし国家間の信頼醸成を積み上げる為、次の分野で日本がイニシアティブをとるべきである。①通常兵器の軍縮を推進する、②学校教育・市民教育を通じて核兵器の非人道性を世界の人々に知らせ、核兵器廃絶を世界共通の規範とする、③企業に対してESG（環境・社会・ガバナンス）にD（軍縮）を加えたESGD投資を訴え、軍拡や核兵器に関連する企業の影響力を抑える、④世界連邦につながる組織として、すべての核保有国を含むアジアにおける安全保障の枠組みを構築し、相互依存・相互信頼に基づいたアジア連合のような地域統合組織を作り上げることを目指す。

提言10. 軍縮・軍備撤廃にあたっては、新技術の発達が兵器に及ぼす影響、例えば、核関連システムに対するサイバー攻撃や核兵器の運用におけるAI導入がはらむ危険性についても視野に入れる必要がある。また、生物・化学兵器、通常兵器、小火器、ドローンなどの新型兵器の規制・禁止や、宇宙の軍備管理も検討すべきである。さらには、デジタル通貨・金融の導入に伴う決済手段の根本的变化が不正な武器移転を含む不透明な軍備拡張を助長する恐れを認識し、国際社会が喫緊の課題として対策を検討すべきである。

提言11. グテーレス国連事務総長が発表した軍縮アジェンダには、核・大量破壊兵器を対象とした人類を救うための軍縮、通常兵器を対象とした命を救う軍縮、ロボット・AI兵器を対象とした将来の世代のための軍縮、そして軍縮のためのパートナーシップの強化の重要性が述べられている。支持すべきである。

分科会 IV. 議員外交

議長 長谷川祐弘元国連事務総長特別代表

感染症のパンデミック、環境汚染や気候変動、紛争やテロ、貧富の格差拡大、金融、エネルギー問題といった地球規模課題には主権国家体制を原則とする国連機関では有効に対処しきれない。世界連邦運動が長年提唱してきた世界議会、その前段階と位置付ける国連議員総会（United Nations Parliamentary Assembly）設立が喫緊の課題となっている。

国連議員総会は、世界のあらゆる国や地域の市民の声を集めるため、加盟国議会の勢力比に応じた与野党議員で構成される。出席議員は、秘密投票制度等により自国の利害から離れ超国家的立場から意思決定できる。行政府の集合体である国連の活動を独立的にチェックできるよう総会機能を段階的に高めていく。

国連議員総会の設立を展望しつつ、グローバル・ガバナンスを推進するために今取り組むべき課題を下記に記す。なお、議員外交を推進するにあたり、議会の日程を事前決めておくことや、議員外交のための本会議欠席といった国会運営改革をセットで行うことも喫緊の課題である。

提言1. 国連の民主的統治の強化、国連議員総会の設立

列国議会同盟が国連総会オブザーバーの地位を活かし、国連活動の監視機能強化を図るべきである。世界連邦運動が欧州議会の実績を評価、世界議会を展望し、諮問的役割を担う国連議員総会の設立を提案していることを支持する。

提言2. 国連代表部大使に閣僚経験者の就任

米国などは国連大使を議員や州知事ら公選経験者が務めており、大統領と直結して地球規模的な課題に携わっている。日本も閣僚や知事経験者が国連大使を務めることによって、世界観を深化させるとともに、国連との連携を強化する。

提言3. 議会外交等の積極的な推進

列国議会同盟会議をはじめ、アジア・太平洋議員フォーラム、日本・EU議員会議などの議会外交、アジア政党国際会議などの党間交流の機会を積極活用し、国連議員総会設立に賛同する政治家を増やす。その為に、外国の政治財団に見られるように、プロジェクトの国際協業化を図るとともに、補佐体制の整備も重要な課題である。

提言4. 議員連盟の活性化

各国との議員連盟を活性化するために、外務省・在外公館の情報に加えて、有識者、企業、研究者らのネットワークや情報を活用し、各国の問題や地球規模課題の理解を深め、政策立案に活かす。また議員本人が、様々な分野で一貫性のある国際的な協力作業をおこない、言語や国境を越えて持続可能な関係を構築すべきである。

分科会 V. 国際連帯税（革新的資金創出メカニズム）

議長上村雄彦横浜市立大学教授

地球規模課題は、いよいよ人類の生存の危機と同義語となってきた。中国で発生した新型コロナウイルスの流行は、世界各国に拡大し、その勢いは増すばかりである。患者数の急増による国際的な医療崩壊やニューヨークやロンドンといった国際都市の閉鎖などが進み、これが長期化すれば、世界経済に与える打撃は計り知れない。また、地球温暖化についても、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、このままいけば、早ければ2030年に地球の平均気温が産業革命前と比べて1.5℃上昇することを発表した。それは、かつてないほど巨大な台風、洪水、高波、海面上昇、熱波、干ばつ、食糧不足、感染症の蔓延などにより、この先人類が生存できるかどうか分からない状態に突入することを意味している。

そのほか、拡大する一方の世界的な貧富の格差やなくなる貧困、止まらない紛争など、これらすべてが「負の相乗効果」を引き起こし、人類の生存の危機がさらに進むことが予想される。そして、この危機を回避するために残された時間はわずかであり、まずはこのような地球規模課題の解決に向けて国際的な連携と協力を進めなければならず、そのためには財源として巨額の資金が必要となる。その額は、途上国だけで年間およそ400兆円と推計され、さらに感染症の薬剤の開発や医療体制の整備にも多額の資金が要る。他方、先進国のODAの総額は17兆円程度であり、近年台頭している中国など新興国による途上国に対する資金援助、途上国内部での資金動員、民間資金の導入などにより資金を調達したとしても、最終的に年間280兆円が不足すると試算されている。

このように不足する地球規模課題の解決に向けた資金の調達とグローバル化の負の影響を低減させる手段となるのが、グローバル・タックスである。これは、地球規模での新たなシステムとしての税制の導入を意味するが、次の3つの柱からなる。①世界の租税当局が金融口座情報を共有することである（タックス・ヘイブン対策）。②国境を超えた革新的な租税の賦課・徴収を行うことであり（国際連帯税）、③このような税制を整備することにより、現在の民主性や透明性、説明責任を欠くグローバル・ガバナンスを変革することである。

グローバル・タックスが実現すれば、長期的にタックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避の問題は解消し、投機的金融取引や武器取引、エネルギーの大量消費など、グローバル化の負の影響は抑制され、理論上300兆円近い税収が生み出されて地球規模課題の解決のための財源の調達が可能となる。さらに、グローバル・ガバナンスの透明化や民主化、説明責任の向上が進み、世界連邦の実現に向けた土台の構築につながることを期待される。

国際連帯税分科会は、人類の生存の危機の克服のために必要な資金を創出し、グローバル化の負の影響を低減させ、より望ましいグローバル・ガバナンスを創造するために、グロ

ーバル・タックスとして国際連帯税の導入の実現を強く求め、以下の提言を行う。

提言1. 航空券連帯税の導入

今回の新型コロナウイルスの国際的流行でよく認識されたとおり、感染症は国際交通によって世界中に拡大する。その意味で、国際航空券に課税し、その税収を感染症対策に使用する「航空券連帯税」はその負担と目的が対応する。実際にフランスや韓国など10カ国がすでにこれを導入している。日本においても、その導入をめざして議員立法が検討されているが、当面、ファーストクラス1500円、ビジネスクラス1000円、エコノミークラス500円程度を課税する航空券連帯税を、日本政府はすぐに導入実施すべきである。

提言2. グローバル通貨取引税の導入

河野太郎前外相は、地球規模課題を解決し、SDGsを達成するために必要な資金を、為替取引税で創出することを提言した。これに対し、日本が単独で導入すると資金が他の金融市場に流出するとの批判があった。これを避ける方法として、「グローバル通貨取引税」がある。これは多通貨同時決済銀行（CLS）での決済時に低率で課税を行うもので、世界の主要通貨に一齐に課税することができる。税収も3兆円ほど見込まれており、日本政府はこれを早急に導入すべきである。

提言3. デジタル連帯税の導入

いわゆるGAFAに代表される国際的デジタル産業は、いまや世界で莫大な利益を上げているにもかかわらず、それに見合った税金を払っていない。そこで、現在OECDが中心に、このようなデジタル産業に課税を行うための国際的な課税ルールの見直しを進めている。一方、EU各国ではデジタル・サービスに対する新たな課税を行う動きがある。そのようなデジタル産業に対する課税による税収の一部を、地球規模課題の解決やSDGsを達成するために使用する「デジタル連帯税」は、まさに時宜にかなった税であるといえる。日本政府は、デジタル課税の議論に関与し、税収の地球規模課題の解決への分配を主張すべきである。

提言4. その他の国際連帯税の導入

そのほか、CO2排出を抑制し、税収を再生可能エネルギーに充当する「地球炭素税」や、「タックス・ヘイブン税」、「武器取引税」など、地球社会に負の影響を与える活動や主体にペナルティを課す税なども、今後さらに検討すべきである。

提言5. 税収の使途と今後の展望

これらの税収は、地球規模課題を解決し、SDGsを達成するために使われるべきである。グローバル・タックスとしての国際連帯税導入の初期段階では、各国が課税、徴税を行うことになるが、将来的には国際機関が課税、徴税、分配を行い、それを契機に現在のグローバル・ガバナンスを大きく変革し、将来的に世界連邦を実現していく長期展望を持ちながら議論を深め、できる税から一つずつ導入実施していくことを、日本政府に要請する。

分科会 VI. 法の支配

共同議長 佐藤安信東京大学大学院教授

共同議長 井上健 JICA シニアアドバイザー、元国連民主化ガバナンス部長

我々は、グローバル化の急速な進展による主権国家体制の限界を認識し、グローバル・ガバナンスを支える新たな「法の支配」の構築を模索し、1. 国際法遵守、2. 国内法協調と3. トランスナショナル法（越境法）の発展、の3つの観点から、以下の提言を行う。

提言1. 国際法遵守のための制度設計と啓蒙への国際協力を主導

国際司法裁判所、国際刑事裁判所など国際司法の権限の拡大と強化、国際仲裁、調停などの促進し、国際法違反の制裁手続の透明化などによる法執行の実効性と公平性を担保すべきである。そして一新たな条約などの国際法の策定、批准における弱小国や非国家主体の参加を促進

提言2. 各国国内法の調和の協調

国内裁判官、法曹関係者、仲裁人、調停人、政府、立法機関関係者の国際法、比較法研究、研修の強化による民商事紛争解決と刑事司法における国際協調の増進を図り、主要な国内立法、行政規範、判例などを翻訳して発信すべきである。また、法整備支援における透明性の確保や人材育成による汚職防止、市民社会参加、公正公平な執行の確保と独立した司法制度の促進、外国判決、国際仲裁判断や調停合意の承認・執行確保のための国際連携において指導的役割を担うことがのぞまれる。

提言3. 国際法と国内法のギャップを埋める越境法の発展とシナジー効果を促進

2000年国連グローバル・コンパクト、2011年国連「ビジネスと人権」に関する指導原則、2015年国連持続可能な開発目標（SDGs）、2018年国連難民および移民に関する各グローバル・コンパクトなど、主要なソフトローによる新たな行為規範の定着と、そのハードロー化への取り組みの支援し、持続可能な市場によるグローバル化のためのルールメイキングを主導する。そして、これらソフトローの実効性確保のための、民官産学を含むマルチ・ステークホルダーによるネットワークによる、相互補完的なチェックアンドバランスと、そのためのアカウンタビリティ確保のための定期的報告制度、被害者救済のための不服申立手続の導入を促進すべきである。また地球環境エコシステム、生物多様性を踏まえた持続可能な次世代を含んだ「人間の安全保障」のための、地球規模の課題に取り組む次世代志向型「法の支配」の構想と、中央集権管理型から自律分散型ガバナンスへの転換のための「法の支配」の提言を発表。

第三部

国会有識者諮問機関グローバル・ガバナンス推進委員会

分科・審議会での討論内容

分科会Ⅰ．国連改革

第一回審議会

2019年7月23日

国会有識者諮問機関グローバル・ガバナンス推進委員会の国連改革に関する分科会が第一回目の意見交換会を2019年7月23日に開催した。神余隆博グローバル・ガバナンス諮問委員会 国連改革分科会の議長である関西学院大学教授/国連・外交統括センター長/元国際連合日本政府代表部特命全権大使が基調講演を行い、パネル討論者として川端清隆福岡女子学院大学教授と高瀬千賀子元国連地域開発センター所長が見解を述べた。



【開会の挨拶】

冒頭、谷本 真邦グローバル・ガバナンス諮問委員会事務局長より、本年5月15日に発足したグローバル・ガバナンス諮問委員会における分科会の目的は、問題提起された、①国連改革、②環境問題、③軍縮、④議員外交、⑤国際連帯税、⑥法の支配などの分野において、有識者による討論会を介した意見交換して提言することであり、今年度中（2020年

3月迄)にまとめた報告書を作成し、政府や政府間会議等への提言につなげることを目指す旨説明した。

【基調講演の概要】

グローバル・ガバナンス推進員会国連改革議長として神余隆博教授が、以下のとおり問題意識と見解を述べた。

国連に関する日本が抱える主要な問題意識としては、①中国の影響力の拡大、②国連憲章を支えてきた自由・民主主義的秩序の後退、及び③日本の存在感の希薄化が、顕著となってきた。これらを背景に、現実的な改革案を提唱していく上で、国連改革を行っていくには今後30年先を見越し、国連発足の100周年である2045年を目標にすることが妥当であり、オールジャパンの立場としてまとめていくことが重要である。国連における政策課題の前提条件も、「貧富の差」や「主権の在り方(独裁・権威・自由民主主義)」等新しい形での分断に基づき形成されてきているため、国連改革については、既存の議論を出発点とするのではなく、新規な観点からの提言を練り直し、すでに1970年代から提唱されていたが、忘れ去られた提言案を再度掘り起こす等の取り組みも検討する。

改革分野としては、(1)平和と安全、(2)経済と社会開発、(3)人権と自由、そして(4)地球環境と宇宙の保全の4分野を提案するが、それらに関する提言の概要一部は以下のとおりである。①平和と安全の分野では、日本は、安全保障理事会(「安保理」)改革について、G4を離れ、異なった発想で早期に実現可能な改革を目指し、また、軍縮に関する日本のイニシアティブの一環として、例として、軍事参謀委員会を活性化し、核を含む軍備規制を強化するとともにジュネーヴ軍縮会議を廃止して新たな軍縮理事会の創出を提唱していく。更には、日本の役割として国連憲章第6章に基づく紛争の平和的解決(平和創造活動:PMO)を、紛争予防も視野に入れ強化していくことを提唱する。②経済と社会開発の分野では、現在の経済社会理事会(「ECOSOC」)の加盟国数を半減し、独立した意思決定機関(法的拘束力はないが、政治的拘束力はある)とし、10年毎に見直すことを提唱していく。③人権と自由の分野では、人権理事会が期待された機能を果たしておらず、米国の復帰を求めるためにも、ECOSOCの理事国から理事国が選出される等、再び人権と自由を国連の中心に取り戻すことを提唱する。④地球環境と宇宙保全の分野では、抜本的な改革の実行を可能とするため、信託統治理事会を廃止し、地球環境理事会をナイロビに設置することを提唱する。

【パネル討論会】



川端 清隆福岡女子学院大学教授は、25 年の国連勤務経験に基づき、以下のとおり、発言した。

- 日本の問題意識として、国連における中国の影響が拡大していることが重要視されてきていることに共感するが、中国の強みは、国連を通じて中国の指導権を確立したい明確な目的があり、国連に自国の職員を送り込むことで、国連政策に影響を増していく戦略を遂行していることである。
- 安保理改革については、進まない中で、何を変えると実質的に改革につながるのかを見直す必要がある。安保理改革案では G4 案の地域代表の在り方に関して、アフリカ 2 か国の追加についても対立があり、コンセンサスグループではイタリアの G4 に対する反論が高まってきていた。
- 上記を踏まえて、国連における日本の国益は何かを問い、即ち、日本が常に安保理にいるという状態を維持するためには、どのような立場をいかに向上していくかの方向性を精査し、国連の中で日本にとって利益となる戦略を立てていく必要がある。
- 以上を踏まえ、オールジャパンの立場で、日本が提言する初めての改革案でなくてはならないと考える。

高瀬千賀子元国連地域開発センター所長は、34 年の国連勤務経験に基づき、以下のとおり発言した。

- ECOSOC は、2030 Agenda (SDGs) の採択にもより、開発課題を全て持続可能な開発を基に組み直しており、組織内の呼称にも「Sustainable Development」と付くところが増加している。
- 1984 年の時点では、国連での経済分析は Bretton Woods が行うとされていた中、今日、国連は、経済を含む幅広い分野に関する協議を可能とするプラットフォームとなっている。
- 現在の Sustainable Development Goals(SDGs)は、国連で策定や採択の議論がされなかった MDGs と比較すると、中進国から提案され、加盟国全体参加で、国連のプロセスを踏んで策定され、フレームワーク化された。今では、SDGs は、毎年のハイレベル政治フォーラムで進捗状態が議論され、4 年毎にはサミットレベルでも協議される事になっている。
- ハイレベル政治フォーラムでの議論の形態については見直しの機会を作ること、危機管理機関の設置等が今後の課題となると考えていたが、危機管理の方法としては、現行の制度上、例えば食糧危機の時にローマ食糧関連 3 機関に対して財政支援を行うために開催した、Special Session を通じて対応することも制度上可能であると承知している。

【参加者による意見交換（発言順）】

長谷川祐弘グローバル・ガバナンス諮問委員会座長は、国連改革が成し遂げるべき新しい体制を想定して、改革後の国連が網羅すべき三つの要素を示唆した。

1. 国際社会全体の民主化へ寄与できる国連：ブトロス・ブトロス＝ガリ (Boutros Boutros-Ghali) 事務総長が「平和への課題」「開発への課題」の後に打ち出した「民主化への課題」の実現に向けて国連がグローバル・ガバナンスを推進していくことが重要である。すなわち、国際社会が平和を達成し維持していけるには、開発を成し遂げるとともに国際社会全体の政治体制が民主化される必要があるという点である。これは日本が明治維新で独立していた藩と武家制度そして士農工商の階級制度を廃止し、市民に参政権を与えることによって、日本全体を人民主権の基で中央政府を設立したことが、日本社会の安定と平和をもたらしたことである。国際社会制度もこの方向に向かっていくべきである。

2. 経済金融体制の改革を推進する国連：世界的な金融危機が 2008 年に発生した直後に、当時の国連総会の議長の要請でノーベル経済学賞受賞者ジョセフ・E スティグリッツ氏が専門家委員会を立ち上げた。この委員会には日本の榊原教授も参加して、金融危機の原因を分析し、短期的な市場利益主義を制限する政府などの公的機関の役割の増大、透明性そして説明責任が果たせる金融システムの大改革の必要性を指摘した。そして新しい世界経済ガバナンスとして、世界経済活動により大きな割合を占めるようになった途上国に、相応な代表権と投票権が与えられるように第 2 次世界大戦後に設立されたブレトンウ

ッズ体制が改革されるべきであると説いた。そして、金融危機の直後に構成された G20 グループが、国連の安全保障理事会(Security Council)や経済社会理事会(ECOSOC)よりも世界社会での実力と多様性を現実的に反映している事実を認め、国連の枠組みに取り組むことによって「正統性」が与えられることが良いと思われる。

3. オムニラテラリズムの実現へ向けた国連：多国間主義は特定の課題に関して、複数の主権国家の国々が協調して取り組む枠組みを意味しているが、オムニラテラリズムは地域の全ての構成員による、より広い参加と、全員にとっての包括的な目的を共有することを意味している。それゆえ、国家間だけの協力を強化するだけでなく、国連憲章で謳われているごとく、人類の平和と繁栄に貢献することができる非政府組織(NGOs)、市民社会(Civil Society) 全般、そして一番重要な人々(People)を含む機関が国連に創設されるべきである。すでに欧州連合の議員たちが、国連議員総会(UN Parliamentary Assembly)の設立を提案している。世界を構成している多様な文化・社会体制や慣習を尊重して、世界社会の構成員を網羅した国際社会(World Community)を基盤とした政治社会体制を構築すべきという、オムニラテラリズム(Omnilateralism)を推進していくことに意義がある。



猪又忠徳大使



久山純弘元国連事務次長補

猪又大使は神余議長の提案を念頭に、概略、以下の国連改革の方向性が提言された。

1. 国連がグローバル・ガバナンスに貢献する条件は、各国が直面している諸々の地球規模の課題克服に対し、共通の目標を設定し、その実現に取り組む戦略的計画の枠組み strategic planning framework を有することである。このような枠組みは、SDGs のみならず平和・安全保障分野をも網羅すべきものである。しかしながら、そのような枠組みはいまだ確立していない。従って、国連改革とは、まずもって、そのような枠組みの形成にあたることである。

2. このため、以下を勘案する必要がある。

ー 最近、グテーレス事務総長は、peace-sustaining アプローチの展開を望む国連総会及び安全保障理事会の決議に応じて、SDGs 達成をもって紛争の根本原因を除去する紛争予防構想を唱えている。これは、持続可能な開発による「人の安全」保障を集団安全保障と表裏一体の紛争予防手段とする点で、国連が今後、グローバル・ガバナンス全域への取組を見出す糸口となろう。

ー 国連によるグローバル・ガバナンスの遂行においては、国連加盟国政府は、市民社会、民間企業、学界等の認識集団との連携と相乗効果を益々、強化すべきである。

ー HLPF におけるグローバルな共通課題に関する各国の状況及び施策を「見える化」するため、SDGs 全般につき包摂的な情報収集と共有制度を設けるべきである。

久山 純弘元国連事務次長補は、国連憲章の理念に関して発言した。

「極めて混沌とした現在の国際社会の中で、国連が本来期待されている役割を果たしていく上で基本的に重要な改革は、国連憲章の精神に則り、前文の “first 7 words” にある “WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS” の “PEOPLES” が、国連の意思（政策）決定過程に組織的に参画することが可能となる様なシステムを構築（例えば “Peoples Assembly” を創設）することであり、それにより、国連は初めて i) より正統性があり (“legitimate”)、ii) より “accountable” で、iii) より実効性のある存在となり得ると考える。」



井上 健 JICA シニアアドバイザー



黒澤 哲 共立女子大学教授

井上 健 JICA シニアアドバイザーは、以下のとおり、発言した。

「26 年後の国連創立 100 周年に向けての国連改革を考える際には、今後の国際的な潮流をとらえることが大切だ。少なくとも言えることは、国家主権の枠組みがなくならないとしても極めて緩いものになり、同時に国家の枠組みを超えた市民社会組織と企業活動がま

すますます盛んになり、彼らが世界の潮流を作るアクターになっていくということだ。したがって、これからの国連は、国家だけではなく市民社会組織や企業との連携をとりながら、国際の平和と安全、持続的開発、人権擁護を推進していくことが不可欠となる。市民社会組織と企業が特に重要な役割を果たすべき分野は自由と人権の分野であり、彼らが中心となってこれからの地球社会の規範を作り広げていくべきである。主権国家に対して強制力はなくとも、国家を超えた市民社会や企業が推進する規範は、平和と安全、経済と社会開発、地球環境と宇宙の保全の分野にも大きな影響を与えるだろう。具体的には、国連憲章第9章（経済的及び社会的国際協力）にもとづいて、市民権理事会（Civil Rights Council）と企業の社会的責任理事会（Corporate Social Responsibility Council）、あるいは両者をあわせた市民と企業理事会（Citizens and Corporations Council）を設立して、それぞれ20団体程度の市民社会組織と企業を構成員として（一定の任期ごとに入れ替える）、国連憲章の目的を達成するために国家、市民社会、企業がなすべきことを規範として採択し、その現状を定期的にモニターする。」

黒澤 哲 共立女子大学教授は、「神余先生の試論に難民問題も含めて欲しい。中米キャラバンやシリア難民の欧州流入に際し、国連は十分には対応できなかった。UNHCRが難民支援をしているが、現場での保護が中心であり、根本的な解決にはあまり役立っていない。AUやEUなどの地域機関があるところでは、国連の影響力も限られている。今後どのようにこれらの機関と連携していくかも課題」と述べた。

元 DESA 職員（1978－2010）で現在は真言宗僧侶である米川佳伸は三点を指摘した。

1.（統合化 vs 分散化）国連の機能には大きく分けて会議を通しての政策形成、研究調査、オペレーションの三種がある。オペレーションには経済社会分野のものと安全保障に関わるものがある。経済社会分野のオペレーションについては、1950年代から1970年代まで国連を中心とする国際機関の「統合化」が図られた。その際 UNDP などの国連内の基金とその出先事務所のネットワークが中心となった。そのうちに援助受け入れ国の発言力の強化とともに、そこに実施機関として参加していた ILO、UNESCO、FAO、DESA などの国際機関を切り捨てる形で、国連開発システムの中で「分散化」が起これり、国連関係の各機関がバラバラに活動する方向に向かった。その後、分散化の問題点が再認識されるようになり、UNDP の出先事務所を活用した国レベルの国際機関同士の調整が行われるようになってはきた。現今は SDGs という共通の政策目標はあるものの、現在の分散化の状態ではシステム全体としての効率が悪い。日本が国連開発システムの統合化に向かってリーダーシップを発揮しようとするのか、或いは敢えて分散化を図って各国際機関の中における優位を得ようと努力すべきなのか、日本はその立ち位置を明確にする必要がある。長期的には、国連システムにとっては統合化へ進むべきだと考えるが、日本の国益をどのように絡めて考えるかは、また別の話であろう。

2. (地方政府の参加) 国連は第一義的には中央政府が作る組織である。しかし、そこには NGO、市民団体、研究機関、財団、宗教組織、その他多種多様な組織が参加している。国連憲章上「国内団体」と総称されている組織である。その中で、地方政府の参加は決して多くない。国連の活動が人間活動の全般に及んでいる点を考慮しても、地方政府のさらなる参加が期待される。東京都は 1994 年に DESA と大都市経営についての国際会議を共催した。日本の地方自治体が国連と共同して行った初めての事業であった。国連組織の活性化のためにも、また地方政府の発展のためにも、地方政府のより一層の参加が望まれるし、国連改革の一環として、そのための具体的な枠組みが国連改革のための提言に含まれると良いと考える。

3.(自衛隊が PKO に参加するための国内法改革) 日本の組織が国連改革を提言するのなら、日本が積極的に国連の活動に関与するための国内的な体制を準備し強化する必要がある。現行の国際平和協力法や国際平和支援法では PKO に参加する自衛隊員が正当防衛と緊急避難以外には人に危害を与えてはいけない、という規定がある。このような体制で PKO に参加する自衛隊員の生命と安全を確保できると想定するのはそもそも無理であり、従って、現状では自衛隊を PKO に参加させるべきではない。もしも自衛隊の PKO 派遣を行うのなら、自衛隊員の生命と安全を確保する為に、上記の規定は変更すべきである。さらに、現在の法的枠組のまま自衛隊の PKO 参加を行おうとするなら、少なくとも、自衛隊の展開予定地が現実には安全かどうか、派遣の決定に参画する国会議員自身の目で確かめる必要があると考える。

その他に伊勢桃代日本国際職員会会長、功刀達朗国連協会理事、森淳一郎アライアンス・フォーラム財団理事補佐が討論に参加した。



伊勢桃代日本国際職員会会長



米川佳伸元 DESA 職員



森淳一郎アライアンス・フォーラム財団理事補佐 功刀達朗国連協会理事

【討論された要点の整理の概要】

最後に、神余隆博グローバル・ガバナンス推進員会国連改革議長により、討論の要点が整理されたが、その概要、以下のとおり。

「国連改革を考える上で、国連の「顔」をそもそも考える必要がある。第一は、中立性(neutrality)を維持する組織としての顔。第二は、主権国家である加盟国が構成する組織としての顔。これらの二つの顔に基づき、国連改革の課題を分けて考える必要がある。例えば、社会と経済発展の分野については、前者の「顔」に基づき、現行の組織を強化していくことである程度対応していくことも可能と思える。他方、後者の「顔」については、国連がいつまで生き延びられるかを問う内容で、国家がばらばらにならないためには、多国間的(Multilateral)なアプローチが益々これから重要な役割を担うこととなる。安保理改革は後者の「顔」の対象となる課題ではあるが、国連がもっと良くなるためには、将来的に何等かの実現可能な安保理改革は不可欠である。更に、国連と日本との関係性についても、今後、より深く討論される必要がある。日本が国連に加盟してきたことにより得ている利点とは何か、国連を通じて日本は何を目指すのか、より戦略的な議論を展開すべきである。」

国連改革 分科会

第2回審議会

2019年9月24日

グローバル・ガバナンス委員会小委員会の国連改革に関する第2回会合には元文部科学大臣中川正春氏、国連平和活動に関する首相特別補佐官をされた後に文部科学大臣を務めた柴山昌彦氏と左藤章 前内閣府副大臣・元防衛副大臣の3人の国会議員が参加した。この

会合では、長谷川祐弘座長のほかに元国連スポークスマンで現在は上智大学の教授をされている植木安弘氏、そして国連改革問題の国際的専門家のベッセリン・ポポフスキー、インド・ジンダル・グローバル大学法学部教授がこの意見交換会に参加しました。



柴山昌彦元文科大臣

討論を始めるにあたって、グローバル・ガバナンス推進委員会の谷本真邦事務局長が議事進

行に関して説明をした。そして、国連改革問題に関する3人の専門家、すなわち元国連事務総長特別代表である長谷川祐弘教授、上智大学国際関係学部の植木安弘教授とベッセリン・ポポフスキー、インド・ジンダル・グローバル大学法学部教授によるプレゼンテーションが行われた。参加者には、ポポフスキー教授から英語で「国連改革に関する1ページの要約ノート」と、長谷川祐弘教授によって執筆された「国連事務総長アントニオ・グテーレスによる国連改革提案」と題された論文が配布された。



このセッションの冒頭で、日本国会の長年の衆議院議員であり、現在世界連邦国会委員会の事務総長である中川正春元文部科学大臣が挨拶し、国連改革は将来の世界の平和の志向を決定する上で重要な役割を果たすと述べられた。国連は現在、平和に関する世界観に影響を与えているため、この作業部会は徹底的な議論を行うことが重要です。国連改革に関連して探求され、取り組むべき将来の課題と問題を特定する。

神余隆博元国連大使は、この第2回目のセッションの目的は、主に長谷川座長、植木教授の順番で行われる提案とコメントに基づいて、国連システムの理論と実際に焦点を当てた国連改革案を検討することであると説明した。



そして神余教授は、いくつかの論点を紹介しながら、国連改革は、特定の組織がどのように機能するかを考慮して、たとえば経済社会局の機能と役割を再評価する必要があると指摘した。また市民参加の強化が実施されるべきであり、例えば、市民の代表から成る機関が国連総会に設立されるべきである。そして国連改革は、難民やその他の人道的危機など、今日のより差し迫った問題に対処する必要があると述べた。

Session I

1. 長谷川祐弘座長より発表

長谷川座長はプレゼンテーションの中で、国連改革に関連して取り組む必要のある3つの主要な分野を提起した。すなわち、(1) 統一された1つの国連システムとしてのマンデートの決定プロセスを改善するための内部の意思決定の再編成、(2) 国連の現地での開発支援活動調整官と人道援助調整官の活動の国連事務総長の元での統合、そして(3) グローバル・ガバナンスを推進するために国連構造で必要とされる、より根本的な変化をあげた。

まず、国連システムに関しては、2017年に国連事務総長に任命されたアントニオ・グテーレス氏が、以前は個別に取り組まれていた以下の3つの主要分野に、より効果的かつ包括的に取り組む国連改革に率先して取り組んだと説明した。国連、つまり、(1) 平和と安全、(2) 開発と人事、(3) 国連の運営と管理であった。事務総長の改革の主な目的は、紛争の防止を可能にし、紛争が発生した場合により効率的かつ効果的に紛争に対処することでした。彼はまた、官僚的な慣行を最小限に抑える方法で、国連組織の管理をより「機敏」かつ簡単にすることも目指した。グテーレスの焦点は決定を実際実施することの重要さであった。以前に難民高等弁務官としてUNHCRを改革し、より多くの権限をフィールドスタッフに委任する方法で「実際に実施した」ことであった。与えられた資源をより効果的に使用することであった。



そして、長谷川座長はグテーレス事務総長が国連改革をどのように実施してきたかを説明した。いわゆるサイロ型に隔離された平和と安全保障の領域で2つの主要な部門、つまり政治局と平和維持活動局を少なくとも理論的には連携して機能するようにした。アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテン・アメリカの4つの地理的地域での活動を監視するために、事務次長補(ASG)レベルに4人の長を任命した。そして現地の常駐調整官制度に関しては、UNDPが以前に常駐調整官を任命していたのに対し、2019年1月に常駐調整官の任命権を副事務総長の手に

渡した。その意義は大きかった。潘基文前事務総長がUNDP、UNICEFや、その他の基金や専門機関に干渉しようとはせず、完全に放置しておいたが、グテーレス事務総長は現地での常駐コーディネーターを自らの下に置き、国連組織のすべてのフィールド活動を統合する改革案が強行に実施した。

グテーレス事務総長の改革案は、国連平和維持活動と平和構築ミッションをより効率的かつ費用対効果の高いものにすることを目的としていると述べた。国連平和維持活動が安全保障理事会によって割り当てられた資金に依存していることを考えると、開発と人道支援活動は自発的な拠出による資金によって賄われてきたが、この新たな方法は、現地で開発援助や人道支援活動の調整官や特別代表をしてきたものとして、長谷川座長は大きな改善であると強調した。そして国連開発人道支援機関が平和維持活動の長である特別代表から分離独立していた 1995-96 年のルワンダでの経験から、この新しいシステムが国連の活動を「1 つにまとめて提供する」という原則に基づいてより効果的に実施できるようになるとの見解を示した。つまり、1 つのプログラム、1 つのリーダーとチーム、1 つの予算フレームワーク、1 つのオフィスが現地の常駐調整官の予算調整と割り当ての役割をより重要なものにすると述べた。援助国が政府間開発援助（ODA）資金の使用目的を詳細に「指定」することがますます増加しているため、ODA の 50% 以上が現在指定されており、国連開発援助フレームワーク（UNDAF）は援助資金をより効果的に割り当て、調整する能力を強化する必要があると指摘した。

長谷川座長はさらに、効果的なグローバル・ガバナンスの手段としての関連性を強化する上で、国連システムが直面している三つの課題を指摘した。まず、第一にはグテーレス事務総長の国連改革は、組織単位の機能の再調整を通じて効率と効果を改善することに限定されており、構造的な変更や追加は想定されていないと述べた。第二に、彼の改革パッケージは、安全保障理事会や総会などの国連システムの主要機関におけるいかなる構造的変化も想定していない。第三に、差し迫った世界的危機に対処するために、国連に主要な大国を呼び戻す必要があると述べた。これらの条件を満たすために、長谷川座長は、新たな安全保障理事会として G20 グループが組み入れられることを提唱した。それは G20 に正当性を与え、安全保障理事会に、世界の総生産額の 4 分の 3 以上と軍事力を維持している主要 20 諸国の持つ権力を反映させることが重要であると提案した。安全保障理事会は、国家だけでなく、欧州連合、アフリカ連合、ASEAN などの地域組織からも構成されるべきであると彼は提案した。

2. 植木安弘 上智大学 大学院 教授

植木教授はプレゼンテーションの中で、事務総長、安全保障理事会、総会、経済社会理事会、事務局を含む国連機関や部門の変革につながったさまざまな段階の傾向と状況を分析した。そして、国連改革は大きな国際政治構造の変化の中で議論されてきたことを指摘した。

冷戦後の安全保障ガバナンスに異議が唱えられ、安保理改革が議論されてきたが、これは現在に至るまで実現していない。安全保障理事会は国連の主要な意思決定機関であり続けただけでなく、その権限を次第に拡大し、従来は総会や経済社会理事会などで審議されてきた HIV エイズのような保健衛生問題にまで国際平和と安全保障という自らの権限内で議論するようになった。

植木教授は、同時に総会や他の主要機関も改革を通じて自らの権限や効率性を高めようと努力してきたことを説明した。例えば、2016 年に潘基文事務総長の後任が選出された時に、総会は事務総長の候補者全員に対して公開インタビューを組織した。これは、総会が安全保障理事会の勧告により事務総長を任命する今までの手続きより前に事務総長選出において総会の役割を強化しようとする前例のない行動だった。この公開インタビューでは、市民社会も国連事務総長の任命プロセスに参加する機会を与えられた。



植木教授は、経済社会理事会も広範な改革に取り組んでいると説明した。結果として、経済社会理事会は今日では 10 年前とはかなり異なった機関となっている。以前はニューヨークとジュネーブで行っていた年次会議をニューヨークでのみ行い、持続可能な開発目標(SDGs)の主要な調整機関となったため、その機能と役割が向上した。経済社会理事会は 54 か国により構成されており、国連として SDGs の問題に取り組み SDGs を達成するための大きな推進力になっていると述べた。

植木教授はまた国連の成果として事務局改革を掲げた。実際、国連事務総長は事務局のトップとしての権限を与えられているため、すべての事務総長は時の要請に応じて事務局改革の努力を行ってきた。例えば、ブトロス・ブトロス＝ガリ事務総長は「平和への議題」報告書の中で、紛争予防、調停、平和維持、平和構築という国連の平和活動の概念整理を行い、国連事務局を再編した。また、自らの手に権力を集中させる中央集権型の体制を築いた。その後継者のアナン事務総長は開発、平和と安全保障、人道、そして経済社会問題に関する 4 つの執行委員会を設置して権力分散型の体制へと移行し、意思決定のために事務総長へ政策を上奏するシステムを作った。潘基文事務総長は、基本的にはアナン事務総長のアプローチを引き継いだ。政策決定をより効果的にするため、事務総長下に政策委

員会を設立した。現在のグテーレス事務総長は、政策委員会をさらに分野横断的なものとした常任委員会を組織して、政策決定過程により統合なアプローチを適用した。

植木教授は、グテーレス事務総長が事務総長就任前の国連難民高等弁務官（UNHCR）時代に実施した各部署への権限の委譲と地方レベルへの意思決定プロセスのモデルを国連に適用すべく事務局を改革したと述べ、この改革については、フィールドをベースにした UNHCR とは違う国連でどのように効果的に機能するかという問題を念頭に置き監視を続ける必要があると指摘した。植木教授は、パキスタンとジンバブエでの国連スポークスマンとしての経験に基づいて、常駐調整官の任命権を UNDP から国連に移行する案は良いが、現地の常駐調整官の全体的な機能に対する実際の有効性、特に開発支援だけでなく、政治や人権問題を含む総括的な役割を含んだ機能がどのように現地政府との間で調整されるのか、今後精査する必要があると述べた。そして、このような現地での新たな制度が成功するかは、常駐調整官の実際の能力と、UNDAF の計画と実施において、特に資金調達や配分で常駐調整官がどのように国連機関の異なる権益を調整することができるかによるだろうとの見解を示した。

参加者による意見と質問

米川佳伸 元国連経済社会局職員・真言宗豊山派僧侶は長谷川座長のプレゼンテーションに言及し、事務総長の改革プログラムは国連システム組織全体の「統合」を促進することを目的としていると指摘した。一方、改革プログラムは、国連の現地コーディネーターの活動を維持する十分な資金を獲得するための準備が整っていないため、事務総長の改革プログラムの財政的側面、特に開発の分野での改革は疑問視されていると述べた。そして開発分野での改革の歴史に言及した。

国連開発システムの歴史の中で、国連開発計画（UNDP）の根本的な改革は、ロバート・ジャクソン卿が作成した報告に基づいて 1970 年に開始した。このような UNDP 改革により、「IPF（Indicative Planning Figure）」の枠組みが採用された。これは、数年間のプログラム期間中に各受領国に割り当てられる UNDP 資金の額を示すことでした。UNDP 改革のために導入されたもう 1 つのメカニズムは、援助受入国のために準備された「国別プログラム」でした。国別プログラムで特定された優先分野に応じて開発プロジェクトが策定され、国連の専門機関や他の関連国際機関が、独自の専門分野でこれらの UNDP 資金によるプロジェクトに参加するようになりました。このスキームは精力的に実施され、国連開発機関の「統合」はこのようにして長年にわたって推進されてきたと評価される。このような UNDP での変革アプローチは、第一に、常駐調整官の世界的なネットワークがしっかりと確立された。第二に、現地の調整官は、プロジェクトへの UNDP 資金の割り当てを管理するために、国レベルの権限を与えられ、IPF と国別プログラムの枠組み

は、援助国から UNDP への自発的拠出の増加を確保するために寄与した。第三に、UNDP は、資格を持ち、意欲的なスタッフを組織の活動のために確保した。UNDP を中心とした国連開発システムはこれらの 3 つの要因によって成功したと言える。

このような枠組みは、受け入れ国からの強い要請に応じて、受け入れ国自身が開発支援活動を自ら執行していく方向に向かってシフトしていった。実施機関として UNDP プログラムに参加していた国際機関は、UNDP が資金を提供するプロジェクトに参加する機会を失い、必然的に独自の開発プログラムやプロジェクトに専心していくようになった。このような状況下で、事務総長は国連開発システムの改革を決定したと言えよう。

さて、グテーレス事務総長の改革プログラムでは、UNDP 改革を成功させた上記三要素の中で常駐調整官のネットワークのみが事務総長の統括下に移されただけで、常駐調整官には十分な資金へのアクセス権が与えられてはいない。常駐調整官が自身の管理下に十分な資金を持ち、自身のプログラムの優先順位に従ってその資金を使うことができない限り、彼らがさまざまな国際機関を含む国レベルの開発活動をリードできると期待するのは現実的でない。言い換えれば、UNDP システムの貴重な遺産である常駐調整官のネットワークを効果的に活性化し維持していくためには、すでに始まっている事務総長の改革プログラムに基づく新しい財政基盤の革新的な創設が必要である。現地で常駐調整官をなさった長谷川座長にこの点のご意見を伺いたい。



米川佳伸 元国連経済社会局職員



久山純弘 元国連事務次長補

米川氏の見解と質問について、長谷川座長は UNDP が行った改革は援助資源管理の所有権の歴史的変革をもたらしたとの認識を示した。しかし、この改革が予期しない結果をもたらしたと見られるとして、インドによる UNDP の資金の使用に関して言及した。インドは UNDP の資金を使用してロケットの打ち上げを可能にするために高度な技術を獲得することを望んだ。一方で、健康と教育の改善がインドに必要なだったとの見解が UNDP

本部職員および援助国の間で持たれた。現在のグテーレス事務総長が提案した地域に基づくアプローチへの取り組みに関して、長谷川氏は、アフリカ大陸の平和と安全を自ら維持するためにアフリカ諸国がより多くの権限と責任を持つ結果となると想定していると述べた。日本は、平和維持要員を配置するアフリカの能力を強化するために、African Rapid Deployment of Engineering Capabilities (ARDEC)を通じて技術サポートを提供している。自衛隊員が実際に平和維持活動に従事し、紛争が発生しやすいアフリカ諸国の不安定な状況の下で活動を行うよりも、兵士配置の技術的ノウハウを提供することでアフリカ人を支援することが望ましいアプローチです。長谷川座長はまた資源利用の有効性についての見解を詳しく説明した。

久山純弘元国連 HABITAT 事務局次長久山純弘氏は長谷川座長から提示されたグテーレス事務総長による国連改革案に関して、副事務総長の下での国連調整官の再配置に象徴される「国連開発システムの再配置」に起因する大きな問題が1つあると指摘した。それは、資金の分配であり、IPF システム（カントリープログラミングシステムとリンク）から学ぶことができるかどうか疑問に思うとのべた。久山氏が自ら IPF システムの構築プロセスに関与していた経験から言えることは、過去に非常に良く機能したといえても、グテーレス事務総長の提案通りに国連調整官の任命権限を国連に移行しても、分配する資金がなければ問題がある。

井上健 JICA 民主化シニアアドバイザー



井上氏は、国連設立 100 周年に向けた国連改革を検討する観点から、国連の本来の目的を再検討し、それを達成するための課題を提示すべきであると述べた。国連憲章は、平和と安全、開発、人権が国連を設立する目的であると述べた。しかし、国連は依然としてこれらの目的を達成するために大きな課題に直面している。第三次世界大戦は勃発していないが、世界中で地域紛争が蔓延していると指摘した。現在、難民、IDP、PKO への人道支援は国連の主な活動です。経済発展はある程度進展したが、

経済格差は拡大し、地球環境は破壊されてしまったと述べた。人権については、人権理事会の設置にもかかわらず、その権限は非常に限られており、世界には多くの権威主義政府があります。世界の人々は安全で繁栄した自由な生活を望んでいるが、紛争が終わること

はなく、経済格差が拡大し、地球環境が悪化し、人権が侵害されています。国連は何をすべきか？私たちは本来の国連の考えに戻るべきです。国連は「われら、連合国の人民」によって設立されましたが、実際には「われら、国連の政府」が国連を運営しており、政府の多くはさまざまな人々の意見を表明していません。世界の人々の声を取り戻すために、国境を越えて人々/市民によって代表される人民評議会（市民評議会）を作成する必要があります。政府に代表される国連総会と安全保障理事会に加えて、「人民（市民）の理事会」（Peoples（（Citizens））Council）は、市民社会組織の代表とさまざまな分野の民間企業の団体で構成されています。地理的およびジェンダーのバランスが考慮されますが、国籍に基づいて選出されることはありません。この理事会には執行力はありませんが、高い道徳に基づいた共通のグローバルな規範と基準を作成することを目指しています。この理事会のメンバーは、女性グループ、青年グループ、障害者グループ、マイノリティグループ、科学者グループ、学術グループ、メディア協会、労働組合、雇用者団体など、約 30 の異なるカテゴリーで構成されています。メンバーには拒否権や決定権はなく、決定は過半数で行われることになっています。各カテゴリーのグループは異なる代表を理事会に送ることができますが、カテゴリー自体とメンバーシップの総数は定期的に見直されます。Peoples（Citizens）Council は、世界のさまざまな非政府組織を代表する新しい国連機関であり、民主主義と人権を保護するための国際的な平和と安全、持続可能な開発、民主的な統治を追求する市民運動の推進を通じて政府に影響を与えます。

井上氏の国連が人権問題に適切に対応していない点に関して、植木教授は人権理事会は毎年 3 回セッションを開いており、特別報告者を任命しており、普遍的な定期的な審査（Universal Periodic Review）を行っていることは説明した。

Session II

3. ヴェッセリン・ポポフスキー教授の発表

この国連改革分科会の第 2 回目の会議での最後のプレゼンテーションは、元ブルガリア外交官、EU の上級法律専門家、国連大学東京の上級学術担当官であって、現在インドのジンダル・グローバルロースクール副学部長のヴェッセリン・ポポフスキー教授によって行われた。

改革の可能性に言及する前に、ポポフスキー博士は委員会に国連憲章第 109 条の規定を想起させた。そうすることで、国連憲章の静的な性質は起草者の意図ではなく、採択から 10 年後のレビューが当初の計画であったことを指摘した。したがって、国連改革の呼びかけは、現代的なものだけでなく歴史的なものでもあり、1945 年の当時の構想までさかのぼり

ます。更にポポフスキー氏は4つの主要な提案、つまり世界議会の設立と総会（GA）、安全保障理事会（SC）、平和構築委員会について述べた。

最初の2つの提案は絡み合っていると述べた。総会は国連の主要な審議機関ですが、それでも民主性および正当性の不足を示しています。それは国家ではなく人々を代表しています。このために、ポポフスキー氏は、国および地域の立法機関から選出された代表者で構成され、難民、遊牧民、先住民などの無国籍者の代表者を含むことができる世界議会ネットワークの設立を提案しました。これは18世紀後半までさかのぼる歴史的な提案であり、汎アフリカ議会や欧州議会などの現代的な組織があります。さらに、彼はGAの重要な役割を否定せず、その活性化のための5つの措置を提案しました。これらの措置は、倫理評価オフィス、科学諮問委員会、定期的または不定期のハイレベルパネル、一定のテーマ別パネル、市民社会会議の形で総会を補完するメカニズムとして提案しました。これらのメカニズムのいくつかは総会で検討され始めましたが、ポポフスキー博士は、影響を最大化するために、彼が提案した他のすべてのメカニズムと組み合わせて、堅牢で完全な実装を提唱しました。



ポポフスキー教授の3番目と4番目の提案は、SCの構成に関する世界的に新たな懸念に対応する者です。拒否権を持つP5の現在のシステムは、安保理をグローバル・ガバナンスの最も強力な機関から、単なる地政学的なセーフティネットに減らしました。これに関して、彼はSCの8+8+8モデルを提唱しました。このモデルでは、8つの常任理事席と非常任理事席（AU、EU、米国、日本、インド、ブラジル、中国とロシア）、8つの再選可能な準常任理事国と8つ非常任理事席によって構成されること

になります。このモデルは、大、中、小の国々のすべてに有益です。現状や他の提案されたモデルと比較して、すべての国が代表を増やし、安全保障理事会内の独自の議席でチャンスを得るでしょう。それはまた、共通の外交・平和政策を統合するというAUとEUの目的を促進するでしょう。さらに、このモデルは、たとえば選ばれた少数のアフリカ諸国に永続的に権力を与えるという負担を課すことはなく、絶えず変化する世界の地政学的状況に応じて適応の余地を提供します。ただし、彼の提案をSC内の構成の変更のみに限定するのではなく、ポポフスキー教授は、現在欠けている理事会の非常任理事国の選挙における完全な透明性を確保するための提案も発表しました。彼は、「平和のための結束」決議と、フランス/メキシコのイニシアチブや、GAがSCの現在のステータスに影響を与えることができるACT行動規範などのイニシアチブを言及しました。最後に、彼は安全保

障理事会の現在不透明な説明責任を改善するための業績評価メカニズムの確立を提案しました。

ポポフスキー教授の4番目で最後の提案は、それまでの提案と同じくらい独創的でした。彼は、平和構築委員会（PBC）を公式または非公式に平和構築理事会にアップグレードすることを推奨しました。PBCは重要な決議を一方的に阻止する権限を5か国に持たず、より平等な条件を確保しています。この考えは、気候変動や人権などのソフトセキュリティ問題をPBCにシフトし、SCがハードセキュリティの課題のみに集中できるようにするために使用できます。第二に、このアップグレードされたPBCは、国連が災害への対応だけでなく、そもそもそのような災害の防止というその機能を制度化することを可能にするかもしれません。

これらの4つのカテゴリーの提案により、ポポフスキー教授は、適切かつ効果的な国連改革提案とともに、総合的に検討されたプレゼンテーションを行いました。彼の提案はこれまで議論されてきた提案から遠く離れており、参加者たちはポポフスキー教授の提案の正当性、達成可能性、そしてインパクトを評価し、広範囲かつ刺激的な議論をした。

【参加者からのコメントと質問】



冒頭、猪又忠徳大使が2点挙げた。第一に、グテーレス事務総長による改革は広範であり、平和と安全、人権および開発の3つの分野をカバーしており、伝統的な部門別措置の改革とは異なることを認識する必要がある。これは、2016年4月に国連総会と安全保障理事会が採択した国連平和構築アーキテクチャのレビューに関する2つの決議に沿ったもので、国家の安全にではなく、人の安全に依拠した集団安全保障の体系的構築である。その根底には、紛争根本原因に対処する予防的イ

ニシアチブの提唱、就中、人々の安全のキーとなる、国家間と国内の格差をSDGsの達成で是正することがある。事務総長は、非伝統的な安全に焦点を当てた新しい集団安全保障を提唱しているといえる。

第二点として、事務総長は、国連全システム諸組織を一定のstrategic planningに従って一体的に動員する幅広い制度改革と行政改革を提示している。これらには、(i) 政治的安全

保障分野と経済社会的分野を結びつける分野横断的な制度改革、(ii) 安全保障と開発と人道支援間のネクサス、(iii) UNDG 内の平和維持活動と関連する DRR や治安維持等の開発活動と平和持続活動との間のパートナーシップと調整、および (iv) 平和を維持するための資金調達と、国連システムの行政および財政改革がある。我々の小委員会がこれらの改革について次回のセッションで詳細に議論することを提案する。

安保理改革と日本について、猪又忠徳大使は5つの点を指摘した。まず、2006年12月に採択された決議と安全保障理事会声明 S / PRST2018 / 20 は、安全保障理事会と平和構築を中心とする平和活動に関与する国連システム組織間の明確な関係と調整方法をすでに定義している。当面は、そのようなモダリティの運用を監視する必要があること。

第二点として、アフリカで紛争が頻繁に発生するため、平和の維持を促進するためには、国連での意思決定においてアフリカの声を高めることが必要であることです。2019年年8月の TICAD 7 で、安倍首相は平和への積極的な貢献を提唱した。そして安全保障理事会の改革に関して、アフリカに、拒否権と5つの非常任理事国の議席を認めた。第三点としては、平和を維持するためには、安定した持続可能な財政と加盟国の人材が必要であること。。しかし、国連システムは、米国が多国間主義を無視し、国際機関への分担金を滞納しているため、機能不全の瀬戸際にある。第四に、国連予算における日本の分担金は依然として多いが、現在では中国に次いで三番目になった。日本の拠出金と ODA 支援も、財政再建の壁に直面し、ドイツ、フランス、イギリスなどの主要な西側諸国に遅れをとっている。また PKO の部隊に派遣された日本の自衛隊は、2017 年に南スーダン共和国の国連ミッション (UNMISS) からの撤退後に皆無になった。第5点は、日本にとって緊急の課題は、将来の発展途上国の平和を維持するために必要な資金および能力開発の強化に対する革新的な支援への貢献をいかに増やすかである。

ポポフスキー教授の提案に関して、米川佳伸氏は、第二次世界大戦の結果として拒否権を与えられた国が、私たちの世界が同様に深刻で巨大な危機に直面しない限り、それを放棄することを予見することは難しいと感じると述べた。そのような悲劇的な状況は戦争に限定されないかもしれない。ポポフスキー教授は、拒否権を持つ5大国のいずれかがそれを放棄する決定につながる可能性のある、国際的なダイナミズムやメカニズムの可能性をどのように考えているか聞かれた。

もう一人に発言者に久山純弘氏は、ポポフスキー教授の総会の諮問メカニズムの一つとして「市民社会会議室」を設立する提案について、人民会議、または市民会議を設立することがより適切であると述べた。国連憲章の「最初の7つの文言」に描かれている精神が重要であり、久山氏は、国連の優先事項としてグテーレスがその強化を繰り返し提唱してい

る紛争予防活動に対処するために、平和構築委員会を平和構築評議会にアップグレードするという提案に賛成の意を表した。

参加者



森淳一郎 アライアンス・フォーラム財団、田口晶子 国際労働機関駐日事務所長、
大八木小夜 外務省総合外交政策局政策企画室



水野孝昭 元朝日新聞論説委員・神田外国語大学教授、天野富士子 国際弁護士、
マイヤリーヒチ 東京大学大学院

国連改革 分科会
第3回審議会 宣言採択
2020年1月21日

神余隆博議長の下で第3回目の会議が2020年1月21日14時から17時まで開催され、国連改革に関する提言の内容に関して討論した。検討された主な点は以下のとおりであります。

第一点としては、国連改革は国際社会が現在直面している危機や課題に迅速に対応できる国連の能力を確保し、国連組織の運営などガバナンスの改善の必要性を認め、加盟国政府のみならず議会、市民社会など非国家アクターの関与が深まることを目的としている。これらの目的を達成する為に、109条に基づいて国連憲章の改正を行う可能性も検討した。

第二点として、国連を中心としたマルチラテラリズムと国連憲章の第1章に示されている目的と原則に基づいて国際平和及び安全の維持、そして人権及び基本的自由を尊重するために日本が積極的に協力する必要性が討論された。そして国連憲章で謳われている「われら連合国の人民は」(We the Peoples of the United Nations)の理念を生かし、国家政府だけでなく市民社会などがより積極的に政策立案や意思決定に参加できるようにすべきであると出席者が合意した。

第三点として、安全保障理事会には新たに再選可能な特別任期理事国を設けて改革を実現していくことが望まれるとした。また平和構築委員会を平和構築理事会(Peacebuilding Council)に格上げして、戦争や紛争など伝統的な脅威の自然災害や感染症などから人間の安全保障と保護する責任(R2P)を果たすようにするとした。そして国連総会をより活性化する為の可能性を吟味した。

第四点として、地球社会の平和・開発・環境・人権の促進実現のためには、持続可能な開発目標(SDGs)2030の達成に国連は邁進することがのぞまれ、それに必要な資金を確保するためにODAを統合した“Official Peace and Development Assistance (OPDA 仮称)”の概念を導入する可能性を討論した。

最後の第5点として、分担金の不払いによって国連は恒常的な資金不足に陥っているといえるが、国連財政の厳しさを乗り越えるには国連事務局はスクラップ・アンド・ビルドの考え方で国連の活動全般にわたり重複を避けた運営能力を加盟国に示す必要があるとの認識を共有した。

この最後の意見交換会で合意された提言は上記添付の答申の通りです。

分科会 II. 環境問題（地球環境保全・気象変動）

環境問題分科会

第 1 回審議会

2019 年 9 月 12 日

本会合は、9 月 12 日衆議院第 1 議員会館(第 5 会議室)において、沖大幹（国連大学上級副学長）、高橋一生（アレキサンドリア図書館顧問）の共同議長の下で開催された。また本会合に出席頂いた世界連邦国会委員会の衛藤征士郎会長はじめ同委員会のメンバー(国會議員)より随時ご挨拶頂いた。



沖大幹 国連大学上級副学長



高橋一生 アレキサンドリア図書館顧問

本会合の目的

冒頭谷本真邦事務局長より、本分科会の目的は、世界連邦日本国会委員会のグローバル・ガバナンス諮問委員会が、本年度末に取りまとめる報告書作成にあたり、環境分野における検討を進め、その結果を踏まえ諮問委員会に提言することである旨説明があった。

議事概要

1. 各委員からの冒頭発表

国際農林水産業研究センター研究コーディネーターの山岡和純委員が地球環境ガバナンスについて、地球公共財を①地球規模の自然共有財、②地球規模の人為的共有財及び③地球規模の望ましい状態の 3 つに区分できると述べた。国益を超え、また世代を超えて人類全体の利益（地球公共財）を守る視点と取り組みが不可欠であり、これら「地球公共財」を守り、地球上にくまなく配っていく機能として、国連組織や条約及び国際金融組織などの「中間財としての地球公共財」と取られることが必要との見解をしめした。

この地球環境ガバナンスの取り組みとして、①フロンティア倫理、②救命ボート倫理及び③宇宙船地球号倫理を紹介しつつ、できるだけ③宇宙船地球号倫理を目指そうとしているのが実態であると説いた。そうして、こうした倫理を実現するためには、「世界連邦」を造るのではなく、「多様なネットワークからなるグローバルなガバナンス」(共治)を目指すべき。グローバル・ガバナンスは、多層に亘ってネットワークを結び補完しあっていく仕掛けを創っていくもので、「公的及び私的な個人や組織が共通の問題群を管理・運営する多くの方法の総体」と定義付けられる。また参考資料として地球環境問題(9課題)を整理した資料を提示し、地球環境問題は、地球食糧問題又は地球農業問題でもあるとの認識を共有した。



この環境分科会の委員である竹本和彦国連大学サステナビリティ高等研究所所長が「持続可能な開発目標」(SDGs)時代の環境政策の展開について、四つの点を指摘した。

① SDGs は先進国、途上国の区別なく、人類の目指すあらゆる価値を包摂する普遍的な目標。

② SDGs は望ましい目標を掲げ、それを達成するための対策をそれぞれで考案していく点において企業や企業団体としても取り組みやすい仕組。

③ 目標の達成手法は相互に関連し、相乗効果(シナジー)が期待されている。全省庁を束ねる包括的なアプローチが求められており、SDGs を全ての行政の上位目的として位置付けていくことが必要。そのため、基本法のような横断的な取り組みを担保する枠組みや法制度、組織についての検討が必要。

④ SDGs 達成には多様なステークホルダーの参画が不可欠となっていること、経済・社会・環境全体を束ねていく包括的な取組アプローチが求められている。



同じく環境問題委員の浜中裕徳地球環境戦略研究機関特別研究顧問は気候変動問題を巡る世界の動向について、「パリ協定」の実施状況及びIPCC「1.5度C特別報告書」(2018年10月)に関し、最新情報を提供。とりわけIPCC特別報告書において、1.5度Cに抑制するためには、社会経済システムの急速な転換の必要性、気候変動対策とSDGsとの間のシナジーとトレードオフがある点を指摘しつつ、今後の技術革新、行動

変容(Behavior Change)の加速化が不可欠との見解を述べた。

またUNEP「排出ギャップ報告書」(2018年11月)では、昨年11月までに各国から提出されたNDCを総計しても、パリ協定のグローバル目標には大きな隔たりがあるとしたうえ

で、昨今の気温上昇、異常気象事象に関する最新情報を共有し、世界的に気候変動に対する危機感、切迫感が高まっていること、また英・仏議会等欧州における政治動向、地方自治体の世界ネットワークの活動展開やエネルギー集約型産業の典型ともいえる鉄鋼業も含め脱炭素化を目指す動きが出始めているとの世界の動向を紹介した。

さらに国連事務総長の提唱により、世界の指導者に対し具体的な行動を呼びかけるため、9月23日NYにおいて「国連気候行動サミット」が開催されることを紹介。

沖大幹共同議長が気候変動関連として、また今後の当分科会での議論に資するため、「SDGsと環境」について整理したものを資料として提供し、次の諸点を述べた。

- ① IPCC「1.5度C特別報告書」に関し、先般7月のHLPFにおいてIPCCのLee議長が「1.5度C上昇以下を達成することはChallenging」との発言を引用しつつ解説した。
- ② スウェーデンのグレタさんが提唱している“Friday for Future”の活動を紹介し、若者（Youth）の役割の重要性を強調した。
- ③ IPCC「土地利用関係特別報告書」について、農林業の緩和ポテンシャルが大きいこと、食品ロス削減がSustainable Consumption and Production (SCP: SDG12)の文脈で、今後注目されることになるだろう。
- ④ 気候変動対策の副作用への懸念として、対策を急激に進めると不都合を生じかねないとの観点から、「改革は徐々に」（アダム・スミス）との歴史的格言を引用し、副作用への配慮も必要とした。

高橋一生共同議長が、最初に、近々“One Young World 2021”という若者版ダヴォス会議の日本での開催(2021年)が発表されることを紹介しつつ、若者（Youth）の役割の重要性を強調したうえで、次の点について指摘された。

- ① 今後進めていくべきアプローチとして、グローバル・ガバナンスという発想が重要で、これを強化していく上での視点を踏まえること、
- ② 様々な環境問題が指摘されているが、これらに対処するためのエネルギー源として「資金」が必要。この「資金」とグローバル・ガバナンスを結びつける接点にあるのが「地球連帯税」であると考え。グローバル・ガバナンスという発想から地域の個々人が世界的な役割を有しているという視点で「地球連帯税」を志向する。
- ③ 地域に根ざし地球を視野に入れた地域の役割として、地球全体を視野に入れて身銭を切るという発想で、今後大きな変革をもたらしていくとの認識に立って、「地球連帯税」を提案する。

かかるうえで、環境問題分科会としては、次の3部から構成される報告書を取りまとめ、グローバル・ガバナンス諮問委員会に提出していくことを提案した。

- ① グローバル・ガバナンスのアプローチの重要性

- ② 地球環境問題を巡る課題及び対処に関する世界的知見の全体像の集約、及び
- ③ 地球連帯税を含む提言



長谷川祐弘座長は、これまでの各委員からの問題提起などを踏まえ、次の諸点について見解を共有したいと述べた。

- ① グローバル・ガバナンスから世界連邦に到達できるのであろうか？世界連邦に辿りつくまでの過程で、グローバル・ガバナンスの下で、どのような責任分担を担保するのが課題である。
- ② 世界変革のためには、浜中委員が指摘した「人間活動様式」(Human Behavior)の変革が重要。このためには、Mind-setting の変革が必要であり、高橋共同議長から提案のあった連帯税は、これに対する答えに相当すると思われる。
- ③ 沖共同議長より指摘のあった「変革は徐々に」とは、その通りであるが、その結果「深い変革」がもたらされたことも期待される。
- ④ 環境問題を解決すると同時に、それを Sustainable にかつ包括的に実現していくことが必要であり、そのためには個々の国や地域のみでは達成できない。世界全体で共同して取り組んでいく、まさに「グローバル・ガバナンス」が必要であり、環境問題への対応もそれを達成していく一つの分野になりうる。
- ⑤ 日本の統治制度を変えた「黒船」に相当するのは、地球環境問題、核軍備、人口頭脳、そして正義と不公平問題と考えている。

2. 全体討議

沖大幹共同議長が、これまでの議論を踏まえ本分科会としての今後の議論の方向性を次の通り進めていくと述べた。

グローバル・ガバナンスを推進していく上で、環境分野からどのように論理的な補強をしていくか、また相乗効果の観点から環境問題を解決していくためにはグローバル・ガバナンスが必要との方向を探求していく。また「地球連帯税」に加えてグローバル・ガバナンスを通じて提言すべき事項があるかなども含め議論を深めていく。

この提案にそって、各委員に更なる発言を促したところ、参加者から次の通り発言があった。

浜中裕徳は IPCC「1.5 度 C 特別報告書」の評価に関して、仮に「1.5 度 C 上昇までに抑制」

との高い目標を実現しようとするれば、狭い環境政策のみではとても対応は不可能であり、エネルギー政策や都市インフラ政策、土地利用政策、産業政策などのあらゆる社会経済システムにおいて、広範かつ急速な転換が不可欠。社会も経済も変わっていく必要がある。確かに trade-off もあるが、もっと多くのシナジーもあるわけで、このまま手こまねいては、2 度 C 上昇に抑えることすら不可能になってしまう。実際、これまで各国がコミットしている NDC を単純に足し合わせても 3 度 C 上昇になってしまう。このためシナジー、コ・ベネフィットに着目し、狭い環境の視野のみではなく、経済、社会も含め包括的に対応していくことが必要。

高橋一生共同議長の提案は政策措置の一つとして検討されるものと考えているが、Carbon Pricing との相異点について検討してみるのも良いのではないか。米国では現政権与党である共和党の議員グループにおいて Carbon Tax 構想が議論されており、これによる歳入を国民に Divident として再配分していく方向も視野に入れて議論されていることを紹介され、連帯税の議論では、課税標準をどうするかなど今後の議論の対象となると述べた。



山岡和純国際農林水産業研究センター研究コーディネーターは「連帯」の精神を「税」のみで果たして実現できるのかは疑問。代替案としては、次の 2 つの組み合わせで対処してはどうか。

- ① 儲けた人から払ってもらう仕組みを導入。それは彼らの未来の「地球公共財」確保への投資という意味合いで、強制的に徴収。
- ② 庶民レベルでは、税に反発があるので、環境に対して貢献していくという参加意識を奨励してい

くアプローチを導入。

これらの組み合わせにより、個人と企業を分けていく仕組みを考案していく。また途上国と先進国の扱いについて差異を設けることも必要。

竹本和彦委員は分科会の議論の方向性として、沖共同議長のまとめに賛同。また環境政策については狭い環境ではなく Sustainable Development を視野に、広く構えることが必要であり、その意味でも SDGs の重要性を再度強調したい。また相乗効果（シナジー）が重要でグローバル・ガバナンスと持続可能な開発について整理することが必要。連帯税は政策措置の一つとして位置付ける方向に賛成。

なお連帯税についてはグローバル・ガバナンス諮問委員会の中では別の分科会において検討されると聞いていたが、本分科会においても併せて検討していくということか？



谷本真邦事務局長は竹本委員の質問に答えて、「国際連帯税」については、別の分科会において検討する。但し現在検討されている「国際連帯税」では主に金融分野を対象として、為替取引等に課税して金融の安定を図っていく方向で、今回の環境問題分科会で議論されている炭素税や気候に特化したものを対象としているわけではない。なお仏では国際航空券に課税しており、13ヶ国も参加している事例もある。税として連携していくことは可能なので、環境面での検討結果を「国際連帯税」の議論にインプットして頂ければ有難い。

連帯税の取り扱い方に関して、長谷川祐弘座長が、環境の悪化を防止する税という概念はどうか、エネルギーを不当に消費するのに対し課税していくというものにも値するのではないかと問い合わせた。この点に関して、高橋一生共同議長が、人間の行動に対してネガティブに対応していく姿勢を懸念する。世界の人々の普通の生活から前向きな行動を引き出すことこそが大切ではないか。2011 年の大震災において世界の 35 の最貧国から普通の人達が支援を差し伸べてきたという事例を紹介し、人間にはそもそも必要なことに対応していく能力が潜在している点に注目すべきである。こうしたことが世界の議論の中で引き出されていないのではないかと感じている。これが世界を結びつけるうえで重要な可能性を秘めているのではないか。ネガティブなことへの Penalty を課すのではなく、普通の人達の有しているポジティブなところを引き出していく知恵を絞りだすことが必要との見解を示した。

「地球連帯税」はむしろ「地球連帯基金」として、個人でも企業でも地方でも、それぞれで工夫して「財」を創造していく仕掛けがあってよいのではないか。これに貢献していくことで人間の価値観、活動を変革していく。ネガティブではなくポジティブな対応があれば可能と信じている。環境分野ではネガティブな面が色々と表に出てくるが、環境がもたらすプラスの面を伸展させていくべき。人間行動の連帯の仕方のありように環境を切り口として考えていくと良いのではないか。この意味で改めて地球連帯税の必要性を強調。長谷川座長は、高橋共同議長の見解を理解しつつ、自らが述べたことは罰する(Punish)のために税をかけることを意図したものではなく、環境を使用するための消費税的な考え方に基づくものであると説明した。

沖大幹共同議長は連帯税に関するこれまでのやり取りを踏まえると、「世界」または「地球」と「未来」を掛け合わせた名称が良いかも。但し Carbon Pricing については仏での「黄色いベスト運動」に見られたように労働者層からの反発もあって、ヨーロッパでは慎重論が出ている点に留意する必要があるとしたうえで、次の点を指摘した。

- ① 連帯税の議論については、貧困層への還元も視野に、世の中全体を良くするために使

っていくとの理念が必要。

- ② 多国間主義（マルチラテラリズム）が大事であること。
- ③ グローバル・ガバナンスを支持していく科学技術的エビデンスを提供する研究開発の必要性。

浜中委員は「黄色いベスト運動」に関連した発言があったが、同時に「公正な移行」(Just Transition)という大きな動きが国際社会の中で進んでいることも紹介したいと述べた。今後の大変革の必要性が叫ばれており、その際には勝者もあれば敗者も出てくる。例えばCOP24が開催されたポーランドでは、敗者は炭鉱労働者に代表される。こうした敗者への配慮をしっかりとやっていく必要があるという点に注視すべきである。すなわち大改革に際しては、そのネガティブな影響に注目して慎重に対応するというだけではなく、むしろそうした大改革には敗者がつきものであるとしたうえで、敗者への対応にしっかりと正面から向き合っていくような政策体系の樹立が不可欠であることを認識していかなければならない。

Bads 課税による歳入をどこに回していくかが今後の課題。先に紹介した米国共和党のCarbon Taxの提案では、歳入を住民にDividentという形でフィードバックしていくという方向で議論されている。

高橋一生共同議長は幅広いシナジーが大事であり、様々な可能性も出てくる。次回会合では①様々な分野のシナジーの方向、②価値観を伴った正当な移行のあり方などについて議論したい。その中で「環境」が中心的テーマになってくる。様々な人々が関与していく中で、“Global Solidarity Fund”の可能性を議論して位置付けていく方向が望ましい。地域の人達のVoluntaryなアプローチと義務的な税との両方の側面に関し、委員間での議論としては未だ十分な熟度に達していないと思われるので、次回も引き続き議論していきたい。山岡委員は目指す方向としては、“Global Solidarity Fund”又は“Global Solidarity Premium”など年金や保険の掛け金のような考え方を適用してはどうかと考え始めている。また人間社会特有の信頼ネットワークとしての「ソーシャル・キャピタル」の重要性を強調。長谷川座長が「環境正義」(Environmental Justice)の概念が進化してきていることから、今後は浜中先生から指摘のあったトランジションからEnvironmental Just Transitionにどのように向かっていくのか関心がある。また「環境正義」に関し、東洋と西洋の考え方に違いはあるのかについても興味を有していると述べた。

総括として沖共同議長より、今回貴重な意見を幅広く賜うことが出来たことに感謝し、今後引き続き次回会合において議論を深めたいと総括。次回会合に向けた日程調整への協力を依頼するとともに、今回会合の全ての参加者に対し謝辞が表明され閉会した。

この第一回目の環境問題分科会には衛藤征士郎会長、猪口邦子参議院議員、左藤章衆議院議員、山川百合子衆議院議員と瀬戸健一郎氏がオブザーバーとして参加した。



衛藤征士郎会長



猪口邦子参議院議員



左藤章衆議院議員



山川百合子衆議院議員

環境問題分科会

第2回審議会

2020年1月16日

国連大学の沖大幹上級副学長とアレキサンドリア図書館顧問の高橋一生教授が共同議長を務める「環境問題分科会」が1月16日衆議院第一議員会館第5会議室において、提言の素案を検討する会議を開いた。今回は沖大幹国連大学上級副学長が提言骨子案を読み上げ、高橋教授が討論の司会を務めた。

冒頭、国会議員篠原孝議員が挨拶をされた。



篠原孝議員

高橋共同議長が提言 1 はグローバル・ガバナンスの目的、提言 2 がグローバル・ガバナンスの必要性、提言 3 がグローバル・ガバナンスの役割、提言 4 がグローバル・ガバナンスの留意点と認識しており、この 4 点で十分だと考えたと述べた。



平和は抽象的であるので、平和を阻害するものはなにかを明確にして、それと戦っているということを文言にする必要がある。平和を阻害するのは排他的利己主義と格差の拡大を見て見ぬ振りをする。民主制も市民社会も劣化している。環境問題に取り組むことで、現代社会の病を治癒する手本を提示することになる。

人間の本質は 2 つある。まずは自分が大事であるという本質があるが、と同時に、自分が社会の役に立ちたいという本質もあるはずである。その両方を生かした世界のシステムを構築する、という形で我々の努力を捉え直す必要がある。市民、地域社会、文化人、専門家が前面に出る世界システム、そしてそれを補佐する行政や企業という構造が求められている。アスリートを含む文化人は「自分の努力だけではなく、環境を与えてくれた社会があって初めて自分の目的が達成できた」という発信をするべき。良い環境がなければ心豊かに生活を送ることはできない。若者世代が参画できる環境を整えることが大人の責務であり、地球問題を取り上げる国連以外のグローバルな力強い組織があってもいいのではないかと述べた。



沖共同議長が現在の各国の削減目標では 1.5 度の目標達成には程遠い。食生活に関わる部分での温室効果ガスの排出量が多い。食品ロスを減らすことは温暖化にも効果的である。これは市民がやりやすい分野である。温暖化のコンテキストで都市は議論されてこなかったが、途上国の都市の問題に対して温暖化の影響は大きく人口も多いため、都市と気候変動の関係が近年議論されるようになってきている。SDGs を意識しつつ気候変動問題を

を考えるのが主流になりつつある。

長谷川座長は人類の発展は、地球環境を破壊するという側面も持っている。よって「地球環境保全と人類の発展と存続は共立できるという認識に基づいて提言する。」という文言を加えるのが良いと思う。

今の国連は主権国家中心主義で活動しているが、グローバル・ガバナンスでは地球全体のことを考えないといけない。



蟹江委員が多国間主義はマルチラテラリズムのことだと思うので、日本語で書くなら別の訳し方をするか、もしくはマルチラテラリズムとカタカナで書いたほうがいいのではないかと。環境の問題は地球自体の問題になっていると思う。この点をより強調すべき。

我々は地球にしか住めないで、経済や社会以前に大前提として地球がある。その地球を守るには国を越えたグローバル・ガバナンスが重要であると考え。地球環境世界機構というのは議論があると思うが、その設立は環境にとっても適切ではないのではないかと考える。グローバル・ガバナンスを強化するという表現

でも良いのではないかと。

山岡委員はこの提言を読み、理念にとどまっている印象を受ける。もう一步踏み込んだ提言をしても良いのではないかと。



功刀達朗教授



山口しのぶ所長

功刀氏は世の中を変えていくには、人間が中心になって変えていかなければいけない。ローカルコミュニティーの役割が注目されてきている。若者の役割が重要。若者たちの意識そのものが足りないのかもしれない。若者が活躍できるような手立てを講じる必要がある。

山口しのぶ女史は UNESCO が 2005 年に提案した Education for Sustainable Development (ESD) の概念に基づき、地域における ESD を具体化するスキームとして、国連大学サステイナビリティ研究所は世界に 174 拠点の RCE (Regional Centers for Expertise for ESD) を認証し、地域に専門家を発掘して推進している。若手の参加を重視しつつ、コミュニティーが直面する環境問題に取り組んでいく。しかし、情報発信が地域でとどまっていたはいけなかったので、グローバル・ガバナンスの一環という位置づけとして情報発信をしていくことが重要。

前書きの「政治・行政・企業」の後に教育機関を入れるべきではないか。資金を自発的に払いたくなる意識を促進していくには教育が重要。

重要な意思決定者としてジェンダーの文言を入れるべき。若者だけではなく多様な意思決定者を包括的に参画させるのが良いのではないか。

井上氏はどのようなグローバル・ガバナンスかがはっきりしていない。グローバル・ガバナンスという概念には、グローバルな課題を解決していくグローバルな組織の経営方法という側面とそのような組織のよって立つ基本理念が含まれる。我々が目指しているものは、中国が目指している権威主義的なグローバル・ガバナンスではなく、人権の擁護や法の支配といった民主主義の理念に基づくグローバル・ガバナンスのはずだ。したがって、提言 1 の文

言は「多国間主義と民主主義に基づくグローバル・ガバナンス」と明記した方が良いと述べた。そして、提言 3 に関してはパリ協定に掲げられた地球温暖化の緩和が現実問題として難しい以上、温暖化の被害を最小限に抑えるためにいまからどのような適応策を取るべきかについてもっと強調してもいいのではないかと示唆した。



猪又忠徳大使



上村雄彦教授

猪又氏はオゾン層破壊に直面して、全ての国が環境規制を受け入れた。このような過去の成功例を考慮に入れて世界的な連携を考えていくべきである。しっかりとした法原則が確立していない。法的フレームワークを考えていくことが重要である。自発的にお金を出すということは行われはじめているが、それが本当に期待された目標に使われているか検証する方法がない。

上村教授は民間投資の議論は出てきているが、必要な額を賄っていないため、連帯税のような考え方が必要。全ての国際連帯税が達成できれば 300 兆円集められる。拠出金に頼る国際機関と、連帯税に頼る国際機関ではガバナンスのあり方が違う。連帯税は透明で民主的なガバナンスを作っていく際に重要である。環境問題を解決するためには資金が必要であり、拠出金を賄うために連帯税のような方式が考えられるべきである。提言 5 として資金の問題を追加するべきではないか述べた。



小溝泰義大使



宮越太郎氏

小溝大使は平和の維持は持続的成長、環境保全に不可欠な存在である。また、国連の SDGs の推進は、紛争原因となる貧困、格差、不公正などの解消に寄与することにより、紛争防止、平和構築に貢献する。非常に密接な相互関係という側面がある。宮越太郎 UNHCR 担当官も発言した。

総括として、高橋共同議長が、環境問題における重要な点としてマルチラテラリズムの中でこの幅の広い問題を捉えること、平和も含めて、幅の広い課題の中で環境問題を捉えていくこと、正義、格差に関する視点、世代間の視点、ジェンダーの視点、個人の意識改革そして組織的な改革(Institutional innovation)であると指摘した。

提言の素案

地球環境が健全でなければ人類は生存できず、公正な社会正義の実現も持続可能な経済発展もあり得ない。地球環境保全と、人類の発展とその存続を共立させようという総意に基づきグローバル・ガバナンスの推進を提言する。

提言 1. (目的) 新時代のマルチラテラリズムに基づくグローバル・ガバナンスを推進せよ世界のすべての人々がより心豊かに健康で文化的、安全で尊厳を保てる幸せな生活を送れるようにするため、2015 年に国連総会で合意された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)」に描かれたより良い社会の実現を実現すべきである。そのためには、新たな時代にふさわしい非政府組織も含めた多国間主義(マルチラテラリズム)に基づくグローバル・ガバナンスを推進する必要がある。

提言 2. (必要性) 民主的なグローバル・ガバナンスにより環境保全と平和維持を実現せよ環境保全は社会正義や経済発展と共に持続可能な開発を支える 3 側面のひとつであり、心豊かで健康な生活の基盤となり、経済発展を促し、地域社会を安定化させ、世界秩序や平和

の維持にも資するなど、人間の安全保障に欠かせない。一方で、平和維持が持続可能な実現や環境保全には欠かせないという視点を持つ必要もある。地球温暖化の緩和策(温室効果ガスの排出削減)には世界的な連携が不可欠であり、その実現には自国第一主義の克服、格差の是正へ向けた努力が前提となり、特に、民主主義的なグローバル・ガバナンスが必要とされている。

提言 3. (役割) 俯瞰的なグローバル・ガバナンスにより課題解決の相乗効果を促進せよ
2030 アジェンダに掲げられた 17 の持続可能な開発目標(SDGs)間や、地球温暖化による気候変動への緩和策や適応策、自然災害リスクマネジメントの間には貧困の撲滅や脆弱性の削減、あるいは資源の効率的な利用などを通じた様々な相乗効果が期待されるが、一方で、土地や投資可能資源などのグローバルコモンズを介したトレードオフも懸念される。グローバル・ガバナンスの推進によって、そうしたトレードオフをできるだけ抑え、多くの相乗効果を生むようにすべきである。

4. (留意点) 多様な関係者の参画により緻密なグローバル・ガバナンスを推進せよ。
格差の是正と 2030 アジェンダが目指す社会への変革には、ジェンダーへの配慮、市民や文化人・専門家らの当事者意識の高揚と行動力の育成、地球連帯基金といった資金メカニズムを推進するグローバル・ガバナンスの推進と共に、次世代を担う多様な若者世代の参画と勇気ある行動が不可欠である。その際には持続可能な開発のための教育(ESD)、地域の人材育成と包摂的な環境アセスメントに資する情報発信を促す取り組みが極めて重要であり、変革に伴い不当な不利益を被る人たちが出ないようにする「公正な転換 (just transition)」も意識される必要がある。また SDGs 債やグリーンボンド等を含む民間資金の導入や国内資金調達、それらの投資効果の evidence based の検証、監査、認証、それらを支える情報システムへの透明なアクセスの確保が不可欠である。

分科会Ⅲ. 軍縮

軍縮分科会

第1回審議会 2019年9月18日

第2回審議会 2020年2月13日

世界連邦日本国会委員会・グローバル・ガバナンス諮問委員会で、軍縮を担当してきた三人の外交官、阿部信泰、美根慶樹、小溝泰義大使が共同議長をつとめ、そして源田孝元空将補・防衛大学校教授らが、日本が軍拡競争の再拡大を防止する上で主導的な役割を果たすことが緊急に必要であると指摘。



衆議院第一議員会館会議室における審議会での意見交換会



中川正春世界連邦国会委員会事務総長に見解を説明する元国連事務次長阿部信泰氏
中川正春世界連邦国会委員会事務総長

2019 年 9 月 18 日に衆議院議員会館で開催されたグローバル・ガバナンス諮問委員会の意



見交換会の冒頭の挨拶で、世界連邦日本国会委員会の事務総長で衆議院議員の中川正春先生が超党派で世界連邦の理想に向かって、できることは何かを模索していると述べた。そしてこの議員連盟を今後しっかり発展させて、日本の中で、一つのメインストリーム、選択肢としてなんとかセットアップしていきたいとの願望を示唆した。その為に、日本のトップリーダーの衆智を集めて、諮問することの意義を示唆した。本来なら気候変動、とんでもない台風の襲来、あるいは食料を中心とした作物、海流の変化、

などグローバルな形で気候変動を捉えなければならない、そして今日の課題になっている軍縮、また、金融政策でグローバル的な観点から検討しなくてはならないが、今の経済の不均衡など基本が崩れてきている状況であるとの見解を示した。どれを取ってみても世界の国々が協力して対処していかなければならない人類の喫緊の課題が多々ありますが、世界の国々でナショナリズム的な方向で政治が走っているということに関して危機感を持っていると述べた。中道かつグローバルで行こうとしている勢力が、選挙でことごとく負けてしまっており、日本でもつまづいているので、非常に忸怩たる思いを示した。そんな情勢の中で20-30 年先の人類を見据えて日本からしっかりと情報が発信できるように、このグローバル・ガバナンス諮問委員会の中で作っていただけることを願っており、学問的なことだけでなく政治的なこともあわせて、出席者のご意見を聞く所存であると述べた。

議長や委員として招待された専門家で、まずは元国連事務次長・スイス大使・ハーバード大学シニアフェローの阿部信泰氏が見解を述べた。軍拡競争を激化させないため中国を含めた形で中距離ミサイルの規制・抑制について話し合い合意を形成することが緊急の課題であると指摘し、2011年に結ばれた戦略核兵器条約（START）が2021年2月に期限が切れることに鑑み、米国に留まり、この条約の延長を薦めるべきであると説いた。そして日本は尚且つ米国が包括的核実験禁止から署名を撤回しないよう米国を説得する必要があると指摘した。

阿部信泰氏は、広島と長崎の悲劇を経験し、ビキニ環礁での核実験に苦しんだ国として、日本が道徳的責任を行使する必要性を強調した。阿部信泰氏の発言要旨は以下の通りである。

- INF 条約（中距離核戦力全廃条約 1988 年）は米露間で射程 500 キロ～5,500 キロの地上配備中距離ミサイルの保有配備を禁止した冷戦時代の重要な核軍備管理条約。米国がロシアによる条約違反と条約の規制対象外の中国のミサイル脅威の増大を理由に 8 月 2 日に条約から脱退。（ロシアも米国が遵守しない以上、自らも遵守しないとの立場。）米国が早速、地上発射型トマホーク巡航ミサイルの発射実験。国防長官が中距離ミサイルの前線配備希望を表明。可能性：日本・韓国・台湾・フィリピン・オーストラリア。こうした動きが地域の軍拡競争を激化させないため中国を含めた形で中距離ミサイルの規制・抑制について話し合い合意を形成することが緊急の課題。
- 新 START 条約（新戦略核兵器制限条約 2011 年）：米露の配備戦略核弾頭数を各々1,550 発に制限。2021 年 2 月に失効。5 年延長を選べる規定。トランプ政権内では延長しない意見が強い。ロシアは延長の用意ありとしているが、いろいろ条件があり、延長をするためには今から交渉を始める必要があり、時間がない。米国に唯一残るこの核軍備管理条約の延長を薦めるべき。
- CTBT（包括的核実験禁止条約 1996 年署名開放）は特定 44 か国の批准を必要とする厳しい発効要件のためいまだ未発効。ただ、核実験探知網はほぼ完成。残る発効要件国は 8 か国（米、中、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト、北朝鮮）。最近、米国内で署名を取り消して核実験再開の選択肢を残すべきだとの意見が勢い。筆頭の米国が署名撤回すれば深刻な打撃。広島・長崎を経験し、ビキニで核実験被害の経験もある日本の声が大事。是非、米国に発言すべき。

阿部氏の後に元ユーゴスラビア大使・内閣外政審議室審議官で平和外交研究所代表の美根慶樹氏が発言し、その見解の要旨は以下の通りであります。



2020 年の NPT 再検討会議に向けて軍縮の機運を高める努力が続けられている。2017 年 11 月には「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の第 1 回会合が広島で開催された。これまでの賢人会議における議論を総括する報告書が取りまとめられる予定になっている。

2010 年に立ち上げられた軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) はその後も会合が重ねられ 2017 年 9 月、第 9 回会合が広島で行われた。

2017 年 7 月、採択された核兵器禁止条約は核の全廃を条約上の義務とする画期的な前進として喜ばれたが、問題は少なくない。とくに、核兵器の非人道性については、その重要性を軽視する結果になっている。同条約の本文は法的、技術的、医療的な事柄についての規定に充てられ、核兵器の非人道性は前文で一般的、原則的なことが言及されているに過ぎない。

2015 年 NPT 再検討会議のフェルーキ議長の最終文書案にあった「あらゆる核兵器の使用による壊滅的で非人道的な結末に関する深い懸念が、核軍縮分野における努力を下支えし続けるべき「鍵となる要素」であること、また、こうした結末を知ることは、核兵器のない世界に向けた「すべての国々」による努力に緊急性を与えるべきである」は一つの参考となる。核兵器禁止条約の前文より一歩進んでいる。

今後、日本は非人道性に関する国際会議をあらたに主催すべきであり、その意義は次の通りである。

1. 国際的な関心を核の非人道性に向ける（取り戻す）。
2. 非人道性は白黒的に、理解する、あるいは理解しない問題でなく、程度問題である。理解しているようでも本当のことは分かっていない人が大勢いる。広島平和記念資料館や長崎の原爆資料館を訪れてはじめて理解する人も少なくない。
3. 核の抑止力と非人道性の関連性を追究することは重要である。とくに、非人道性の理解を

広め、また、深めることは核の使用を抑止する効果があるのではないか。

4.そのほか、ドローンによる攻撃が大規模化しており、いつか核兵器も搭載するようになる危険がある。日本はその規制を国際的に働きかけるべきである。



第三番目に発言された元ウィーン政府代表部大使・IAEA 事務局長特別補佐官等で賢人会議委員の小溝泰義氏は核兵器がなくならないのは政治意志の欠如であると指摘し、平和首長会議に参加した経験から、核兵器をなくすために、TPNW 推進する側と安全保障環境を重視する側の立場を超えた対話が不可欠であり、核廃絶の実現には、為政者のリーダーシップと幅広い市民社会の協働が必要だと述べた。

小溝泰義大使の発言内容は以下の通りです。

1.昨年及び本年、世界終末時計が真夜中（世界の破滅）まで2分を示した。米ソ核戦争が危惧された1953年と並ぶ危機認識。核兵器の脅威と気候変動という2つの地球規模問題への指導者の対応欠如が主要原因。この2大問題の解決には、国籍や文化、宗教、人種の違いを超えて協力できるかという共通の課題が横たわっている。グローバリゼーションが進む一方、これを支える人類の一体感は未発達。このため、相互不信、分断化、対立、紛争が目立つのが残念な現状。近年、排他的・閉鎖的な傾向も強まり、そのような不安定な世界に今も約14,000の核兵器が存在する。そして信用できない相手との武力衝突の危険を圧倒的な脅しでしのごうとするのが「核抑止」にほかならない。核兵器は意図せずとも事故や誤算により暴発する恐れがあり、テロリストによる使用も脅威だ。核抑止が破たんすれば、受け入れがたい悲劇が生まれる。また、核抑止という考え方には伝染性があり、核兵器拡散の危険も伴う。核抑止は、長続きする平和の基礎には到底なり得ない。

2.平和首長会議は、「安全で活力のある都市を実現する」自治体首長の責任感から、被爆者の切実な願いを重視し、「核兵器のない平和な世界の実現」を目指す。このための重要な措置として、核兵器禁止条約を推進してきた。法的禁止が抜本的な政策転換の出発点だからだ。さらに、平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現には、「私たち」と「あの人たち」を対立するものととらえて、「私たち」を守るためには、「あの人たち」はどうなっても構わないという考え方自体を変える必要があると考える。それこそが核抑止の考えに潜む病根だからだ。そして核廃絶には、核兵器の非人道性を実体験で知る広島・長崎の被爆者の声を聴くことが不可欠だ。被爆者は、筆舌に尽くしがたい被爆の惨状を経験したからこそ、「こんな思いをほかの誰にもさせてはならない。」という深い人道的信念を持ち、高齢になった今も、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けている。

3.核兵器がなくならないのは政治意志の欠如によるが、背景として、特に重要な点は2つある。第1に、原子雲の下で起こった計り知れない人間の悲劇・「核兵器の非人道性」と「核

兵器が実際に使われる危険」が、国際社会の常識になっていないこと。第2に、核抑止という考え方が核保有を正当化。核兵器廃絶には、核抑止政策の転換が不可欠。

4. 大国の反対にもかかわらず2017年7月、核兵器禁止条約（TPNW）が国連総会の下の特約交渉会議で採択された理由は、一言で言えば、多くの非核兵器国と幅広い市民グループが、「核兵器の非人道性」と「使われる危険」に気づいて行動を起こしたためだ。核兵器の非人道性と事故や誤算で使われる危険の認識の高まりが育んだ非核兵器国の間の核軍縮交渉への当事者意識は、核兵器の速やかな法的禁止を求める動きに直結した。TPNWは、軍縮条約の系譜に属するが、それ以上に、人権・人道の観点から、人類の安全保障を目指すものだ。この条約が核兵器の禁止を核兵器保有国だけに任せず、全世界が取り組む課題ととらえるのはそのためだ。なお、TPNWは、禁止の法的宣言を優先しているが、禁止の実効性確保のため、将来核兵器国も交えて核廃絶の「検証措置」規定などを具体化することも想定している（前文、4条、8条等参照）。

5. 今何をすべきか。

（1）平和首長会議は、核兵器をなくすために、TPNWを推進する側と安全保障環境を重視する側の立場を超えた対話が不可欠だと考える。相互不信を相互理解、相互協力へと変えていく粘り強い努力なしに、根本的な解決はできないからだ。また、核軍縮措置を対話によって進めることは、それ自体信頼醸成措置であり、相互理解、相互協力の促進に資する。共通点を探る手がかりとして、NPT第6条に定める核軍縮の誠実交渉義務を基礎に立場を超えて対話し、知恵を出しあい、まずは実行可能な核軍縮措置を実行に移してもらいたい。

（2）為政者のリーダーシップと市民社会の幅広い協調による「対立的安全保障」から「協調的安全保障」への転換が最重要の長期的課題。核抑止を克服するためには、相互不信を相互理解に変える努力が必要だ。北朝鮮やウクライナの問題も「対決的安全保障」を「協調的安全保障」へと転換する具体例となりうる。核兵器国の責任ある指導者はこの事実を理解するはずだ。過去の核軍縮は、国際緊張の極まる中、違いを超えて歩み寄る為政者のリーダーシップで実現されてきた歴史（例えば、ケネディとフルシチョフが先導した部分的核実験禁止条約。レーガンとゴルバチョフが合意したINF条約。）があるからだ。

6. 日本が果たすべき役割

（1）異なる立場の国々との間の対話の促進

●NPT第6条の「核軍縮誠実交渉義務」を議論の基盤に。（賢人会議は評価できる。）

●地方自治体の国際組織「平和首長会議」が「核兵器のない世界」および「安全で活力のある都市」の実現に対話を重視して超党派で取り組んでいる活動や「Faith Based Organization」

が宗派の違いを超えて、現実の国際社会問題に人道的、倫理的観点から共通点を探りつつ核兵器のない世界を目指す活動などを支持。

●日本国憲法前文および第 9 条の普遍的ビジョンを重視し、これに具体的な政策的肉付けを推進。日米の連携が日本の安全保障にとって不可欠であることを踏まえれば、なおさら日米友好関係の長期的安定の維持を図るためにも、緊密な日米間対話に加え、ロシア、中国、朝鮮半島、ASEAN 諸国等とも対話を重ね、憲法第 9 条のビジョンを国際社会の現実政治の中に展開しうるようにするための独自のアイデア、提言を国際的に発信することが重要。

(2) 今できることを実施

●被爆地広島・長崎に為政者、未来を担う青少年等様々な人々の訪問を促進し、核兵器のない世界の必要性を実感してもらうことが、一層の核軍縮推進の基礎。

●核軍縮のための検証措置を具体化する国際努力に貢献。

●違いを尊重しつつ対話により共通価値・共通目標を創出・推進するグローバルコミュニティのモデルは足元から（自治体や市民団体による町おこし、青少年対策、高齢者支援等の成功例を発掘・プロモート）。

小溝氏は、結びとして核廃絶の実現には、為政者のリーダーシップと幅広い市民社会の協働が必要だ。為政者のリーダーシップを主導するのは立場を超えた幅広い市民社会の声であり、その原動力こそ被爆者の被爆証言と平和への訴えだ。



源田孝元空将補で防衛大学校教授

次に発言された元空将補で防衛大学校教授の源田孝氏は IT が進化するにしたがって「人工頭脳を持った空中飛翔兵器」や「人間の形をしたロボット」が核兵器を持つ可能性があることを指摘して、そういう恐怖があるなかで、核軍縮のモデルとしての防衛省・自衛隊が実践してきた、「仮想敵を想定しない」、「専守防衛政策を採用する」、「持続的な経済成長が可能となるように防衛費を設定する」、「組織の効率化によって戦力は維持するが兵力は削減する」という防衛政策は、軍縮の一

つのモデルとなるのではないかと示唆した。

1. 今日の核兵器運搬装置

IT がこのまま進めば、「人工頭脳を持った空中飛翔兵器」、「人間の形をしたロボット」が核兵器を持つ、そういう恐怖があり、それがどこでも出現する可能性がある。

自立機動するビークルの特色は、第一は「打ち放し性(fire & forget)」。第二は「低価格(low cost)」。第三は「多機能性(multiple)」。第四は「精密性(precision)」である。市場においては、これらはロボット、通常はドローンと呼ばれる。その次が、クルーズミサイルで、海の彼方から飛翔し、どこでも命中する。

これらの兵器は、政治的目標を達成するよりも、経済目標を達成する方が実は容易である。一発で世界経済に大破綻をもたらす。一発のミサイルもそれは戦略的であるというのが今日の現状である。

将来の戦場では無人機同士が戦う無人の戦場になるということで、その中で戦術核兵器が使われる可能性がある。

2 軍縮のモデルとしての自衛隊

国際条約を守る国は、先進国や限定された国であって、それ以外の国は条約そのものを認識していないことがある。このような状態で、日本は憲法 9 条の平和理念をもっとアピールすべきである。日本は、世界に先駆けて脅威に関わらず軍縮している。結果として、日本は戦後 70 年一度も戦争をしていない。このことは、一人の自衛官も負傷も戦死もしていないことであり、日本の防衛政策は合っていたということになる。

我が国の防衛政策の特色は、次のとおり。

(1)シビリアンコントロール

自衛隊の指揮権は国民によって選出された政治家である総理大臣が掌理するというシビリアンコントロール(文民統制)の理念は、主権在民という民主主義の基本であり、我が国の防衛政策の中核をなす考え方である。

(2)専守防衛政策

我が国が「防衛に徹し、侵略を受けた場合に対処する」専守防衛政策を採用した背景には、日本国憲法の平和の理念があった。そして自衛隊は、特定の仮想敵を想定としない防衛力となった。日本は、専守防衛政策を世に問うたことにより、他国を侵略しないという平和国家のイメージが広まった。

(3)防衛費 GNP 比 1 パーセント

1976 年に三木内閣が「防衛費を GNP1 パーセント以下に抑える」政策を決定した。GNP 比 1 パーセント枠は、国際的には 102 番の低い数値であったが、歴代内閣はこの政策を継承した。この政策により、日本は GNP の 99 パーセントを経済分野に投入し、経済大国となった。経済大国となった結果、円高が進み、今日、日本の防衛費は、ドル換算で世界第 8 位となった。この事実は、日本政府の英知とってよいであろう。

(4)兵力の削減

陸上自衛隊の定員は、発足当時 18 万人であったが、2016 年度は 15 万人であり、この間 3 万人を削減した。これは、陸上自衛隊が、IT の広範な採用、業務のアウトソーシング、組織の効率化、統合運用によるシナジー効果によって兵力を削減し、「量より質の組織」へと

転換を図った結果である。高額の兵器を削減することには困難が伴うが、組織の効率化によって「量より質の組織」へと転換し、戦力を維持しつつ兵力を削減することは可能ではないか。

(5) 侵略の抑止

専守防衛政策から導かれる自衛隊の存在意義は、「侵略の抑止」である。自衛隊が精強な存在であること、そして、日米同盟による米軍の存在と相まって侵略を未然に抑止してきた。自衛隊は、侵略の抑止のために存在しているのである。非核軽武装国家である日本が、1952年の主権回復以来 67 年間一度も外国から侵略されなかったことは、日本の防衛政策が適切で、抑止が良く機能していたことの証左である。

以上のように、防衛省・自衛隊が実践してきた、「仮想敵を想定しない」、「専守防衛政策を採用する」、「持続的な経済成長が可能となるように防衛費を設定する」、「組織の効率化によって戦力は維持するが兵力は削減する」という防衛政策は、軍縮の一つのモデルとなるのではないか。

井上健元国連民主化ガバナンス部長

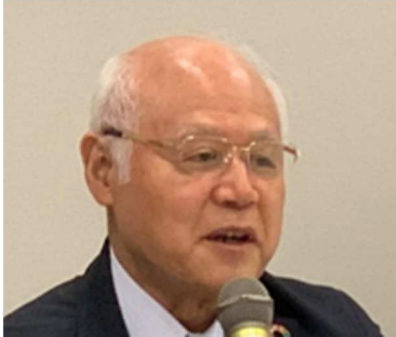


元国連民主化ガバナンス部長で現在は JICA シニアアドバイザーである井上健氏は、最近の核兵器は小型化したうえで精密誘導によって軍事目的に限定した使用も可能であると聞いているが、この場合は、民間人を対象として核兵器が使われた場合の非人道性という批判が当てはまらないのではないかと質問した。また、今後の軍縮の進め方について以下のようなコメントと提言を行った。核の抑止力は永遠には続かないとしても過去 70 年以上続いてきたわ

けで、今後も核保有国の間の相互不信がなくなる限り必要悪として残るのではないか。相互不信をなくすためには究極的には、本研究会が目指している世界連邦を作るしかないが、それが遠い道のりであるならば、当面は国家間の信頼醸成を積み上げていくしかない。そのためには、日本がイニシアティブをとって、①通常兵器の軍縮を進める、②全世界で学校教育・市民教育を通じて核兵器の非人道性を人々に知らせ、核兵器廃絶を世界共通の規範とする、③企業に対して ESG（環境・社会・ガバナンス）に D（軍縮）を加えた ESGD 投資を訴え、軍拡や核兵器に関連する企業の影響力を抑える、④世界連邦につながる組織として、すべての核保有国を含むアジアにおける安全保障の枠組みを構築し、相互依存・相互信頼に基づいたアジア連合のような地域統合組織を作り上げることを目指す。

猪又忠徳元コスタリカ大使

元コスタリカ大使等で長崎大学グローバル連携機構アドバイザーの猪又忠徳氏は軍備撤



廃の範囲は、グテーレス事務総長が昨年 6 月に発表した New Agenda for Development で主張したように国家のみならず人の安全を脅かす在来及び新型兵器をも含むべきである。紛争の根本原因の除去によって予防する新たなアプローチをとれば、軍備撤廃は、核兵器に限らず、通常兵器、銃器、小火器のみならず生物・化学兵器の撤廃に加えて、PKO の現場での DDR、ドローンや AI に依拠した LAWS (Lethal Autonomous Weapons System) などの新型

の軍備の撤廃も扱うべきである。

グローバル化の深化による国境を越えた各国国民の交流／交易と世界各地の顕著な都市化の中で、戦火を交えることは即座に甚大な人的及び経済的損害を生じる。追及すべき究極の安全保障は、対決と相互不信及び勢力均衡による国家の安全ではなく人の安全に立った防衛システムの非軍事化である。

軍備撤廃を進める不可欠の条件は、戦争や福島やチェルノブイリの原発災害のような人的諸災害が物理的被害のみならず人びとやコミュニティの生業の喪失をもたらす非人道性を包含することを非国家主体間で相互に理解しあうことである。そのため、国連憲章や地球憲章が唱道する平和のカルチャーを人びとの間で育むことが肝要である。

軍事専門家やテクノクラートによる透明性のない安全保障は、国益を基軸に据える結果、普遍的な平和を追及するグローバル・ガバナンスを阻害すると述べた。

その他に、元国連事務次長補で国連協会理事の功刀達朗教授と、早稲田大学准教授で元国連軍縮研究所・ILO 危機対応専門官の小山淑子氏が発言された。



長谷川祐弘座長が、「結論として、気候変動も軍縮問題も、同じように私たち人類全体の課題であるということを述べた。美根大使は、核兵器は非人道的なものであって、止めなければならない、小溝大使は、核兵器と気象変動、猪又先生も同じようにおっしゃっていて、阿

部大使は、ここで日本ができることはあるか、問われましたが、軍縮も、気候変動も、その原因を突き止めてみると、兵器とか台風といった物理的なものではなく、私たち人間が作ったものであるということです。ですから、これらの地球規模的な課題にどう対処すべきかは、現在の国家中心主義からグローバル・ガバナンスがより効果的に施行される世界的な人間社会を構築していくことであります。日本などは明治維新で廃藩置県を成し遂げ、現在は安定した社会的に平等で公正な国家共同体を形成したと言えます。この経験をもとにして、世界に向かって言えるのではないかと思います」と述べた。

最後に谷本真邦グローバル・ガバナンス諮問委員会の事務局長が締めくくりの言葉を述べた。



分科会 IV. 議員外交

議長 長谷川祐弘 元国連事務総長特別代表

この分科会では、新型コロナウイルスの感染拡大によるパンデミックのみならず地球環境の破壊や気候変動、紛争やテロ、貧富の格差拡大、金融、エネルギー問題といった地球規模課題には主権国家体制を原則とする外交では有効に対処できなくなっているとの認識に基づいて、行政府である政府の他に立法府の議会による外交を推進していく可能性を探索した。最初の意見交換会を2020年3月26日に開催することを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、対面での開催をキャンセルした。その代わりに分科会議長の長谷川祐弘氏が提言草案を各委員に送付し意見を求めた。4月3日、長谷川議長は各委員からの意見を基に提言のあり方について、分科会の鈴木賢一委員、世界連邦日本国会委員会の塩浜修事務局長、谷本真邦事務局次長と協議した。その後、武見敬三参議院議員、元朝日新聞ニューヨーク支局長で現在は神田外国語大学の水野孝昭教授、そして欧州政策研究センターのウオルフガン・パーペ研究員とも意見交換を、最終的に4月8日に「議員外交」分科会提言として取りまとめた。下記に取りまとめにあたって寄せられた各委員からの見解、分析結果と提案を記載する。

議員外交に関する見解

長谷川祐弘氏の見解



この数年間にわたり米国のトランプ大統領が「アメリカ・ファースト」のスローガンの下で二国間外交に専心して多国間外交を軽視する傾向してきているが、グローバリゼーションが急速に進展する状況において、新型コロナウイルスなどの感染症、環境汚染や気候変動、紛争やテロ、貧富の格差の拡大、金融、エネルギー問題などの地球規模の課題が、二国間のみならず多国間そして国際社会を構成するあらゆるアクターによる多角的な外交交渉が不可欠となってきたとの見解を示した。そして国際社会が一

団となって対応していく必要があり、これらの問題は国家の行政府間での交渉では解決できず、立法府、地方自治体、民間団体そして企業や市民の参加が求められている。

日本は新たな地球社会(Global Society)で貢献して日本国憲法で謳われているような「名誉ある地位」を得るには、新型コロナウイルスなどの地球規模の危機をもたらす要素を、徳川幕府の末期に訪れた「黒船」と捉えて、「明治維新」が日本国内での統治構造を変えたように地球社会の統治構造の変革をもたらすべきである。その為には、今回の新型コロナウイルスの感染拡大のみならず地球環境の破壊など日本だけではなく人類全体を危機状況に陥らせる可能性のあることを認識するパラダイム・シフトをする必要があると指摘した。

日本においては、日本国憲法第73条により、総理大臣の下で内閣が外交関係を処理し、

外務省設置法により、外務大臣を長とする外務省が所掌している。しかしながら、地球規模課題においては、オールジャパンで日本の叡智を結集していくことが必要である。その為に行政の他に立法府や市民社会の団体が、マルチラテラリズム（国際協調主義）を展開していくことが望まれると述べた。

この分科会では、日本の外交をオールジャパンの創造力を結集して行っていくかに関してすでに議員外交を行っている政治家や有識者でオンラインによる意見交換が行われた。

武見敬三参議院議員の見解



参議院議員の武見敬三氏は厚生労働副大臣や外務政務次官等を歴任し、ハーバード大学で研究されたが、議員外交を自ら実施して現在は世界保健機関（WHO）UHC 親善大使に就任している。武見先生は新型コロナウイルスの感染拡大は一国だけでは解決出来る事柄ではなく多国間の協力が求められると主張する。戦争有事は敵国とは交戦状態にあり協力は同盟国間に限られるが、感染症有事は、民主主義や個人のプライバシーも出来るだけ守りつつ感染症対策が策定されるべき事であると感染症有事と戦争有事の違いを指摘している。国際機関の重要性を認識して、日

本からの多額な拠出金を出すとともに日本人の幹部職員の任命も奨励している。

新型コロナウイルスの感染がアジア諸国に拡大すると、4月24日に加盟30カ国の代表が参加するWHOアジア西太平洋議員連盟の電話会議が開催されると議長として、コロナ対策は一国だけでは完結せず各国政府の連携が不可欠であり国民を代表する国会議員は連帯してこれを支援することを提案し、世界保健機関（WHO）がカタリストとして各国の連携を支える重要な役割を果たす必要があると強調した。

武見敬三議員は令和2年3月9日の参議院予算委員会で、国連が掲げている持続可能な開発(SDGs)の一環としてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)をいかに達成するか、日本がリーダーシップを発揮してきた。エボラ、SARSやMARSなどの感染症に対して、多剤耐性菌(AMR)の検査や国際的な危機に備えて「準備と予防」(Preparedness and Prevention)を推進してきたことを指摘した。それと同時により多くの正確な情報を海外へ発信していくことともに情報を賢明にアクセスし使用する必要性を指摘した。そして国際的に情報を共有するにあたって、米国のみならず中国や東南アジア諸国とも協力していて知見のネットワークを築いていくべきであると述べた。

◆中林美恵子教授の見解 早稲田大学教授、元衆議院議員（分科会委員）



アメリカ合衆国連邦議会上院予算委員会補佐官を経て衆院議員を務め、日米議員外交にも精通した中林委員は、下記の通り、コメントした。

議員外交はどうしても様々な人が入れ替わり立ち替わりになり（どの国もそうなのでしょうが）institutional knowledge を蓄積し難い側面がある。行政府が中心の国連の強みは政治家が入れ替わっても行政府という縛りがあるので、継続性が担保できる。議員だけで長期間安定的に役割を果たすのが難しければ、政党などがスタッフを出し合って、そのスタッフが頻繁に変わら

ないようにすることも必要ではないか。

議員外交はその場限りの社交になる傾向もある。それを超えるには、継続性のある一貫したプロジェクトを作り、議員本人たちがそれに時間とエネルギーを費やす国際的な「協力作業」が（もちろん英語）様々な小分科会またはプロジェクトとして存在しないと、形ばかりでない国境を越えた本当の人間関係は構築できないでしょう。

スタッフまかせではなく、議員たちがオンライン会議などを使って自分たちでプロジェクトを仕上げる工程が関係構築に大事と思うので、そうした最低限の規則・ルール・縛りは設けておいた方が良い。議員のコミットメントを得るにはもちろん様々な障害や制約が生じるが、それをクリアするのも議員外交の意義ではないか。

水野孝昭教授の見解

現在は神田外語大学教授 元朝日新聞ニューヨーク支局長



ジョージタウン大学高等国際問題研究大学院卒業後に、朝日新聞ハノイ、ワシントン特派員、そしてニューヨーク支局長になられ、現在は神田外語大学教授であられる水野孝昭氏は「議員外交」は、政府や官僚の枠を超えて、国民とじかに向き合っている政治家同士という立場で語り合える点に最大のメリットがある。二重外交は避けることを前提に、「政府の立場」「外交官の立場」では取り上げにくいテーマや、広い視野から「国益」を守るために国内世論を説得することが必要な課題についてこそ、議員外交の活躍できる余地がある。

日米交渉など二国間では、これまでも議員外交は大きな役割を果たしてきた。だが、ウイルス対策、気候変動、核軍縮・不拡散など21世紀に日本が直面する課題は、国連を軸とした多国間交渉が焦点となることが増えていく。

議員は自らを選んできた国民への責任を自覚しつつ、グローバルな課題が一人一人の生活に直接にかかわってくることを、政治家の言葉で語りかけて国民の理解を深めてもらう必要がある。

◆堀場明子女史の見解 笹川平和財団主任研究員、東京工業大学非常勤講師（分科会委員）



東南アジアを中心に大臣、知事、国会議員などを日本に招聘、議員や有識者との交流・対話事業を重ねてきた堀場委員は、以下の通り提起した。

アジア政党国際会議（ICAAP）が将来の国連議員総会の受け皿になりえることから、日本がホスト国になるなど ICAAP に積極的に参加し、アジア全域に政治家同士のネットワークを構築する。ICAAP への積極的参画による新たな外交アプローチの事例としては、例えば拉致問題の解決に向け、北朝鮮指導層とパイプが太い ICAAP 幹部ら政治家たちの知見や人脈を集約し、多様なルートを駆使して北朝鮮政策を推進するなどが考えられる。その他、議員外交分科審議会で議論してはどうかと思う点についていくつか指摘する。

世界中で権威主義体制が強化され、民主化から遠のいている国々が増えている現状に触れ、与党と政府だけの情報とネットワークではその国の理解に限界があるので、超党派の議員のネットワークを強化する重要性を改めて明記する必要がある。また、特に二国間議員連盟の活性化には、外務省や大使館の情報だけではなく、外部の有識者のネットワークや情報が欠かせない。企業、研究者、NGO などと連携し、多様なアクターが知恵を出し合うことが求められているということを提言でも明記し、議連の場で積極的にあらゆるネットワークを活用し、勉強会などを開き、各国の状況、取り組みを知る場を事前に作ることも必要である。各国の問題や地球規模課題の理解が、ひいては国連議員総会や地球市民会議の設立を促すのだと思う。

議員外交（二国間、多国間共に）を推進するにあたり、議会の日程を事前に決めるといった永田町での国会運営改革をセットで行う必要がある。日程上の制約で、議員の予定が立てられず、タイミングを逸してしまい海外に行けないということが多々あったからだ。つまり、国対で日程闘争などを行わず、会期が始まる時に質問の時間配分やどの日程でどの委員会が開かれ、どの法案について審議するのか、緊急時は別として、あらかじめ合意しておくことは各国行われているので、日本もできないわけではない。同時に、国民に開かれた国会にするためにも、官僚の働き方改革を進めるためにも、ぎりぎりまで委員会の日程が分からないというこの仕組みそのものを変えていくことが、実は、議員外交の推進のためにも必要である。

各政党の制約で休めないことも議員外交を阻害している。各政党に、選挙の票にならないからといって外交をないがしろにするのではなく、世界との連携なしには日々の生活もままならない現状を知ってもらうこと、また、地球規模課題の解決には、一国では太刀打ちできないことを認識してもらい、外務省だけでは担えない議員外交の特徴や重要性の理解を促すことが必要である（例えば、議員外交のための本会議欠席も含む）。新型コロナウイルス

スの一件によって、他国の状況がさまざま報道される中で、日本の国会運営のあり方に疑問が投げかけられているが、本会議で議論がないのに出席を求めることの妥当性も含め、検討すべきだ。

今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、ますます国連議員総会、ひいては世界議会の必要性が問われる。例えば、劣悪な環境で密集して生活しているロヒンギャ難民を感染からどう守るのか、ワクチン開発をどのように世界規模で加速化させるのか、コロナ経済恐慌をどう食い止めるのか、主権国家の集合体の国連ではすべて対応できないわけで、ポストコロナの時期に、世界連邦構想が立法府で議論されることは重要だと思う。

◆ウオルフガン・パーペ (Dr Wolfgang Pape) 氏の見解 欧州政策研究センター研究員



欧州委員会に 30 年勤務し、パーペ氏は主権国家の政府で構成されている国連、新たな「汎地球主義」に基づいた統治機構へ移行する契機を探求すべきであると説いた。

グローバル・ガバナンスの最高機関である国連は 1945 年の 51 か国から現在の 193 か国に加盟国が増大している。しかし、世界の民主主義国家と同様に、国連の成長は数に留まり、その権力や効率性は発揮されていない。国連が今年で 75 周年を迎える中、約 1 世紀にわたって、

新たな世界秩序を「多国間主義」の下で形成しようとする試みだが、普遍的な世界秩序をどこまで構築できたのだろうか疑問である。

現在の多国間の「世界秩序」は、すべての人々によって共有されているわけではない。むしろ、それは基本的に 1648 年のウェストファリア体制の規範によって形成された、国民国家を名乗る国家主権による、統治という限定的な秩序です。

過去の西欧諸国の植民地主義によって世界中に形成された事態の下で、ほとんどの「国」では一部の政治家が自国内で強制力の独占により権力を保持している。狭い視野の国内政治家は、経済のグローバル化による高い相互依存関係を否定している（ただし、現在の「スローバリゼーション」は、地域化の進展に有利）。国境を越えて個々の国により制限されていない世界市場が「多国籍企業」であり、特に政治的に強力なアメリカメディアの GAFA と中国の BATX に「勝者がすべてを制する」ことになります。

実際、今日では、グローバル社会のさまざまな発展により、統治の中核となる国家からの権限が大幅に削り取られている。その代わりに、より広い大陸レベル、さらにはグローバルレベルでの意思決定が切実に必要とされている。貿易と金融を通じた世界的な相互依存に加えて、国境を越えたテロやパンデミック、通信におけるデジタル上の「距離の消滅」、インターネットによるサイバースペース、宇宙、公海上の交通、そして深海、気候や環境などの世界共通の地球公共財あるいはグローバルコモンズや欧州連合などの平和に耐えるための超国家性など、これらの幅広い問題への意識はますます高まっている。国を超え

た問題への解決策は、各国が独自に達成することは出来ない。国々の能力と協力が行われない状況で、相互依存に向かう可能性が出てきた。それは、単なる多国間主義よりも幅広い包括的で全方向的な「汎地球主義」への道を開くことになる。

ただし、現在の一国一票のシステムでは、市民社会や他のさまざまな正当なグループなど非国家主体者が、共通の世界的利益のための意志決定に下す権利を行使することを不可能にしている。したがって、グローバル・ガバナンスを強化するために変革をもたらす必要があるとすれば、それは現在の意思決定の票をただ単に一国一票で定めるのではなく、南太平洋の小国であるナウルとは異なる巨大な中国などに配慮する必要がある。また関係するすべての責任ある利害関係者による全世界的な参加のために、より広いグループの声に国のみの投票の現在のシステムをさらに開かなければならない。これらの声は今日、若い世代の間で最も顕著だが、それでも国内および世界的な課題に関する政策決定に参加は拒否されてきた。グローバルな秩序を単なる多国間の秩序からもっとオープンで包摂的、すなわちオムニラテラルな秩序へと移行させるためには、西洋世界の外の社会で積み上げられてきた慣習と実証済みの価値観を深く取り入れていく必要がある。

したがって、汎地球主義に基づいたグローバル・ガバナンスは、例えば、キリスト教の人間中心主義における単純な思考方法に限定されず、仏教の輪廻転生の概念にも導かれると云えよう。不平等と闘うためのイスラム銀行のより多くの社会的要素は、私たちの社会の二極化を克服するために、相互和解のアフリカの経験と同様に、考察を見つけることができる。すべての大陸の地域統合（EU、ASEAN、AU、メルコスールなど）と国家主権の結合は、より高いレベルの統治における超国家的協力への足がかりとなるはずである。国際連盟の失敗と現在起こっている国際連合の弱体化から学んでいる私たちは、グローバルな利益を包摂した民主主義、つまり総体的なオムニバス(*omnibus*)でオムニラテラリズム(*omnilateralism*)への道を開くべきです。

議員外交の実例の分析と提案

◆網井幸裕 元衆院外務委員会調査室首席調査員・経済産業委員会調査室長（分科会委員）



衆院事務局時代、I P Uをはじめとするさまざまな議会外交分野で議員を補佐してきた網井委員は以下の通り提起した。

1. 「議員外交」と「議会外交」を区別する必要性

「議員外交」は、個人レベルの自由な活動でN P Oとなんら変わらないので、各国議会が主体となって行う国際レベルの活動は「議会外交」と言うべきではないか。

2. 国際的な議会間組織

列国議会同盟、ヨーロッパ議会、ヨーロッパ評議会議員会議（PACE）、O E C D活動拡大討議、西欧同盟議会(AWEU)、北欧評議会（NC）、ベネルックス議会評議会（IPCB）、北大西

洋議会 (NAA), 英連邦議会連盟 (CPA), 国際仏語議員連盟 (AIPLF), アフリカ議会同盟 (UAP), アラブ議会同盟 (AIPU), ラテン・アメリカ議会 (LAP), アジア国会議員連合 (APU), アセアン議会機構 (AIPO), エフタ諸国議会議員委員会 (CMPEC), アンデス議会 (AP), 中米議会 (CAP), アフリカ・カリブ・太平洋＝ヨーロッパ経済共同体共同議会 (JA-ACP/ECC), アマゾン議会 (AP), ヨーロッパ安全保障協力機構議員会議 (OSCE-PA), 南部アフリカ開発共同体議員フォーラム (SADC-PA), アジア太平洋議員フォーラム (APPF), 社会開発に関するアジア議員会議 (APMPD), 人口と開発に関するアジア議員フォーラム (AFPPD), バルト議会 (BA), マグレブ諮問評議会 (MCC), 独立国家共同体議員会議 (CISIPA), 黒海経済協力議員会議 (PABSEC), ヨーロッパ・アラブ協力議員会議 (PAEAC), イスラム会議機構議員同盟 (PUO1CM) 等がある。上記の国際議員会議に正規に派遣される代表団の構成には, 通例, 各国国会の党派構成が反映されるため, 当該の国際議員会議は加盟国議会, 従って, それら議会を通じて加盟国国民世論を代表する一面を持つ。(国民代表は, 議会制民主主義の不可欠な要素)。

3. 日本国会が派遣している国際議員会議

I P U 会議、D 7 下院議長会議、ユーラシア諸国議会議長会議、日本・E U 議員会議、日中議会交流委員会、アジア・太平洋議員フォーラム (A P P F)、O E C D グローバル議員ネットワーク会合等もある。

4. 議会外交の歴史

1889年, 米英仏等を含む9カ国96名の議員が参集して、史上初の恒常的な国際議会組織, 列国議会同盟 (IPU) が誕生 (1905年に現在の名称に改称) した。

(I P U と国連との法的関係)

1996年7月24日、ガリ国連事務総長とスルール I P U 評議会議長との間で『国連と I P U との協力協定』調印。ニューヨークの国連本部に連絡事務所を開設。

1997年6月に I P U は、国連教育科学文化機関との協力協定を締結。

(国連総会出席議員会議)

I P U は国連と共同して、国連総会に政府代表団の一員として出席する国会議員を、I P U への加盟非加盟に関わりなく集め、相互に意見交換をすると共に、特定の問題に関し関係する国連高官と直接討論を行うこととし、第一回会識を、1979年の第三四回国連総会期間中に開かれた「国連総会出席議員会議」(31カ国60人の議員、ワルトハイム国連事務総長を始めとする国連高官が参加) として開催した。以後毎年、参加者を増やしながら継続開催され、各国議会の議員と国連との重要な情報交換の場となっている。特に、国連五十周年を祝う支援活動の一環として、I P U が1995年8月30日から9月1日に、ニューヨークの国連総会議場において「国連創設五十周年記念 I P U 特別評議員会」を開催。2000年8月30日から9月1日に、ニューヨークの国連総会議場に136カ国から143人の議長と29人の副議長を集めて「世界議長会議」開催。

(国連専門機関との特別会議)

I P Uは、1979年に国連人口基金(U N F R A)と「人口と開発に関する国際議員会議」を共催したことを皮切りに、八〇年代、各種の国連専門機関と特定の問題に関する国際議員会談を開催することを通じ、国連との同時的かつ相互連携的活動を定着させていった。

(I P U評議員会議長の登壇と議会人デーの開催)

I P Uは、1995年3月のコペンハーゲンにおける「社会開発に関する世界サミット」、同年9月の北京における「第四回世界女性会議」、翌1996年11月にローマで開かれた「世界食料サミット」に各国首脳と並んでI P U評議員会議長を登壇させ、世界的議会コミュニティのメッセージを伝える。以後これを慣例化した他、各国議会から議員の派遣を求めてこれら会議の期間中に「議会人デー」を組織し、国会議員が情報提供を受けたり、会議に積極的に関与することを定着化させる。

5. 「議会外交」の最高の形態としての世界議会

(国連総会と国際議員会議との本質的な違い)

政府間会議における政府代表の発言は事前に決定された政府意思、あるいは政府から委任された権限に厳密に拘束されることが原則である。これに対し、議会間会議における代表議員は自己の信念に基づき自由に発言できることが原則である。今日、議会の正規代表団を会議に派遣する場合には、議会は派遣人数を予め決め、それを勢力比に応じて各党に割り振っている。しかし、誰が実際に派遣されるかは各党の自主性に任されており、議会自身が直接指名することはない。そして、発言の責任は議員自身が負う。

(国家権力の対外的発動に制約を加える必要性)

国内的のみならず、議会の国際協力を通じて政府をチェックし、国際法の実効性を確保する(特に、戦争放棄について)。

(国連を世界政府にするための世界議会制度創設／民主的正統性の付与)

「あらゆる民主主義国の立法機関が選挙する国際議会(International Assembly)の形をとる世界議会(World Parliament)を創設」

イギリス議員団が1945年9月の同盟評議員会(ジュネーブ)に提出した覚書「国際機構及び将来の列国議会同盟の任務」は、国連に何らかの議会主義的な原理を付与することが必要であると主張。1945年11月23日、イギリス下院において、ベヴィン外相は個人的な見解であるとしつつ、世界の全ての諸国民が直接選挙で選ぶ世界議会を設立し、これまで国際法と称していたものを世界法に取って代えるよう主張。1949年3月5日、ロンドンにおいて、ブリュッセル条約加盟5カ国に、デンマーク、アイルランド、イタリア、ノルウェー、

スウェーデンを加えた 10 カ国がヨーロッパ評議会規約に調印し、ここに議会組織を伴った歴史上初の国際機関「ヨーロッパ評議会」が誕生。1952 年 9 月 10 日、欧州議会が欧州石炭鉄鋼共同体の「共同総会」として開催した。

◆鈴木賢一 政党事務局部長代理（分科会委員）



英国労働党フェロー、日中交流協議機構をはじめ政党の国際交流に精通している鈴木委員は、議員外交に有効なツールの 1 つであるアジア政党国際会議〔The International Conference of Asian Political Parties (ICAPP)〕などの活用について提案した。

地球規模かつ超党派で議員外交に取り組んでいるのが列国議会同盟（IPU）とアジア政党国際会議（ICAPP）である。国連とは異なり、野党議員も参画しているため、懐の深い議論や決議を特徴としている。

こうした特質、いわば議会機能を国連にもたらそうというのが国連議員総会（UNPA）キャンペーンである。世界連邦運動もキャンペーンの中核メンバーとして、UNPA 設立を目指している。世界連邦運動が長年提案してきた世界議会（WP）実現に向けた一里塚として UNPA を位置付けているからである。

UNPA は、どのようにしたら実現できるのか。それを念頭に置き、実際に議員外交を担っている列国議会同盟（IPU）やアジア政党国際会議（ICAPP）に着目し、かわり方や活用の仕方について整理し、議員外交を強化するための提案も示した。

1. 国連議員総会（UNPA）キャンペーンの背景

国連議員総会キャンペーンは 2007 年にスタートし、世界連邦運動協会が中核メンバーとして参画している。国連には、国連総会（UNGA）が設置されているのに、なぜ国連議員総会を目指すのか。気候変動への適応、核の不拡散、金融市場の安定化といった地球規模課題には、超国家的発想が不可欠である。ところが、主権国家の集合体の国連では、加盟国は他国を犠牲にしても国益第一を基準に意思決定する。また、国連は、加盟国の政府代表、行政機関の集合体であり、執行を監視する議会機能を有していない。よって国連での議論は、マイノリティーの意見を反映しづらい。こうした国連が内包する問題を解決するためキャンペーンがスタートした。

2. 国連議員総会（UNPA）から世界議会（WP）へ

世界連邦運動協会は、国連議員総会を段階的に進化させる構想を有する。初期段階は、国連憲章を改正せず、22 条によるか、あるいは新たな多国間条約を成立させるかにより、諮問的機能の国連議員総会の設置を提案している。総会構成員は加盟国からの与野党の議

員とする。総会での投票では、秘密投票などの採用により、選出された議員が自国の利害から離れて、超国家的立場から意思決定できるよう促す。長期的には、国連憲章109条の改正により、世界市民の直接選挙で議員を選出する立法機関「世界議会」(WP)への発展的解消を構想している。世界議会は、国連から独立した機関として、活動や予算、人事などをチェックする。

3. 世界連邦運動構想下の世界議会(WP)

世界議会は、国家議院と人民議院の二院制からなる。国家議院は、各構成国の政府代表で組織するもので、現在の国連総会として実現している。人民議院は、各構成国の人民により直接選出された議員で組織するもので、いまだに実現していない。

4. 列国議会同盟(IPU)

議員外交の草分けとして1世紀以上の歴史を有する列国議会同盟の主眼は、各同盟国の行政をチェックできるよう議会能力の強化、自国政府の外交活動の監視活動にある。国連総会のオブザーバーになり、国連との関係を深化させているが、国連活動の監視機能を果たすという展望はない。

5. アジア政党国際会議(ICAPP)

2000年に発足したアジア国際政学会議は、イデオロギーも与野党も問わず、国会で一定の議席を確保していれば、参画できる。20年前に発足したばかりなのに、アジアで最大級の政治対話の場へと成長し、今では中南米、アフリカの政党との定期交流、18年から欧州政党、19年からは北米政党との定期交流もスタートし、世界5大陸全ての政党とのネットワーク構築に向かって進んでいる。

UNPA創設など議員外交強化に向けて、鈴木賢一氏は提言を作成するにあたって以下の点を提案した。

1) 列国議会同盟が国連総会のオブザーバー・ステータスを活かし、国連活動のチェック機能の強化を図るよう提案する。

2) アジア政党国際会議が将来の国連議員総会の受け皿になり得ることから、アジア政党国際会議に積極参加し、同総会設立に向けて賛同政党を増やしていく。

3) アジア政党国際会議からのオブザーバー・ステータス取得要望議案が国連総会で審議された場合、日本政府がこれまで通り賛成するよう促す。

4) アジア政党国際会議を日本で繰り返しホストし、アジア全域に政治家同士のネットワークを構築する。

5) 各国議会との二国間議員連盟を活性化するために英語を「共通言語」とする両国の国

会議員からなる超党派チームを設ける。



塩浜修



谷本真邦

世界連邦運動協会常務理事で世界連邦日本国会委員会事務局長の塩浜修氏とグローバル・ガバナンス諮問委員会は谷本真邦事務局長が、この分科会の委員と資料の招集を行った。

分科会 V. 国際連帯税（革新的資金創出メカニズム）

国際連帯税

第一回審議会

2020 年 3 月 11 日

議長 上村雄彦 横浜市立大学教授

本分科会では、まずなぜ貧困、紛争、環境、保健問題など地球規模課題を克服するために、国際連帯税が鍵となるのかなど、国際連帯税に関する概説が議長（上村雄彦・横浜市立大学教授）からされた。その後、いかなる国際連帯税を提言するのが適当であるかが議論された。会議には、元文科大臣で世界連邦国会委員会事務局長の中川正春議員、元内閣府大臣で自民党の左藤章衆議院議員、立憲民主党の桜井周衆議院議員、国民民主党の浅野哲議員と元農林副大臣の篠原孝議員が参加した。



新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、世界中で人々が生命の危険にさらされ、安定した生活が脅かされている。この危機を乗り越えるために、日本、中国、米国、欧州など資金的に余裕のある国々では対策費を捻出できている。しかしながら、多くの途上国は脆弱な保健・医療システムに加え、コロナに対処するための資金を欠いている。さらに世界的な富の格差が増すなか、貧困、気象変動、紛争により、多くの国々で生じている巨額な資金不足を補う必要がある。このような状況で、自由民主党の河野太郎氏は外務大臣であった時に、資金ギャップを埋める手段として国際連帯税を提唱した。そこで、グローバル・ガバナンス諮問委員会では、2020 年 3 月 11 日に国際連帯税と取り上げて議論した。

この会議には、自由民主党からは元内閣府副大臣/元衆議院安全保障委員会委員長の左藤章議員、立憲民主党からは元文科大臣で世界連邦国会委員会事務局長の中川正春議員と元

農林副大臣の篠原孝議員、元 JBIC 職員の桜井周衆議院議員、そして国民民主党からは大畠章宏前世界連邦国会委員会事務局長後継者である浅野哲衆議院議員が参加された。



左 藤 章 衆 議 院 議 員 ・ 元 内 閣 府 副 大 臣 中 川 正 春 衆 議 院 議 員 ・ 元 文 科 大 臣



篠 原 孝 衆 議 院 議 員 ・ 元 農 水 副 大 臣 立 憲 民 主 党 ・ 桜 井 周 衆 議 院 議 員



国民民主党・浅野哲衆議院議員

国際連帯税分科会の議長として上村雄彦（横浜市立大学教授）、委員として 田中徹二（外務省SDGs 資金達成有識者懇談会委員・グローバル連帯税フォーラム代表）と 望月爾（立命館大学教授）が参加した。上村雄彦教授は貧富の格差、環境破壊、紛争などが負の相乗効果を伴い人類の生存を危うくしてきたが、その中でのコロナ感染の拡大により、地球規模課題がいよいよ人類の生存の危機と同意語になったと論じた。そして、この危機を乗り越え、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、巨額の資金が必要になり、その額は途上国だけで年間400 兆円とも試算されていることを明らかにした。他方、先進国からのODA の総額は17 兆円程度であり、中国など新興国による開発支援金や途上国内部での資金の動員額や、外国からの民間資金の導入などの資金をすべて含めても280 兆円程度不足するので、このギャップを埋めるためには、グローバル・タックスの実施以外はないとの見解を示した。とりわけ、国境を越えた資産や活動に課税する国際連帯税について、航空券連帯税、グローバル通貨取引税、ヨーロッパが進めている金融取引税やデジタル連帯税などの説明がなされた。国際連帯税は資金創出と同時に、税の政策効果により、グローバルな負の活動を抑制し、長期的にはグローバル・ガバナンスに民主性、透明性と説明責任をもたらし、やがては世界連邦政府の構築に寄与すると述べた。

その後、参加者との積極的な討論が行われ、医薬品開発、製造、貯蔵にかかる費用の大きさ、民間資金の可能性と限界、金融取引への課税の是非、資金創出のみならず、国際連帯税の持つ政策効果（とりわけ、バズ課税の必要性）やグローバル・ガバナンス変革のポテンシャルの重要性、国際連帯税を実現するためにはどうしたらよいか（議員立法、教育の重要性）などについて、議論が深められた。答申は字数に限りがあることから、議長に一任することで、参加者全員が一致した。



議長・上村雄彦横浜市立大教授



長谷川祐弘元国連事務総長特別代表



田中徹二外務省 SDGs 資金達成有識者懇談会委員 望月爾立命館大学教授(税法専攻)



他分科会等有識者等の陪席者として、井上健氏（JICA シニアアドバイザー、元国連民主化ガバナンス部長）、猪子恒（日本宗教連盟理事）、佐藤美央（国際移住機関駐日代表）、宮越太郎（国連UNHCR 協会）今川昌之（武田薬品グループ 統括部長）、田辺圭一（東海大学教授 元国連PKO ミッションオフィサー）近廣昌志（愛媛大学准教授 国際金融論専攻）、嘉成道夫（市民社会・グローバル連帯税フォーラム会員）らが参加した。



井上健 JICA シニアアドバイザー 猪子恒日本宗教連盟理事



今川昌之武田薬品グループ統括部長 田辺圭一東海大学教授 元国連 PKO オフィサー



佐藤美央国際移住機関駐日代表 近廣昌志愛媛大学准教授(国際金融論専攻)



田中英徳外務省国際協力局主査 桑原進外務省国際協力局審議官大使



事務局長・谷本真邦世界連邦国会委員会次長

分科会 VI. 法の支配

共同議長 佐藤安信 東京大学大学院教授

井上健 国際協力機構（JICA）シニアアドバイザー（ガバナンス・民主化支援）



佐藤安信



井上健

「法の支配」にかかる意見交換会

本意見交換会では、国際社会で「法の支配」を実現するために、日本はどのような外交と国際協力を行うべきかを考える。そのために、日本のこれまでの法整備支援の成果と残る課題を取りあげて、日本の司法外交の視点からこれらの課題にどう取り組み、SDG16+の掲げる目標の達成にどのように貢献できるかを議論する。内容としては、各分野の技術的な問題ではなく、SDG16の掲げる「あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」というガバナンスの視点から、日本政府のODAと民間企業やNGOの開発協力の現状と課題を考え、司法外交を通じて、それをどのように改善していくかについて考える。法の支配の促進（16.3）は言うまでもなく、汚職対策（16.5）、透明性の高い公共機関（16.6）、包摂的参加型意思決定過程（16.7）、法的な身分証明書の提供（16.9）、基本的自由の保障（16.10）などのターゲットも法の支配の確立のためには極めて重要であり、日本の法整備支援が一定の成果を上げてきたことは間違いない。しかし、従来の政府間ベースで実施してきた日本の援助は、どうしても政府職員的能力開発が中心で、はたしてそれが本当に法による支援を必要としている貧困層や少数民族にも届いているのだろうかという疑問もある。さらには、すべての形態の暴力を減少させる（16.1）という基本的なターゲットの達成に貢献するためには法整備支援と司法外交は、どのように取り組むべきなのかを考える必要がある。

最初の報告者より、2020 年 4 月に予定されていた京都コンgress（第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議－新型コロナウイルスの世界的な蔓延で延期）の意義について、次のような説明があった。国連犯罪防止刑事司法会議は、5 年に一度、国連によって開催される最大規模の国際会議であり、日本での開催は 50 年ぶりで 2 回目である。京都コンgressの全体テーマは、「2030 アジェンダ（SDGs）の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」である。前回のドーハコンgressで採択された政治宣言（ドーハ宣言）がその後の SDGs のゴール 16 に結実したように、京都コンgressにおいても発信力のある政治宣言が期待されている。また、この京都コンgressに先立ち、未来の社会を担う世界の若者たちが同様のテーマについて議論を行うユースフォーラムも開催される予定である。京都コンgressの意義としては、次の点があげられる。①犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスを高める、②国民の同分野に対する関心を高め、再犯防止や安全安心な社会の実現に寄与する効果を期待できる、③2020 年というオリ・パラ年に、世界から訪れる京都コンgressの参加者に「世界一安全な国、日本」とこれを支える法遵守の文化を体感してもらい、我が国の国家としての成熟度や法の支配の浸透をアピールする絶好の機会となる。

京都コンgressのレガシーを残す取り組みとして、2020 年を「司法外交元年」として、5 か年の準備期間を設けて戦略的取り組みをしてきた。そのために、まず司令塔機能を強化するために法務省内に大臣官房国際課を新設し、法務省総合研究・UNAFEI や外務省・JICA との連携を強化した。また、国家レベルでの取り組みをレベルアップさせるために、平成 30・31 年度の骨太の方針の中に「司法外交」を明記した。平成 30 年度の方針には、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、京都コンgress 2020 の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する」と明記された。また平成 31 年度の方針にも、次のように明記されている。「ODA も活用しつつ法の支配を国際社会において確立させる取組を推進するとともに、外務省を中心とする関係省庁の対応体制を整え、国際裁判を含む紛争処理制度の効果的活用を図る」、「国際的な法的紛争に強い日本をつくるため、国際法等の知見を持つ国際法務人材を育成し、国際紛争解決機関派遣は検討により国際ネットワークを充実させる。国内外の法的紛争に係る予防司法機能を充実させ、国際紛争解決ルールの形成に積極的に関与し、国際裁判への対応能力を強化する。日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国と連携しつつ、京都コンgress 2020 を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化し、外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。」

二番目の報告者より、次のような問題が指摘された。「法の支配」実現のための司法外交の中身に関して、まず、中国の台頭の中で、日本の法整備支援の成果が、当初の意図とは正

反対の rule by law によって民主が抑圧されている現実を認識すべきである。中国は国際商事裁判所 (CICC) を作り、中国の司法の管轄下において中国法によって解決すると言って、英米法の専門家を含む世界的に著名な実務者を CICC の諮問委員に入れて中国法の普遍化国際化を進めている。同時にカンボジアで行われているように、留学生としてアジアの法学生や政府の法務官僚に中国内で中国法を教えたり、中国の法学部などで中国人の学生に英語で英米法を勉強させたりするなどして、中国法を国際紛争処理の基準に入れていこうとしている。国際基準を中国法にしようという明確な意図が見えている。商事紛争の国際仲裁拠点を日本にも作ろうと、中国に対抗する形で進めているが、現実問題として国際仲裁の経験のある人材は日本にはあまりいない。箱だけ作っても中身がない。日本人や日本法に限らず、世界の専門家を招くダイナミックな手法が必要だ。中国は、外国判決の承認執行にかかるハーグ条約と国際調停の執行にかかるシンガポール条約にいち早く署名をしたが、日本はいつ署名するかもわからない。法務省を中心とする司法外交に、外交的な整合性があるようにも見えない。日本の短期的な国益のために取ったイニシアチブではないと思うが、国際的、越境的な紛争処理における法制度とその実務が、国際秩序やグローバル・ガバナンスにおける派遣争いに結びついているという現実に立脚し、その公正公平な発展のために、これらの国際法の発展に積極的にコミットし、グローバルなリーダーシップをとって行く姿勢を明確にする必要がある。

「法の支配」を推進するための実施主体としての日本の司令塔を考える際には、実際その具体的な戦略と政策を考える必要がある。これまでも法務省主体だったが、所詮国内の法務所管の組織なので国際的感覚がどこまであるかわからない。逆に外務省は、国内法の具体的な技術や実務についてはよくわからない。既存の枠組みで機能するのと言われると疑問である。司令塔として置くなら民間を含めた形で外国人専門家を含めるなどもっとダイナミックに、独立した機関として設置する必要がある。各省庁から独立し国民に説明できる仕組みづくりが必要である。そのためには市場経済一辺倒ではなく、持続可能性、専門性、とりわけ政治・経済・社会・歴史などの専門家を含む多様な人材を配置し包括的戦略的にその政策を立案し一貫性を持って実施する必要がある。

法整備支援は単に制度作りだけでなく、持続可能性のための人材育成などや法文化なども視野に入れたものにする必要がある。非国家主体の役割も重要であるが、「『草の根』の正義へのアクセス」のために不可欠な市民社会の活躍が日本は弱い。被害者を救う現地弁護士と連携して対処していく。マルチ・ステークホルダーのネットワークで、相互補完的にチェックアンドバランスができるようにしていくべきだ。市場経済内でこれから起こるのは、NGO、企業が自主的に持続可能なビジネスを作り、そのようなビジネスが投資の対象になり、持続可能でないビジネスは市場から排除されることになるということだ。日本では概ね、裁判所が適正かつ公正公平に法の執行をできるだけでなく、一般社会においては法に従う法意識が根付いている。しかし、他国では、必ずしもそのようになっていない現実もある。法社会学的な視座とそのための幅広く深い教養が求められる。他方、国際取引の世界標準で

ある英米法を理解し、これを日本の法曹も扱えるように、英語での英米法の理解も重要となっている。今後は中国語での中国法の理解も求められる。好むと好まざるとに関わらず、今後ますます台頭し、英米法を飲み込まんとする中国との付き合い方を戦略的に考えねばならない。民商事紛争を各国が公正公平に行われるためにも、汚職問題やその背後の政治的な要素も視野に入れた総合的な法整備支援のための研究が本格的になされることが求められる。UNODC の京都 kongress を主催する上で、とりわけ世界の構造問題でもある汚職を撲滅するための支援をリードすることが期待される。それには、反面、近代化以前の伝統的な紛争処理を含めた慣習法などとの整合性も配慮しなければ、導入された新たな法制度が機能しないどころか、新たな汚職の温床になることすらあることを深く自覚する必要がある。

中国は「法の支配」の確立に努力しているとのことだが、中国の裁判官は共産党員であり、司法の独立はなく、その地位は立法や行政に比べて格段に低い。形としては英語で英米法も学ぶとはいえ、元々が司法の独立がないのに、日本と同じ裁判所を前提とすることにも疑問がある。しかし、一党独裁体制での権力の持続可能性について中国も独自に研究するために英米法を学んでいるともいえる。そもそも、古代の律令制や儒教を受容して、欧米に習って近代法を継受し、さらに戦後の民主化で英米法を学びながら換骨奪胎して発展してきた日本が協力する余地はまだあると思う。

三番目の報告者からは、次のような問題が提起された。法整備支援事業の今後の課題として、以下の4点があげられる。第一に、法整備支援の基準を ODA 事業の対象国の一人当たり GDP で線引きすることは問題である。支援の目標が「良い統治」であり、「法の支配の定着」という、経済的指標とは異なる基準だとすると、GDP 要件から外れても、投資環境整備のために、予測可能性のある「法の支配」制度の整備支援するべきである（現に、中国に対して知財法支援をしている）。特に、アジア諸国が GDP 要件を超える経済発展を遂げても「法の支配」に問題がある場合は、わが国は傍観せずに、積極的に支援すべきだろう。

次に、過去の支援で得た知見の継承をどうするかである。これまで、現地に派遣される長期専門家など、多数の法律専門家が支援に関わってきたが、通常は数年の経験後は支援とは無関係となり、支援で得た経験や知見は蓄積されていない。法律起草の方法、判決書の書き方、人材育成における教材・教育方法なども、プロジェクト全体として体系的整理はされていないように思う。今後、多様な対象国を相手に多様な支援を行っていくには、早急に、これまでの支援の経験・知見を分析して体系的に整理し、どのようにすればそれぞれの条件に応じて有効に支援を行うことができるかという、法整備支援の方法論、支援のガイドラインとでもいうべきものを作成し、過去の支援の知見を将来に承継する必要がある。また、法務総合研究所や JICA は、法整備支援の方法等について専門的知見を有する専門的人材（法律用語に精通した通訳を含む）を確保しなければならない。

第三の課題は、日本には法整備支援全体の司令塔がないことである。現在、多様な対象国に対して多様な内容の支援が行われているが、どのような一貫した方針のもとで、どのような支援の必要性があり、どのようなプライオリティのもとにどのような支援人材等の資源配分をしているのか、はっきりしていない。JICA が企画調整しているはずであるが、ad hoc な判断で決められているとしか考えられない。多様化しなお変化する今後の支援プロジェクトを具体的に企画し、各プロジェクトを有効に実施していくためには、司令塔が必要である。さらに、司令塔には、過去の支援の実績を評価し、その経験から得た知見を整理体系化し、将来に承継するという、今後の支援事業にとって基盤となる作業を企画し、実施させ、監督する役割があるだけでなく、支援事業の目標・理念を検討し、目標を具現化するための方策を示す、法整備支援事業の戦略を策定する役割が与えられなければならない。司令塔によって、事業全体のガバナンスの統合が図られるのである。

最後に、日本の法整備支援戦略を策定する必要がある。法整備支援事業は多様化し、さまざまな内容の支援が必ずしも整合性がないままに支援国の要請に応じて実施されている。また、2015 年以降の国際協力大綱のもとでは、今後、国益の確保に貢献するという名のもとに、支援対象国と利益相反する支援が行われる事態が生じないとも限らないであろう。こうした状況のもとで、法整備支援事業を国内外の信頼を確保しながら継続していくには、過去の支援事業の経験から得た知見を基に構築した、日本の法整備支援戦略を策定する必要がある。まず、事業全体を包括する戦略、すなわち、法整備支援事業全体の目的・目標は何か、どのような方法で目標達成を図るのかを定め、次に、包括的・総合的戦略の傘のもとで、それぞれの国の社会経済の発展状況（最貧国か中進国か、農業国か商工業国か）や統治構造（社会主義国か共和国か）などの類型によって支援目標、支援方法の異なる、支援対象国ごとの（プロジェクト）戦略を策定する。事業全体の戦略策定にあたっては、国際協力大綱との整合性をも検討する必要がある。今後の法整備支援事業を「良い統治」のもとに持続可能なものとして進めるには、過去の支援事業の経験から得た知見を基に、司令塔が、特色ある日本の法整備支援戦略を構築し、その戦略に則って各事業実施主体が事業を実施するように統括することが不可欠と考える。

以上の三者の報告を軸に、以下の点が確認された。日本は明治維新から戦後にわたって大陸法と英米法を照らし合わせて、法律を作ってきた。様々な国から学んでいることが、欧米法と違う点であり、したがって日本型の法整備支援は、自国法制度を絶対的なものとしていない。日本自身が経験した試行錯誤から出てきた相対的視点を持って支援している。欧米や国際機関からの支援は短期的だが、日本の支援は長期的視点から現場の変化を目指して、寄り添い型を取ってきた。しかし今、日本企業の海外展開を後押しすべきであるとの掛け声の下で、日本の寄り添い型の法整備支援が変わりつつあり、日本も押しつけ型になってきているのではないかという懸念もある。

「法の支配」を実現するための一つの手段としての司法外交を取り上げ、特に日本がこれまで 20 年間積み上げてきた法整備支援を今後どのように展開していくべきかについて、様々な意見が出された。オールジャパンの取り組みとして包括的な戦略を立てる司令塔をつくることやそれを実行していくための人材育成の重要性と緊急性が確認された。しかし、「法の支配」の到達点は、単に法やその執行機関を作ることではなく、法に守られた安全・安心な人々の生活を実現することである。「だれ一人取り残されない」自由で公正な世界を目指すという SDG16+ の理念に基づいた戦略や人材育成が必要であろう。

参加者からも、大要以下のような意見や提言が述べられた。

- 京都 kongress の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組を外交一元化の下、オールジャパンで取り組むべきである。
- 京都 kongress で京都 Rules をまとめ、若者を含む社会全体で取り組むべきである。
- 早急にオールジャパンの独立した司令塔を作るべきで、例えば、自由で開かれたインド太平洋構想のような外交戦略に法整備支援をリンクさせるためにも、司令塔は、各省庁横断的な国権の最高機関である、国会の委員会とすることが望ましい。
- 日本は、日本企業の利益というような短期的国益よりも、パートナーとして、長期的な相手国のニーズを優先した、「相手に寄り添う」司法外交というソフトアプローチも重要である。
- そのためにも、日本政府の方針と相手国（国民や非国家主体を含む）のニーズをマッチングさせるコーディネーション力を高める努力をすべきである。
- 司法外交を進めるにあたっては、支援の出口戦略としても、その被益者でもある弁護士をアクターとして活用することで、理想と現実を埋める調整者としての活躍が期待できる。
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO 法）の改正で可能となった刑務官の派遣も検討すべきである。
- PKO や平和構築支援を踏まえ、また途上国の実情から、軍隊に対する司法分野の能力構築支援も、軍事支援ではなく、シビリアンコントロールの強化の観点で、司法外交の一部として検討すべきではないか。
- グローバル化で生じる新たな犯罪の国際的な取り決めを進める。
- 主権国家体制では限界のある国内法と国際法の二分法による、拘束力のあるいわゆるハードローだけでなく、このギャップを埋め、ハードローを機能させるためにも、これを補完する行為規範としてのソフトローの発展をも視野に入れるべきである。
- 社会の弱者や開発の被害者が司法の支援を受けられるような、いわゆる「正義へのアクセス」のための法整備支援を進めるため、草の根の人々のニーズをベースに戦略を立てるべきである。
- 法整備支援人材の育成には、英米法だけでなく、中国法も合わせて理解するようにし、

中国において「法の支配」が実現できるように研究し、中国弁護士との連携も模索する。

- 他のドナーの支援戦略及びこれまでの支援実績の調査・分析・総括の実施し、「法の支配」と民主化支援のために連携をする。
- JICA の案件実施においても、法的側面を案件の中に積極的に入れて、援助受け入れ国の法意識を高めることが重要である。
- 同時に、日本自身も援助受け入れ国を含む他国から学ぶことが重要である。日本自身の法の支配も、常に強化するための不断の努力を怠るべきではない。
- 官民連携のためには日本人海外駐在員の力を活用すべきである。
- ルールメイキングに取り組むためにも、日本が多国間の枠組みで 2017 年以降主催している国際知財司法シンポジウムを毎年続けるべきである。
- ニューヨークで毎年開催されている Rule of Law Forum において、日本は、国際平和のための「法の支配」の確立のためにもっと積極的に発言し、これを主導して、その実現にさらに貢献すべきである。

本意見交換会は、日本の ODA に基づく発展途上国の法制度整備を支援してきた実績と課題を議論することで、これを改善することを主な目的としたものである。世界の秩序が、未だにウェストファリア以来の主権国家体制の延長線上にあることから、各主権国家の各国内法とその制度改革によって各国における「法の支配」の確立が重要である。とりわけ、それが弱い、途上国も先進国並みの「法の支配」を確立することを支援することで、各国の集合体である国際社会の「法の支配」の基礎を構築しようということでもある。

しかしながら、主権国家体制下の国際社会では、国同士を規律するのは、いわゆる Law of Nations の国際法である。すなわち、主権平等の原則の下、国際法における「法の支配」は、各国の国内法とは次元の違う問題でもある。いくら各国が国内法での「法の支配」の確立も目指しても、国境を越えれば、各国の管轄外であり、国同士の争いに当事国の同意なく適用されるわけではない。このことは、最近の日韓の 1965 年の日韓基本条約をめぐる、両国司法機関の判断の違いによる外交問題としても突き付けられている。日本は、日本国憲法の国際協調主義によって、国際司法裁判所(ICJ)の普遍的管轄を受諾しているが、韓国始め多くの国は未だに受諾していない。このため、中国との尖閣諸島、韓国との竹島のそれぞれの領有権を巡る国際紛争も、日本の働きかけにもかかわらず両国は ICJ の管轄に同意せず、したがって未だに ICJ による解決を見ていない。米国などの先進国も、自国の国益を優先して、有利でなければ国際法を無視することも少なくない。ICJ の判断なども、これを執行する現実的な力を持たない以上、その実効性は不十分である。したがって、国際社会はやはり力の論理、つまり当事国の外交力の優劣で支配されており、その背後の軍事力を抜きにはガバナンスを語ることはできないのである。ジェノサイド罪や戦争犯罪、人道に反する罪などを定義して、平和構築の切り札として登場した、いわゆるローマ規定に基づく国際刑事裁判所 (ICC) も、その実効性と政治的中立性などの根本問題を克服できてはいない。国際法に

における「法の支配」の「法」の中身については国内法ほど明確でもなく、国際政治によって濫用されるという懸念もぬぐえないのである。このような国際法の限界は、世界連邦のような各国の主権を制約した中央集権的な権力機構ができない限り乗り越えることはできないであろう。

また、グローバル市場における国境を超えた商取引などで使われている国際仲裁などの中立の第三者による判断を各国の裁判所が承認、執行するという制度も、実際にこれを実践できている国は未だに多くない。外国判決の承認執行にかかる条約や国際調停の執行にかかる条約なども近時成立してはいるものの、各国の法制度は未整備であり、それができても、その実践は未だ期待できない。そもそも多様な価値観を有する国際社会にあっては、相互信頼の土壌やこれを担う人材の育成には相当の時間を要するからである。

しかしながら、国連を中心に、このような国際刑事や国際商事を含む国際法の発展とその実効性を強化するための努力は忍耐強く進められている。日本は歴史的な使命を持って、国連中心主義を掲げてきた。憲法上の使命を持って、国際紛争を非軍事的に解決するために国際法における「法の支配」を推進してきた。とりわけ、緒方貞子氏や小和田恒氏などこの分野で世界的に活躍する人材を輩出してきた。いうまでもなく、日本外交の柱ともなっている「人間の安全保障」概念の精緻化は、その後の国連の持続可能な開発目標などとしても世界中の人々と共有され、新たな規範意識も高まりつつある。

昨今の国際法の発展をみるに、国連などが、法的拘束力のない、いわゆるソフトローとして行為規範を採択し、その実効化のための報告制度や、不服申立制度などの手続きを整備し、かつ、国家以外の、市民社会や民間企業などのいわゆるマルチステークホルダーによる監視に基づいた、いわば水平型のネットワークによるガバナンスの発展が進んでいる。この国内法でもない、国際法でもない、国境を超えた法体系として、いわゆるトランスナショナルローの慣習法としての発展こそ、今後の国際社会の法の支配の鍵ではないかと思われる。

現在、人類は、新型コロナウイルスによる感染症のパンデミックという共通の危機に直面している。人類共同体としてのグローバル社会に相応しいガバナンスと、それを規範化、制度化、実効化していく、国際法、国内法、そして越境法の3次元的な法体系のイノベーションな進化が求められている。権力の濫用を防ぐ制度的保障としての「法の支配」は、誰一人取り残されない、自由で、民主的な、安全安心な社会の発展には不可欠である。そのため日本の具体的な取り組みが期待されている。

全体の提言

以上の意見交換会での議論と、分析、展望を踏まえて、当分科会は、グローバル化の急速な進展による主権国家体制の限界を認識し、グローバル・ガバナンスを支える新たな「法の支配」の構築を模索し、1. 国際法遵守、2. 国内法協調と 3. トランスナショナル法（越境法）の発展、の3つの観点から、以下の提言を行う。

提言 1. 国際法遵守のための制度設計と啓蒙への国際協力を主導

国際司法裁判所、国際刑事裁判所など国際司法の権限の拡大と強化、国際仲裁、調停などの促進し、国際法違反の制裁手続の透明化などによる法執行の実効性と公平性を担保すべきである。とりわけ、新たな条約などの国際法の策定、批准における弱小国や非国家主体の参加を促進するための支援を行う。

提言 2. 各国国内法の調和の協調

国内裁判官、法曹関係者、仲裁人、調停人、政府、立法機関関係者の国際法、比較法研究、研修の強化による民商事紛争解決と刑事司法における国際協調の増進を図り、主要な国内立法、行政規範、判例などを翻訳して発信すべきである。とりわけ、法整備支援における透明性の確保や人材育成による汚職防止、市民社会参加、公正公平な執行の確保と独立した司法制度の促進、外国判決、国際仲裁判断や調停合意の承認・執行確保のための国際連携において、日本が官民挙げて指導的役割を担う。

提言 3. 国際法と国内法のギャップを埋める越境法の発展と相乗効果(Synergy)を促進

2000 年国連グローバル・コンパクト、2011 年国連「ビジネスと人権」に関する指導原則、2015 年国連持続可能な開発目標 (SDGs)、2018 年国連難民および移民に関する各グローバル・コンパクトなど、主要なソフトローによる新たな行為規範の定着と、そのハードロー化への取り組みの支援し、持続可能な市場によるグローバル化のためのルールメイキングを主導する。とりわけ、これらソフトローの実効性確保のための、民官産学を含むマルチ・ステークホルダーのネットワークによる、相互補完的なチェックアンドバランスと、そのためのアカウンタビリティ確保のための定期的報告制度、被害者救済のための不服申立手続の導入を促進すべきである。さらに、これを応用して、地球環境エコシステム、生物多様性を尊重した持続可能な次世代を含んだ「人間の安全保障」のための、地球規模の課題に取り組む次世代志向型「法の支配」の構想し、中央集権管理型から自律分散型ガバナンスへの転換を促す「法の支配」の実現のために具体的な議論を主導していく。

注記：以上の要録は、JICA 民主化シニアアドバイザーであった井上健氏と東京大学の佐藤安信教授が共同議長として始めた、「日本の開発協力と平和構築に関する研究会：法の支配と民主的ガバナンスのための SDG16+の実現に向けて」の第 7 回「法の支配の実現に向けた司法外交」（2019 年 9 月 20 日）での議論の記録から、佐藤安信教授の判断で本分科会の議論としても採用できる部分を抽出し、要約したものである。すなわち、本分科会は当該研究会と連携連動しつつ、その目的の重なり合う部分で共催したものと位置付けられる。ただし、同研究会は、自由な議論を担保するために、いわゆるチャタムハウス・ルールに則って開催されており、同記録では発言者を特定していない。なおかつ、その参加者は、そこでの

議論が、当該分科会の意見交換会としても扱われることを事前に承知もしていない。したがって、以下の要録は、佐藤安信教授が井上健氏の了解の上、独自の責任で要約、編集、作成したものである。

国会有識者諮問機関グローバル・ガバナンス推進委員会 分科・審議会

2019年4月～2020年3月

参加者一覧

(順不同 敬称略 本人出席の方の同行者は削除しております)

(全審議会に出席)

座長 長谷川祐弘(日本国際平和構築協会理事長 元国連事務総長特別代表)

事務局長 谷本真邦(世界連邦国会委員会事務局次長)

1. 国連改革 分科会

議長 神余隆博(関西学院大学教授、元国連大使)

委員 猪又忠徳(長崎大学グローバル連携機構アドバイザー、元国連行政予算委員委員)

井上健(JICA シニアアドバイザー・元国連民主化ガバナンス部長)

植木安弘(上智大学教授、元国連報道官)

久山純弘(国連協会理事、元国連監査調査委員会委員長、元国連事務次長補)

功刀達郎(国連協会理事、元国連事務総長特別代表・ICU 教授)

川端清隆(福岡女学院大教授、元国連職員)

源田孝(元航空自衛隊空将補・防衛大学校教授・幹部学校教官)

水野孝昭(神田外語大学教授、元朝日新聞論説員)

神谷昌道(世界宗教者平和会議シニアアドバイザー)

田口晶子(ILO 駐日代表)

伊勢桃代(国連システム元国際公務員日本協会会長)

高瀬千賀子(元国連経済社会理事会担当政策調整部長補佐)

黒澤啓(共立女子大教授、元 JICA 幹部)

田辺圭一(東海大教授)

井上裕史(大塚薬品グループ国際部長)

天野富士子(国際弁護士、元国連法務官・外務省経済連携協定交渉官)

森淳一郎(アライアンス・フォーラム代表理事補佐、元総合商社幹部)

宮越太郎(国連 UNHCR 協会)

米川佳伸(元国連経済社会局プログラムコーディネーター・真言宗豊山派僧侶)

ヴッセリン・ポポフスキー(インド ジンダル・グローバル法律学部副学部長)

- マヤ・リーヒチ(東京大学)
 アミッシュ・アグラワル(東京大学)
- 政府 島桂一(外務省総合外交政策局国連政策課課長)
 荒木英美(外務省総合外交政策局国連企画調整課課長補佐)
 河原茉莉(外務省総合外交政策局国際機関人事センター主査)
- 事務局 塩浜修(世界連邦運動協会理事)
 山内建人(世界連邦ユース学生代表)
 尾野ひかり(世界連邦ユースインターン)
 金丸咲良(世界連邦ユースインターン)
 山西櫻子(世界連邦ユースインターン)
- 世界連邦国会委員会(諮問委嘱者)
- 衛藤征士郎(会長・衆議院議員・自民党外交調査会長・元衆議院副議長)
 中川正治(事務総長・衆議院議員)
 猪口邦子(参議院議員・元国務大臣・元軍縮大使・上智大学名誉教授)
 柴山昌彦(衆議院議員・元文部科学大臣)
 左藤章(衆議院議員)
 山川百合子(衆議院議員)
 山根隆治(元参議院議員 元外務副大臣)
 (以下代理)
 大塚高司(衆議院議員)
 逢坂誠二(衆議院議員)
 笠浩史(衆議院議員)
 井上信治(衆議院議員)
 三原朝彦(衆議院議員)

2. 環境問題(地球環境保全・気象変動) 分科会

- 共同議長 沖大幹(国連大学上級副学長)
- 共同議長 高橋一生(アレキサンドリア図書館顧問)
- 委員 浜中裕徳(地球環境戦略研究機関特別研究顧問)
 竹本和彦(国連大学サステナビリティ高等研究所前所長)
 山岡和純(国際農林水産業研究センター研究コーディネーター)
 蟹江憲史(慶應義塾大学環境情報学部教授)
- 陪席 功刀達朗(元国連事務次長補・元ICU教授・元外務省参与)
 猪又忠徳(長崎大学国際連携研究戦略アドバイザー・元コスタリカ大使)

小溝泰義(核軍縮の実質的な進展のための賢人会議委員・元ウィーン政府代表大使)
 山口しのぶ(国連大学サステナビリティ高等研究所所長)
 上村雄彦(横浜市立大学教授)
 宮越太郎(国連 UNHCR 協会)

政府 大八木小夜(外務省総合外交政策局)
 齊藤陽子(外務省総合外交政策局)

事務局 塩浜修(世界連邦運動協会常務理事)
 佐伯真唯子(世界連邦ユース事務局次長)
 山本有紀子(世界連邦ユース事務次長補)
 金居新大(世界連邦ユースインターン)
 酒井功雄(世界連邦ユースインターン)
 品川陸人(世界連邦ユースインターン)

世界連邦国会委員会(諮問委嘱者)

衛藤征士郎(衆議院議員・自民党外交調査会長・元衆議院副議長)
 猪口邦子(参議院議員・元国務大臣・元軍縮大使・上智大学名誉教授)
 篠原孝(衆議院議員・衆議院環境委員・元農林水産副大臣)
 左藤章(衆議院議員・元内閣府副大臣)
 山川百合子(衆議院議員)
 (以下代理出席)
 井上信治(衆議院議員)
 三原朝彦(衆議院議員)
 宮澤博行(衆議院議員)
 逢坂誠二(衆議院議員)
 道下大樹(衆議院議員)
 笠浩史(衆議院議員)

3. 軍縮問題 分科会

共同議長 阿部信泰(元国連大使・国連事務次長・ハーバード大学シニアフェロー)
 共同議長 小溝泰義(核軍縮の実質的な進展のための賢人会議委員、元ウィーン政府代表大使)
 共同議長 美根慶樹(元軍縮大使、平和研究所所長)

委員 源田孝(元航空自衛隊空将補・防衛大学校教授・幹部学校教官)
 猪又忠徳(元コスタリカ大使、国連大学客員教授、長崎大学アドバイザー)
 久山純弘(元国連事務次長補・元国連ハビタット事務次長)
 功刀達朗(元国連事務次長補・ICU 教授・外務省参与、国連大学客員教授)

水野孝昭(神田外語大学教授、元朝日新聞論説員)
 井上健(JICA シニアアドバイザー、元国連民主化ガバナンス部長)
 小山淑子(元 ILO 職員、早稲田大学教員)
 柿島慶子(日本労働組合総連合会会長・代理出席)
 河合公明(創価学会平和委員会事務局長)
 アン・スンヒ(世界宗教者平和会議会長・代理出席)
 神谷昌道(世界宗教者平和会議シニアアドバイザー)
 篠原祥哲(世界宗教者平和会議日本委員会事務局長)
 小林主茂(IHEID・CCDP フェロー)
 宮越太郎(国連 UNHCR 協会)
 政府 齊藤陽子(外務省総合外交政策局)
 事務局 塩浜修(世界連邦運動協会常務理事)
 山内建人(世界連邦ユース学生代表)
 真鍋はるか(世界連邦ユース学生副代表)
 渡邊優紀(世界連邦ユースインターン)
 本間のどか(世界連邦ユースインターン)
 前坂龍太郎(世界連邦ユースインターン)

世界連邦国会委員会(諮問委嘱者)

中川正春(衆・世界連邦国会委員会事務総長、元文部科学大臣)
 柴山昌彦(衆議院議員、元文部科学大臣)
 (以下代理出席)
 加藤勝信(厚生労働大臣、衆議院議員)
 北村誠吾(内閣府大臣、衆議院議員)
 井上信治(衆議院議員)
 小田原潔(衆議院議員)
 左藤章(衆議院議員)
 浅野哲(衆議院議員)
 大塚高司(衆議院議員)
 三原朝彦(衆議院議員)
 源馬健太郎(衆議院議員)
 猪口邦子(参議院議員)
 逢坂誠二(衆議院議員)
 道下大樹(衆議院議員)
 笠浩史(衆議院議員)
 山口泰明(衆議院議員)

4. 議員外交 分科会

議長 長谷川祐弘(元国連事務総長特別代表)
委員 鈴木賢一(政党事務局幹部)
網井幸裕(元衆院外務委員会調査室首席調査員・経済産業委員会調査室長)
堀場明子(笹川平和財団主任研究員)
中林美恵子(早稲田大学教授、元衆議院議員)
ウォルフガン・パーペ(欧州政策研究センター研究員)
事務局 塩浜修(世界連邦運動協会常務理事)

5. 国際連帯税(革新的資金創出メカニズム) 分科会

議長 上村雄彦(横浜市立大学教授)
委員 田中徹二(外務省 SDGs 資金有識者懇談会委員・グローバル連帯税フォーラム代表)
望月爾(立命館大学教授)
近廣昌志(愛媛大学准教授 国際金融論専攻)
今川昌之(武田薬品グループ 統括部長)
陪席 井上健(JICA シニアアドバイザー、元国連民主化ガバナンス部長)
猪子恒(日本宗教連盟理事)
佐藤美央(国際移住機関駐日代表)
宮越太郎(国連 UNHCR 協会)
田辺圭一(東海大学教授 元国連 PKO ミッションオフィサー)
嘉成道夫(市民社会・グローバル連帯税フォーラム会員)
政府 桑原進(外務省国際協力局審議官 NGO 担当大使)
田中英徳(外務省国際協力局地球規模課題総括官組織主査)
事務局 塩浜修(世界連邦運動協会常務理事)
山内建人(世界連邦ユース学生代表)
佐竹未羽(世界連邦ユース学生副代表)
渡邊優紀(世界連邦ユースインターン)

世界連邦国会委員会(諮問委嘱者)

中川正春(衆議院議員・世界連邦国会委員会事務総長、元文部科学大臣)
左藤章(衆議院議員・元内閣府副大臣/元衆議院安全保障委員会委員長)
桜井周(衆議院議員・元 JBIC 職員)
浅野哲(衆議院議員・大畠章宏前世界連邦国会委員会事務局長後継者)

篠原孝(衆議院議員・元農林副大臣)

(以下代理出席)

井上信治(衆議院議員)

西村康稔(衆議院議員)

山口泰明(衆議院議員)

猪口邦子(参議院議員)

佐々木隆博(衆議院議員)

道下大樹(衆議院議員)

石橋通宏(参議院議員)

佐藤英道(衆議院議員)

笠浩史(衆議院議員)

6. 法の支配 分科会

議長 佐藤安信(東京大学大学院教授)

委員 井上健 (JICA シニアアドバイザー、元国連民主化ガバナンス部長)

世界連邦日本国会委員会名簿 (五十音順敬称略・2020年4月16日現在)

<自民党>

【衆議院】逢沢一郎 穴見陽一 安藤高夫 池田道孝 稲田朋美 井上信治 伊吹文明
衛藤征士郎 大塚高司 大西英男 小田原潔 加藤勝信 亀岡偉民 河村建夫 北村誠吾
岸田文雄 高村正大 後藤茂之 左藤章 塩崎恭久 柴山昌彦 下村博文 竹本直一
渡海紀三朗 中根一幸 中村裕之 中山泰秀 西村明宏 西村康稔 額賀福志郎 野田毅
萩生田光一 原田義昭 平井卓也 本田太郎 三原朝彦 宮澤博行 森山裕 山口俊一
山口泰明 山口壮 山田賢司 吉川貴盛
【参議院】猪口邦子 岡田直樹 加田裕之 古賀友一郎 末松信介 中川雅治 馬場成志
山田宏

<立憲民主党>

【衆議院】阿部知子 荒井聰 池田真紀 枝野幸男 大河原雅子 逢坂誠二 菅直人
櫻井周 佐々木隆博 高木錬太郎 中川正春 西村智奈美 本多平直 道下大樹 森山浩行
山川百合子 山本和嘉子
【参議院】石川大我 長浜博行 難波樊二 福山哲郎

<国民民主党>

【衆議院】浅野哲 大島敦 奥野総一郎 小熊慎司 源馬謙太郎 近藤和也 玉木雄一郎
津村啓介 前原誠司
【参議院】川合孝典 田村まみ 浜口誠

<公明党>

【衆議院】石田祝稔 井上義久 浮島智子 佐藤茂樹 佐藤英道 中野洋昌 遠山清彦
濱村進

【参議院】石川博崇 伊藤孝江 塩田博昭 西田実仁 浜田昌良 宮崎勝 山本香苗

<日本維新の会>

【衆議院】馬場伸幸 【参議院】鈴木宗男

<共産党>

【衆議院】笠井亮 【参議院】井上哲士 紙智子 倉林明子 小池晃 山添拓

<社民党>

【参議院】福島瑞穂

<令和新選組>

【参議院】船後靖彦

<無所属>

【衆議院】大島理森 柿澤未途 高井崇志 松原仁 柚木道義 笠浩史

【参議院】上田清司 芳賀道也 藤末健三